

KAWAJIMA

第

5

次

川島町総合振興計画

基本構想(一部改訂)・後期基本計画

～住む人に快適を 訪れる人に活力を 笑顔で人がつながるまち かわじま～



平成28年3月 川島町

住む人に快適を 訪れる人に活力を

笑顔で人がつながるまち かわじま

川島町は四方を川に囲まれ、豊かな自然環境に恵まれた土地を利用し、水田農業を中心に発展してきた町です。平成27年10月には、首都圏中央連絡自動車道が東名高速自動車道から東北自動車道まで繋がり、川島インターチェンジの交通利便性が向上し、町の発展に向けた期待がますます高まります。一方、近年は、少子高齢化や人口減少が進み、社会経済情勢や価値観の変化がみられ、町を取り巻く環境は大きく変化しております。



本町では、平成23年3月に第5次川島町総合振興計画を策定し、総合的かつ計画的にまちづくりを進めてきました。このたび、前期基本計画の期間終了に伴い、時代の変化に的確に対応しつつ、これまでの取り組みの成果を踏まえ、これからの5か年の後期基本計画を策定しました。後期基本計画では、人口減少対策を推進するための「川島町まち・ひと・しごと創生総合戦略」をリーディングプロジェクトに位置づけ、取り組んでまいります。

新たな町の拠点としての役場庁舎が完成し、新しい出発をすることができました。この新庁舎を拠点として、より効率的な行政運営を図るとともに、町民、町議会、関係団体、職員が住民力を結集して、まちづくりを進めることにより、川島町は大きく発展すると確信しております。将来像で描く「住む人に快適を 訪れる人に活力を 笑顔で人がつながるまち かわじま」の実現に向けて、皆さんとともに、取り組んでまいりたいと思いますので、一層のご理解とご協力を賜りたくお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたりまして、貴重なご意見をいただきました町民の皆様をはじめ、川島町総合振興計画審議会、川島町議会及び関係各位に対し、心から感謝と御礼を申し上げます。

平成28年3月

川島町長 飯島 和夫

●町章



川島の「川シマ」を図案化したもので、町の発展と融和を象徴しています。

昭和 37 年 5 月に募集をし、昭和 37 年 6 月 5 日に審査会を行い、群馬県草津町の桜井由紀江さんの図案が採用されたものです。

●町の木…もくせい



家の庭などに植えられる常緑樹です。花は秋に咲き、よい香りを漂わせてくれる昔から親しまれている木です。

●町の花…はなしょうぶ



水田地帯である本町に多く植えられ、愛好されています。初夏には、紫・白・紫紅の大きな花をつける、繁殖力のあるアヤメ科の代表的品種です。

●町の鳥…ひばり



早春に、にぎやかにさえずりながら麦畑を空高く舞いあがるさまは、川島の春の風物詩ともいえます。ひばりは“あげひばり”といわれ、縁起のよい鳥といわれています。

川島町町民憲章

わたくしたちのかわじまは 古く成り立ちのとき以来 住民の結束により発展してきました

わたくしたちは このかわじままちをこよなく愛し 教養を高め スポーツに親しみ いっそう住みよいまちにするためここに町民憲章を定めます

- 一 かわじまを守る堤は 心のきずな
- 一 かわじまを生かす きれいで豊かな自然
- 一 かわじまを築く力は 働くこの手
- 一 かわじまの伝統受け継ぎ 創ろう文化
- 一 かわじまの宝だ 伸ばせ子供たち

川島町スポーツ都市宣言

わたしたち川島町町民はスポーツを愛し、スポーツを親しみ、スポーツを通じて、より健康の増進を図り、よって住みよいふるさとを建設するため次の目標をかかげて、ここに「スポーツ都市」を宣言いたします

- 一、町民すべてがスポーツを親しみ実践しよう。
- 一、力をあわせてスポーツのできる場と環境を確保しよう。
- 一、スポーツを通じて社会連帯感の高揚を図るため、地域にも職場にもスポーツの場と機会をつくろう。

昭和 52 年 1 月 16 日 川島町

生涯学習推進のまち宣言

わたくしたち川島町民は

生涯にわたり健康で楽しく学び合い

思いやりと心のきずなを大切に

仲良く助け合う家庭をつくり

明るく心豊かな人生が送れる

ふるさと文化の香るまち「かわじま」の実現をめざします
町制 20 周年にあたり

「生涯学習推進のまち」とすることを宣言します

平成 4 年 11 月 3 日 川島町

目次

第1部 序論	1
第1章 総合計画策定にあたって	2
第2章 計画の構成と期間	3
第2部 基本構想	5
第1章 まちづくりの基本方針	6
第1節 基本理念	6
第2節 将来像	7
第2章 将来人口	8
第3章 土地利用構想	9
第1節 土地利用の考え方	9
第2節 土地利用方針	10
第4章 施策の大綱	13
第3部 後期基本計画	21
リーディングプロジェクト	22
第1節 リーディングプロジェクトの位置づけ	22
第2節 リーディングプロジェクトの基本目標	22
第3節 リーディングプロジェクトの展開	23
第1章 一人ひとりが安心して元気に暮らせるまちづくり【保健・医療・福祉】	27
第1節 健康づくりの推進	30
第2節 福祉社会の形成	33
第3節 児童福祉・子育て支援の充実	36
第4節 障がい者福祉の充実	40
第5節 高齢者福祉の充実	43
第6節 青少年の健全育成	46
第7節 社会保障の充実	48
第2章 美しい景観・自然が守られるまちづくり【自然環境・生活環境】	51
第1節 循環型社会の形成	53
第2節 ごみ処理の充実	55
第3節 公園・緑地の整備	57
第4節 河川の整備	60

第3章 自然と調和を保ち快適に定住できるまちづくり【都市基盤・土地利用】	63
第1節 秩序ある土地利用	66
第2節 市街地の整備	68
第3節 住宅・住環境の整備	70
第4節 上水道の整備・充実	73
第5節 生活排水・雨水処理の充実	75
第6節 道路の整備	77
第7節 公共交通機関の充実	80
第4章 活力ある産業のまちづくり【農業・商業・工業・観光】	83
第1節 新しい産業の振興	86
第2節 農業振興と農地保全	88
第3節 商業の振興	92
第4節 工業の振興	94
第5節 観光の振興	96
第6節 労働環境の改善	99
第5章 自己実現を支援する生涯学習のまちづくり【生涯学習・教育】	103
第1節 生涯学習まちづくりの推進	106
第2節 社会教育の充実	109
第3節 学校教育の充実	111
第4節 スポーツ・レクリエーションの充実	115
第5節 芸術・文化の振興	117
第6節 国際化の推進	119
第6章 町民との協働でつくりあげる支え合いのまちづくり【自治・コミュニティ】	121
第1節 自治・コミュニティの振興	123
第2節 男女共同参画社会の形成	126
第3節 人権の尊重	128
第4節 交通安全の推進	129
第5節 消防・防災体制の充実	131
第6節 消費者保護	134
第7章 町民に開かれた計画的なまちづくり【行財政運営】	135
第1節 情報公開の推進	137
第2節 行政運営の推進	139
第3節 財政運営の充実	141
第4節 電子自治体の推進	143
第5節 地方分権・関係市町との連携の推進	145

資料編	147
(1) 川島町総合計画審議会条例	148
(2) 諮問・答申	149
(3) 第5次川島町総合振興計画審議会委員名簿	152
(4) 第5次川島町総合振興計画策定経過	153

第1部 序論



第1章 総合計画策定にあたって

川島町では、平成 23 年度を初年度とする第 5 次川島町総合振興計画において、「住む人に快適を 訪れる人に活力を 笑顔で人がつながるまち かわしま」を将来像に掲げて、この実現に向けたまちづくりを進めています。こうした中、平成 27 年 10 月の首都圏中央連絡自動車道（圏央道）の埼玉県内全面開通に伴い、川島インターチェンジは東名自動車道・中央自動車道・関越自動車道・東北自動車道と直結し、ますます交通利便性が向上しています。本町はこのポテンシャル（注¹）を活かす重要な時期を迎えています。

一方で、わが国の社会経済情勢は、少子高齢化や人口減少の急速な進行により、人口構成が大幅に変化しています。また、経済情勢や技術革新の進展、生活サービスの充実、価値観の変化などにより、町民を取り巻く社会環境が複雑化する中、本町を取り巻く環境は大きく変化しています。

さらに、地方分権の推進や住民参画、住民との協働によるまちづくりなど、本町に期待される役割は、ますます多様化している状況です。

このような状況の中、国においては、平成 26 年から 46 年後の平成 72 年の総人口を 1 億人に維持することを目標とした「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」が策定されました。目標人口達成のため、出生率の改善と東京圏への人口一極集中の是正が必要となっています。また、出生率などの改善には、雇用の確保、子育て環境の充実、地域特性に応じた環境整備などの課題に対応し、地方が活性化する地方創生が求められています。本町においても、「川島町人口ビジョン」及び「川島町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、人口減少対策を推進しているところです。

このような本町を取り巻く状況を踏まえ、前期基本計画（平成 23 年度～平成 27 年度）が最終年度を迎えたことにより、基本構想の一部を改訂するとともに後期基本計画（平成 28 年度～平成 32 年度）を策定します。

本計画は、これまでの成果を検証するとともに、本町が抱える課題を明らかにし、基本構想で掲げた将来像の実現と人口減少の克服をめざす 5 年間の取り組みを明確にするものです。

注¹ 潜在的な力。可能性としての力。

第2章 計画の構成と期間

本計画は、「基本構想」、「基本計画」及び「実施計画」の3つで構成しています。

◆基本構想

基本構想は、本町の中長期的な方向を示すもので、まちづくりの目標となる将来像を描き、その実現に向けたまちづくりの基本的な考え方を示すものです。

計画期間は、平成23年(2011年)度から平成32年(2020年)度までの10年です。

◆基本計画

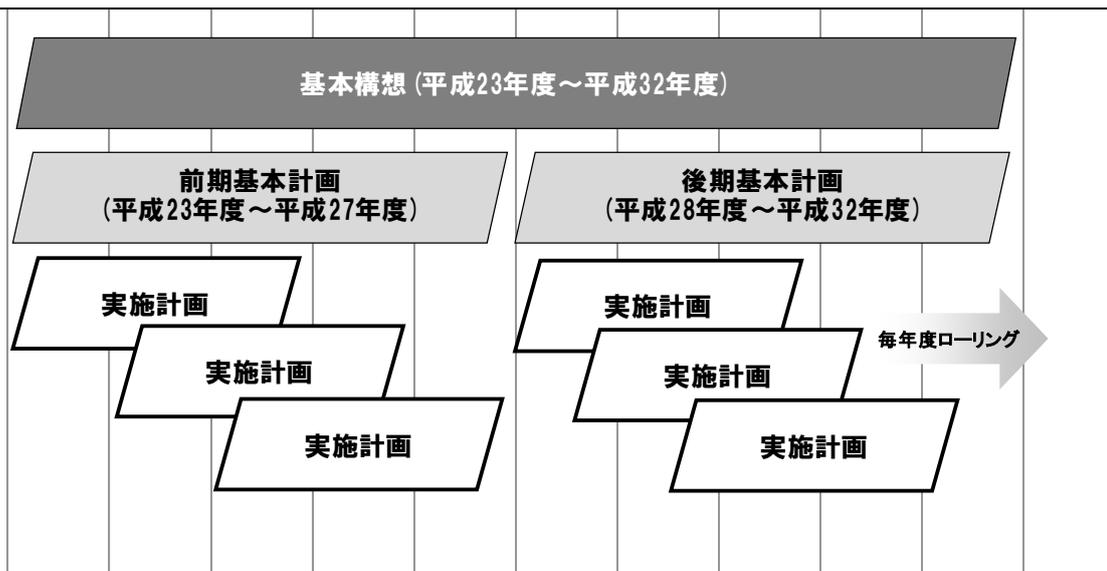
基本計画は、基本構想で描く将来像を実現するため、取り組むべき施策の具体的内容を分野ごとに明らかにするものです。また、達成目標を明らかにするために目標値とともに、実施計画の枠組みを示すものです。

計画期間は、基本構想の10年を前期と後期の2期に分けたものとなり、前期基本計画は平成23年(2011年)度から平成27年(2015年)度、後期基本計画は平成28年(2016年)度から平成32年(2020年)度までの、それぞれ5年です。

◆実施計画

実施計画は、基本計画に基づく事務事業を、どのように計画的かつ具体的に推進するかを年度ごとに明らかにしたもので、組織、予算などの経営管理の指針となるものです。

計画期間は3年間として、毎年度ローリング方式(注²)で見直しを行います。



注² 施策や事業の見直し・修正を行う方式。

第2部 基本構想



第1章 まちづくりの基本方針

第1節 基本理念

本町の新しいまちづくりの基本理念を以下のように掲げ、今後のまちづくりのすべての分野においての基調とし、各種施策に取り組みます。

I 人・自然・景観を大切にした魅力あふれるまちづくり

四方を川で囲まれた本町は、この恵まれた環境を活かした水田風景や親水空間が形成されています。都会に一番近い農村として、これらの自然や田園風景を保全することは本町の責務であり、また、世界的に持続可能な発展をめざすことが求められる昨今においては、自然との共生がいっそう重要な課題となることから、自然が織り成す景観を保全するとともに、その魅力を引き出すまちづくりに取り組みます。

今後、少子高齢社会のさらなる進展が予測され、医療や福祉の重要性はいっそう増すものと考えられます。子どもからお年寄りまで、誰もが安心して、住み続けたいと思えるような、人を大切にするまちづくりに取り組みます。

II まちの資源と都市近郊を活かした、人でにぎわうまちづくり

まちが発展するには、産業の発展が重要な要素となります。そして、まちの産業は豊かな水によって成り立っている「農」を抜きにしては語れません。首都圏中央連絡自動車道川島インターチェンジが開通したことに伴い、本町の基幹産業である農産物を川島ブランドとして広域的に普及することをめざすとともに、第二次、第三次産業も発展させ、働く人でにぎわうまちづくりに取り組みます。

また、休耕地などを有効活用するため、市民農園など観光目的による利用を展開し、都市部の人との交流を深めるなど、訪れる人が絶えないにぎわいのあるまちづくりに取り組みます。

III まちが人を育み、人がまちを育む活力と協働のまちづくり

地方分権が進められることに伴い、自立した行財政運営に取り組むことが現実味を帯びてきました。しかしながら、少子高齢化をはじめとした人口減少により、大幅な財源の縮小が予測され、自治体の経営そのものを見直す必要が生じてきました。今後はいっそう、町民がまちづくりへ参加する機会を拡大し、まちの風土が人を育み、そして人がまちを育む、行政と町民が一体となった協働のまちづくりに取り組みます。

第2節 将来像

まちづくりは、「人」がいてはじめて成り立つもので、本町においては少子高齢化や都市部への流出などにより、人口が減少する傾向にあります。このまま人口が減少し続ければ、まちづくりの担い手もいなくなり、まちの魅力も薄れ、訪れる人もいなくなる悪循環に陥ってしまいます。また、地域の中でも人口密度の低下によるコミュニティ機能の低下などが起こり、地域活動の維持もままならなくなる恐れもあります。

こうした現状を打開し、まちの魅力を高めていくためには、川島の土地に住む人が快適に感じられる暮らしの実現と、人をひきつける魅力ある産業と観光の活性化が重要になります。

このような観点を踏まえ、本町の将来像を次のように定めます。

住む人に快適を 訪れる人に活力を
笑顔で人がつながるまち かわじま

具体的には次のような将来の姿をめざします。

町内の各地域では、子どもの見守り活動や高齢者の訪問活動など、住民のボランティアによる支え合いが積極的に行われ、また、公共の福祉も充実しており、安心して快適に生活できる環境に住民の笑顔が満ちています。さらに、町に残された豊かな自然空間が住民の癒しの空間となり、住民自ら自然の保全に取り組み、その中に新しいコミュニティが形成され、人と人のふれあいにより、心に潤いを与えています。

また、市民農園や観光を目的として町外から多くの人を訪れ、市民農園で汗を流し、自分で農作物をつくり、収穫することの楽しさを実感しています。観光を訪れた人は残された自然や、自然を基調とした景観に魅力を感じ、自然の生命力に触れることで自らの活力も再認識し、元気になり笑顔で帰っていきます。そして、再び活力を求めて町を訪れる、そんな都心に住む人の第2の故郷としての役割を担っています。

そして、快適に過ごしている住人と都心から訪れる人の交流が盛んになり、人の活気が絶えない環境が構築されています。また、訪れる人の増加とともに、本町に転入する人が徐々に増えはじめ、まちづくりの新たな担い手が誕生し、まちの中に笑顔が溢れています。

第2章 将来人口

本町の総人口は、平成12年の23,732人（住民基本台帳10月1日現在）をピークに減少しています。少子高齢化を背景とした人口減少は、全国的な傾向として、本町としても避けられない状況であるといえます。

こうした状況の中、平成23年策定時に設定した将来人口では、平成32年の推計人口を約20,500人と予測し、本計画による魅力あるまちづくりを進めることにより、人口流出の抑制や転入者の増加などを想定し、将来の目標人口を約21,500人と設定しました。

しかし、本町の人口は、平成23年策定時の見通しよりも減少が進み、平成27年の現状値が21,088人（住民基本台帳10月1日現在）となっています。こうした本町の現状や国の動向を踏まえ、「まち・ひと・しごと創生法」に基づき、「川島町人口ビジョン」を策定したところです。

後期基本計画では、人口減少対策をリーディングプロジェクトに掲げ、重点的に推進するため、本計画の人口見通しは、「川島町人口ビジョン」及び「川島町まち・ひと・しごと創生総合戦略」と整合を図り、平成32年の目標人口を20,176人とします。

◆平成23年策定時の将来構想の人口の見通し

	平成21年	平成27年	平成32年
推計人口（人）	22,567人	21,530人	20,500人
目標人口（人）	22,567人	21,730人	21,500人

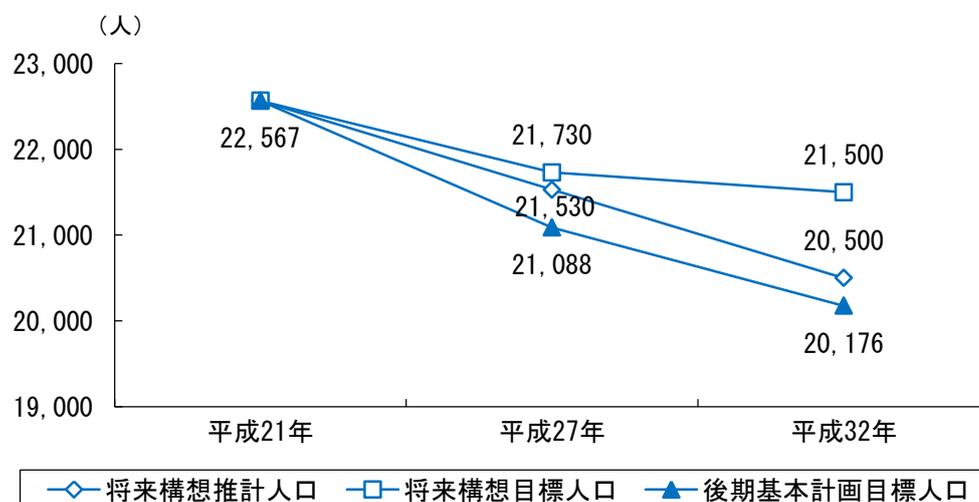
*平成21年は住民基本台帳10月1日現在の現状値、推計人口はコーホート要因法（注³）による

◆後期基本計画の人口の見通し

	平成21年	平成27年	平成32年
目標人口（人）	22,567人	21,088人	20,176人

*平成21年と平成27年は住民基本台帳10月1日現在の現状値

*平成32年の推計値は国のワークシートによる



注³ ある一定期間内に生まれた集団の時間的変化をもとに、生存率や純移動率を設定して将来人口を推計する方法。

第3章 土地利用構想

第1節 土地利用の考え方

本町は、地味肥よくな土地を利用した水田農業を中心に発展してきたまちであり、また、四方を川に囲まれ、自然環境に恵まれたまちです。そのため、田園環境を基本としたまちづくりを継承していきます。

土地利用の転換、主として農村的土地利用から都市的土地利用への転換は、田園環境との調和を図りながら行うものとし、水と緑を基調としたまちづくりを推進します。

川島インターチェンジ周辺については、都市的土地利用に向けて秩序ある土地利用への転換を図ります。

また、既存の市街地や農村集落などにおいて、地区計画の指定などにより、きめの細かいまちづくりを推進します。

開発行為については、この土地利用構想を基本とするとともに、新たな観点に立って農業振興地域整備計画を策定し、さらに地域が自主的に策定するまちづくり計画と調和のとれた土地利用へと誘導を図ります。

◆土地利用区分の設定

将来の土地利用	土地利用区分
市街地ゾーン (都市的土地利用)	①住居系地域
	②物流・工業系地域
	③商業系地域
	④インター周辺関連開発地域
	⑤公園・緑地系地域
田園ゾーン (農村的土地利用)	⑥農業系地域
	⑦田園居住系地域
自然的土地利用	⑧河川
その他 (線的土地利用)	⑨道路
	⑩水路

第2節 土地利用方針

都市的土地利用

①住居系地域

既存の市街化区域の住宅地については、用途地域にあった土地利用を誘導し潤いのある住環境の形成を図ります。このため、住居系用途地域の住工混在を解消するとともに、低層住宅地としての誘導を図るため、地区計画制度などの活用により、調和のある緑豊かな住宅地の形成を図ります。

計画的に整備された川島八幡住宅団地については、良好な居住環境が形成されており、その水準の維持を図ります。

市街化区域内の一団の低未利用地については、計画的に住宅地の整備を図り、良好な住環境の形成を図ります。

また、水路などの整備を併せて推進し、水と緑豊かなまちを形成するとともに、雨水排水対策の充実を図ります。

②物流・工業系地域

既存の工業地（工業専用地域）については、既に工場などの立地が図られており、それらの環境の保全・整備を推進します。

新たな物流・工業団地（区域）としては、主要道路沿線などへの整備を推進するほか、町の東部地域などにおいて物流・工業団地（区域）の整備や研究機関の誘致を推進します。

③商業系地域

大型ショッピングセンターの進出に伴い、当地域を中心に、さらに商業地を拡大し、国道254号の沿道に商業集積を図ります。整備にあたっては、町並みとして統一感のある整備を図るとともに、快適性と利便性を併せ持った環境整備を図ります。

④インター周辺関連開発地域

首都圏中央連絡自動車道が東北自動車道まで開通したことに伴い、ますます交通の利便性が向上する川島インターチェンジ周辺は計画的に整備し、秩序ある都市的土地利用を図ります。

⑤公園・緑地系地域

公園については、既存の公園の充実を図るとともに、町内にある川や池沼を活用した公園などの整備を図ります。平成の森公園は、役場庁舎、コミュニティ施設や社会教育施設などと一体的な整備を図ることで、総合公園の形成を図り、町のシンボルとなる公園とします。

新たな公園・緑地としては、荒川河川敷に計画されている荒川太郎右衛門地区自然再生事業の整備を促進します。また、民間飛行場と連携を図ったレクリエーションゾーンの形成を図ります。さらに、緑地については、既存の緑地の保全に努めるとともに、新たな開発区域にも緑地の確保を図ります。

農村的土地利用

⑥農業系地域

本町の発展を支えてきた農地については、社会環境などを踏まえ、農業に必要な農地と田園環境を維持するのに必要な農地の保全を図ります。そのため、農地の集約化を図るなど大規模土地利用農業を推進するとともに、町の農業振興地域整備計画に基づき農地の保全を図ります。

また、小規模な農地の有効利用については、市民農園や観光農園などを整備し、農業体験の場とするなど、農地の新たな活用を図ります。

なお、国道 254 号沿道を中心に、農用地から都市的土地利用への転換を進めます。

⑦田園居住系地域

市街化調整区域の農村集落については、良好な景観を維持しているため、農家住宅と集落の一体的な環境の保全を図ります。また、周辺環境との調和を図った宅地化を促進します。

そのため、環境を保全しながら生活環境整備を推進するとともに、屋敷林など緑の保全のため、ガイドラインなどを検討します。また、都市計画法などに定める制度を活用し既存集落地域の活性化を図ります。

自然的土地利用

⑧河川

四方を囲む河川については、本町の貴重な自然環境であることから、国や県との連携を図りながら、河川改修を促進するとともに、親水空間などとして活用を図ります。

また、流域の水質の保全を図るため、関係市町村と連携を図りながら、町民参加による環境保全運動を推進します。

線的土地利用

⑨道路

交通量の増大に対応できるようにするため、幹線道路については国道 254 号、首都圏中央連絡自動車道を骨格として、それにつながる県道の整備・拡充を要請するとともに、川越方面と連絡する橋梁などの整備を検討します。

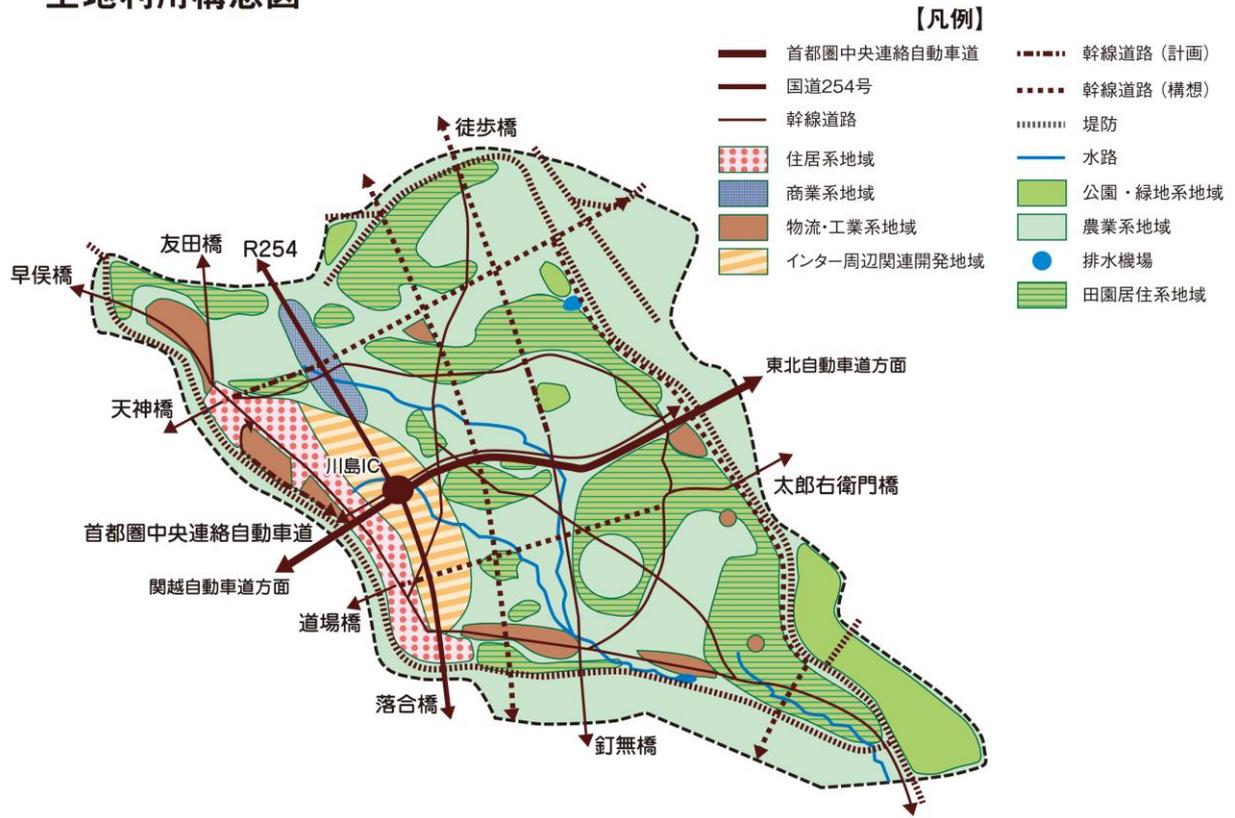
なお、町の東西方向へ延びる幹線道路整備は、本町東側の地域振興に資する道路として、整備推進に努めます。

⑩水路

幹線水路である一級河川の安藤川、横塚川などの整備を進め、水のネットワークを保ちながら内水排除の強化を図るとともに、排水路の整備により、排水対策の充実に努めます。

また、小河川の水質の保全や親水空間としての整備も図ります。

土地利用構想図



第4章 施策の大綱

(1)一人ひとりが安心して元気に暮らせるまちづくり【保健・医療・福祉】

①健康づくりの推進

すべての町民が、心も身体も健康に生活できるよう、健診や相談体制の充実、健康維持のための環境づくりを推進します。また、町民一人ひとりの健康づくりに対する意識を高め、主体的な健康づくりを推進します。

②福祉社会の形成

地域の住民が積極的に身近な福祉問題に取り組み、誰もが住み慣れた地域で安心して生活することができるよう、ともに支え合う地域福祉社会の形成を進めます。さらに、誰もが気軽に外出できるよう、バリアフリー（注⁴）のまちづくりを進めるとともに、移動手段の充実を図ります。

③児童福祉・子育て支援の充実

結婚から妊娠・出産・子育てまでの切れ目のないライフステージ（注⁵）に依りて一貫した支援を行う新たな子育て支援拠点と体制の構築、子どもの遊び場の整備、保育環境の充実、子育て世帯への経済支援の拡充、若い世代が定住を選ぶための住宅支援を推進します。

④障がい者福祉の充実

障がい者が住み慣れた地域で自立して生活し続けられるよう、福祉サービスの充実を図るとともに、自己実現に向けた就労や社会活動参加を支援します。また、障がいのある人となし人との交流機会を充実させ、ノーマライゼーション（注⁶）の理念の浸透を図ります。

⑤高齢者福祉の充実

高齢者がいつまでも元気でいられるよう、介護予防の施策や、地域の役割、生きがいを見つける支援を進めます。また、支援が必要になった場合でも、いつまでも住み慣れた場所に住み続けられるよう、在宅福祉の充実と介護保険制度の円滑な運営を進めます。

⑥青少年の健全育成

まちの子どもたちが心身ともに健やかに育つよう、地域ぐるみでの指導を行うとともに、見識を広めるため、社会活動への参加を促進します。

⑦社会保障の充実

町民の誰もがいざという時に社会保障を利用できるよう、未納対策を充実させるとともに、制度の持続可能な運営に向けた取り組みを推進します。

注⁴ バリア（障壁）をなくすこと。「段差解消」や「手すりの設置」などのほか、すべての人の社会生活を困難にする物理的・社会的・制度的・心理的な障壁を除去するという意味でも用いる。

注⁵ 乳幼児期・児童期・青年期・壮年期・老年期など、人の一生を節目で区切った段階のこと。

注⁶ 障がい者など社会的に不利を負う人々でも、他の人々と同等の権利を享受できる社会でなくてはならないという考え方。

(2) 美しい景観・自然が守られるまちづくり【自然環境・生活環境】

①循環型社会の形成

持続可能な環境配慮型まちづくりを進めるため、環境に負荷をかけない活動を広めていきます。また、学校や生涯学習の場で環境に対する意識啓発を行い、環境に関心の高い人材を育成します。

②ごみ処理の充実

町民全体でごみの発生を抑制するとともに、発生するごみについても分別収集やリサイクルを推進し、ごみの減量化を図ります。また、ごみ処理施設の適正な維持管理を進めます。

③公園・緑地の整備

公園は住民の憩いの場や子どもが安心して遊べる空間です。そのため、ゆとりとにぎわいのある公園・緑地の整備を進めるとともに、住民が愛着を持ってかかわることのできる維持管理を図ります。

④河川の整備

災害対策として河川の堤防強化を進めます。また、親水空間やビオトープ（注⁷）など住民の憩いの場となる整備を推進します。さらに、小河川の水質の保全や親水空間としての整備を図ります。

注⁷ 野生の動植物が生態系を保って生息する環境。

(3)自然と調和を保ち快適に定住できるまちづくり【都市基盤・土地利用】

①秩序ある土地利用

地域内の均衡ある発展を図るため、無秩序な開発を抑制し、住宅地、商業地、工業地、公園、緑地など計画的な土地利用を推進します。

②市街地の整備

川島インターチェンジ周辺の効果的な土地利用を進めるとともに、低未利用地や住工混在の土地利用の解消など、土地の有効かつ快適な環境の創出に向けた利用を推進します。また、地区計画などにより、良好な景観の保持を図ります。

③住宅・住環境の整備

バリアフリー、省エネルギー、耐震対策など、これからの時代に即した住宅の整備を促進するとともに、まちの景観に適した住宅や良好な住環境を促進し、誰もが住み続けたいとなるような住宅・住環境を創出します。

④上水道の整備・充実

上水道施設整備などを計画的に進め、水の安定供給や災害時における給水体制の充実を図ります。また、経営・管理の合理化を進め、安全で強じんな上水道事業の持続を図ります。

⑤生活排水・雨水処理の充実

生活排水については、公共下水道（污水）の維持管理や合併処理浄化槽の設置を推進するとともに、適正な管理を徹底し、公共用水域の水質の向上に努めます。雨水処理については、安藤川、横塚川の整備を促進するとともに、公共下水道（雨水）の整備を実施します。

⑥道路の整備

首都圏中央連絡自動車道と国道254号を骨格とし、町内の道路整備を計画的に進めます。また、歩道の設置や交通安全施設の整備など、誰もが安全に通行できる道路整備を進めます。

⑦公共交通機関の充実

路線バスの充実を関係機関に要望するとともに、交通弱者に対応する新たな交通手段の導入を進めます。

また、首都圏中央連絡自動車道を利用した広域交通について検討します。

(4) 活力ある産業のまちづくり【農業・商業・工業・観光】

①新しい産業の振興

まちの産業を振興するため、首都圏中央連絡自動車道川島インターチェンジ周辺の開発を進めるとともに、新たな特産品・加工品の開発を進めます。

②農業振興と農地保全

農地の集積や地産地消、流通経路の充実など、農業経営の支援を行うとともに、有機農業の推進などによる農産物の高付加価値化を支援します。また、農業の成長産業化に向けて、新たな体制の構築と6次産業化（注⁸）を中心に特産品・農産物などのブランド力向上を進めます。さらに、市民農園や体験農園の整備など、遊休農地の利活用を進めます。

③商業の振興

川島インターチェンジ周辺を中心に国道254号沿道への企業誘致活動を推進します。また、既存の小売店舗に対する経営相談や経営支援を商工会とともに推進します。

④工業の振興

川島インターチェンジ周辺の工業団地の整備・拡充を図ります。また、町内進出の企業に対して、環境に配慮した取り組みを要請します。さらに、既存の工業施設に対して、経営相談や融資制度の利用促進などを進めます。

⑤観光の振興

観光客をひきつけるまちの観光資源を発掘するとともに、それらを結ぶような観光ルートの整備を進めます。また、周辺市町村との連携や情報媒体を活用して、町内外への積極的なタウンプロモーション（注⁹）を展開し、まちの魅力をPRするとともに、観光資源を活かしたイベントによるまちの活性化について研究を進めます。

⑥労働環境の改善

誰もが就労に結びつくよう関係機関と連携して支援します。また、勤労者の心身の健康を守るため、企業に対する啓発や福祉制度の周知を進めます。

注⁸ 農林漁業者が主体となって、生産から加工・販売まで取り組むこと。

注⁹ 地域を発展させるために、その魅力を発掘し、効果的に発信すること。

(5) 自己実現を支援する生涯学習のまちづくり【生涯学習・教育】

①生涯学習まちづくりの推進

年齢や性別にとらわれず、誰もが自ら考え、行動し、いつでも、どこでも、自由に学ぶことができるよう、生涯学習に関する情報の提供などを充実するとともに、学習の成果を活かせる機会を拡充します。

②社会教育の充実

町民の多様なニーズや社会情勢に対応するとともに、世代に応じた教育の充実を図ります。また、世代を超えた教育の充実も進め、いつも新たな発見がある学習の場を提供します。

③学校教育の充実

子どもたちの個性や創造性を伸ばし、豊かな心や生きる力を育む教育内容・教育方法の充実を図ります。

④スポーツ・レクリエーションの充実

町民が自主的に個々の状況や能力に応じたスポーツやレクリエーションに親しむことができるよう、スポーツ施設の充実やスポーツ団体の育成を推進します。また、誰もが気軽に参加できるよう、スポーツ教室やスポーツ行事を開催します。

⑤芸術・文化の振興

歴史的な資源である文化財の保護と活用を進め、町民に公開することで郷土愛を育みます。また、文化活動の振興を通して、町民の豊かな人間形成や潤いのある生活の実現をめざします。

⑥国際化の推進

次代を担う川島の子どもたちが、これからの時代にふさわしい国際感覚を養うべく、国際交流を推進します。また、町民の国際理解を深め、自主的な国際交流活動を促進します。

(6) 町民との協働でつくりあげる支え合いのまちづくり【自治・コミュニティ】

①自治・コミュニティの振興

町民主体のまちづくりが行われる環境をめざし、コミュニティ意識の高揚を図るとともに、町民の参加機会を促進し、協働のまちづくりを推進します。

②男女共同参画社会の形成

男女がともに人権を尊重し、責任を分かち合いながら、それぞれの個性と能力を十分に発揮できるよう、男女共同参画社会の形成を進めます。

③人権の尊重

すべての町民が一人ひとりの多様性を認め合い、個人として尊重され、ともに生きる社会の実現に努めます。

④交通安全の推進

町内の交通事故を防止するため、交通安全施設の点検を推進するとともに、地域における交通安全運動を促進します。

⑤消防・防災体制の充実

関係機関との連携により、消防体制を強化するとともに、自らの地域は自らが守る自主防災組織の活性化を図り、災害に強い安全で安心して暮らせるまちづくりを推進します。

⑥消費者保護

町民が健全な消費生活を送ることができるよう相談体制の充実を図ります。

(7) 町民に開かれた計画的なまちづくり【行財政運営】

①情報公開の推進

情報公開を推進するため、広聴・広報機能を充実させるとともに、まちの情報を共有できる環境にします。また、広聴・広報を推進することにより、町民ニーズに的確に対応するなど、町民主体のまちづくりを推進します。

②行政運営の推進

組織機構の簡素化や人事管理の適正化をはじめ、民間活力の利用や町民との協働の推進、管理経費の節減を進め、計画的かつ効率的な行政運営を推進します。

③財政運営の充実

中長期的な財政見直しを行い、計画的な財政運営を図ります。また、財源の確保に努める一方、財源の有効活用と効果的配分を行うなど、効率的な財政運営に努めます。

④電子自治体の推進

ICT（注¹⁰）を活用し、庁内の事務の効率化・スピード化を図るとともに、電子申請システムやマイナンバー制度を活用し、町民サービスの向上を図ります。また、情報化の進展に伴い、職員の情報セキュリティ（注¹¹）対策を強化します。

⑤地方分権・関係市町との連携の推進

国や県の権限移譲を推進し、まちの自立性を高めていく一方、周辺市町と連携をとり、効率的な事業の実施を推進します。また、時代の流れに応じた新たな連携のあり方について研究を進めます。

注¹⁰ Information and Communication Technology の略で「情報通信技術」のこと。多様なコミュニケーション形態を実現する情報の共有システム。

注¹¹ 「安全性」「保護」という意味。

第3部 後期基本計画



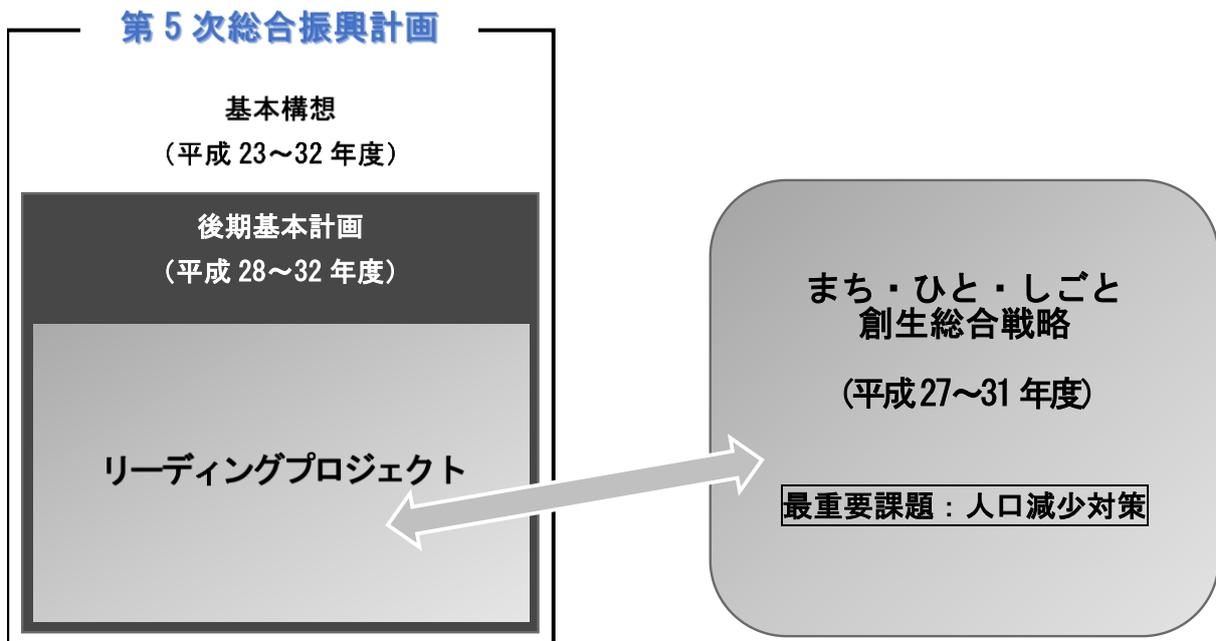
リーディングプロジェクト

第1節 リーディングプロジェクトの位置づけ

本町では「第5次川島町総合振興計画」（計画期間：平成23～32年度）においてはまちづくりの基本方針と施策方針を定めています。そして前期基本計画（平成23～27年度）では人口減少と高齢社会に対応するため、「定住促進」「交流・転入促進」「生活基盤の充実」をリーディングプロジェクトに設定していました。

また、平成27年10月に「川島町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、人口減少対策に取り組んでいます。

そこで、後期基本計画（平成28～32年度）においても人口減少対策を最重要課題として取り組むため、「川島町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を後期基本計画のリーディングプロジェクトに位置づけます。



第2節 リーディングプロジェクトの基本目標

- 基本目標 1 若い世代が魅力を感じる子育て支援の充実
- 基本目標 2 地域産業の活性化と雇用の創出
- 基本目標 3 子どもからお年寄りまでふれあい、安心して健やかに暮らせる地域づくり
- 基本目標 4 人を呼び込む観光・交流の活性化

第3節 リーディングプロジェクトの展開

基本目標1 若い世代が魅力を感じる子育て支援の充実

【方針】

「出生率の向上」をめざし、若い世代の結婚の希望をかなえ、妊娠・出産・子育てまでの切れ目ない支援を行う環境づくりと教育を充実します。

【基本的な方向】

国勢調査による人口推移をみると、20歳代前半は昭和50年代から男女ともに減少し、平成に入るとさらに大きく減少しています。20歳代後半は平成12年から減少に転じています。

平成22年現在、20歳代では男性が8割以上、女性も7割以上と高い未婚率となっています。また、平成25年の女性の年齢別出生率は10年前に比べて25～34歳で大きく低下しています。

こうした要因による出生率低下を改善するため、まず、未婚化や晩婚化の流れをくい止めるため、若い男女が会う機会の拡充を図ります。

また、結婚から妊娠・出産・子育てまでの切れ目のないライフステージに応じた一貫した支援を行う新たな子育て支援拠点と体制の構築、子どもの遊び場の整備、子育て世帯への経済支援の拡充、若い世代が定住を選ぶための住宅支援を推進します。

さらに、子どもの健やかな成長を支えるための教育環境として、きめ細かい指導を行う教育を推進し、本町独自の「川島方式子ども学習支援システム」を構築し、学力向上を図ります。

【数値目標】

指標	現状 (H25)	目標 (H31)
合計特殊出生率 (注 ¹²)	0.80	1.09

【推進施策と主な取り組み】

推進施策	具体的な施策
結婚から子育てまで親子にやさしい環境の充実	出会いから結婚への一層の支援
	子どもを安心して生み育てるための体制整備
子育てに切れ目のない支援の充実	子育てにやさしい経済支援
	若者や子育て世代への住宅支援
川島町の未来を担う教育の充実	次代を支える力を育てる教育の充実

注¹² 15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、ひとりの女性が生涯に産む平均子ども数の推計値。

基本目標 2 地域産業の活性化と雇用の創出

【方針】

「社会減の縮小（転出超過の是正）」をめざし、川島インターチェンジ周辺の産業団地の整備・拡充を図るとともに、農業の活性化を図り、魅力ある「しごと」を創出します。

【基本的な方向】

町民アンケート結果によると、町外に暮らす町出身者が転職などを希望する就業場所は隣接市町か町内であり、町内就業の条件は「働きがい」と「給与」をあげています。学生の多くは本町からの通勤圏内である隣接市町で働くこと、都内で暮らしながら働くことを希望しています。

こうした町民意識を踏まえ、首都圏中央連絡自動車道川島インターチェンジによる立地優位性を活かし、周辺環境との調和を図りながら、川島インターチェンジ南側地区の開発を進め、雇用力の高い企業や本社機能・事務所機能を含めた企業集積を積極的に展開し、川島インター産業団地の拡充を図ります。町内への就職や転職を希望する人に多様で魅力ある就業機会を提供し、定住促進と転入増加につなげます。

長い間、主力産業であった農業では農家の減少と高齢化が進み、耕作放棄地が年々増加している現状です。しかしながら、自然環境、景観形成、地域のつながり、慣習、行事など、暮らしに深く根付いている農業は、本町の将来の発展に不可欠な産業です。

そのため、農業の成長産業化に向けて、新たな体制の構築と6次産業化を中心に特産品・農産物などのブランド力向上を強力に進め、地産地消と地産外商の両方をめざします。さらに、都市近郊の豊かな田園環境を守る農地の集積と、町内外の潜在的な就農者を積極的に掘り起こし、農業の持つ多面的な魅力を駆使した「魅力ある農業」の創出をめざします。

【数値目標】

指標	現状	目標（H31）
従業者数	9,528人（H24）	9,800人
新規就農者数	1人（H26）	延べ20人

【推進施策と主な取り組み】

推進施策	具体的な施策
雇用創出につながる企業誘致の推進	企業集積拠点の拡充
農業の活性化と担い手の確保	特産品・農産物等のブランド力の向上
	農地集積の体制構築と若い後継者の確保

基本目標 3 子どもからお年寄りまでふれあい、安心して健やかに暮らせる地域づくり

【方針】

「定住の希望をかなえる生活環境」をめざし、すべての町民が心身ともに健康長寿を実現し、安全、安心な地域をつくり、新たな公共交通システムを導入し、利便性の高い暮らしが送れる生活基盤を整備します。

【基本的な方向】

人口減少対策を展開する一方、人口減少や核家族化による地域コミュニティの希薄化は、生活基盤としての機能を持つ地域社会の重要な課題となっています。鉄道がなく、交通が不便であっても、子どもからお年寄りまでが安心して外出できるよう生活基盤の充実を図ります。

若い世代に選ばれる環境づくりが重要となっている本町において、高齢化の影響を勘案し、地区内で多くの世代がふれあい、町民同士のつながりをさらに強める地域の集まりの場（サロン）を整備します。町民の健康寿命の延伸と地域コミュニティの活性化につなげます。

また、安心した地域づくりに向けた地域防災力の向上とともに、生活の足となる新たな交通システムの導入を図ることを通じて、いつまでも暮らし続けることのできる安心と利便性を兼ね備えた地域社会を形成します。

【数値目標】

指標	現状（H24）	目標（H31）
町民の健康寿命 （埼玉県の基準：65歳に達した県民が要介護2以上になるまでの期間）	男性16.94年（81.94歳） 女性19.68年（84.68歳）	男女とも1年以上向上

【推進施策と主な取り組み】

推進施策	具体的な施策
子どもからお年寄りまで地域でふれあう機会の拡充	「小さな拠点」の創出と健康づくりの支援
誰もが安心して暮らせる地域づくり	交通弱者に対する支援
	町民・地域・関係機関と連携した安全と安心の地域づくり

基本目標 4 人を呼び込む観光・交流の活性化

【方針】

「転入のきっかけとなる交流の活性化」をめざし、転入・移住への第一歩として本町を訪れてみたいという人を増やします。

【基本的な方向】

隣接の川越市を訪れる観光客数は増加傾向にあり、年間約 660 万人（平成 26 年度）に達します。一方、本町の観光客数は年間約 6 万人であり、立地や町内の地域資源を十分に活用できていないのが現状です。

こうした現状を改善するため、マスコットキャラクター（かわべえ、かわみん）の活用と多様な情報発信を行い、町内外への積極的なタウンプロモーションによって川島町の魅力をPRしていきます。

新しい人の流れの創出に向けて、首都圏中央連絡自動車道による広域アクセス（注¹³）の良さ、川越市に隣接するという立地を活かし、新たな観光資源としてツーリズム（体験型）観光と地域発信型（着地型）イベントを積極的に展開します。

【数値目標】

指標	現状（H26）	目標（H31）
観光・交流人口	約60,000人	100,000人

【推進施策と主な取り組み】

推進施策	具体的な施策
川島町の魅力発信と認知度向上	積極的なタウンプロモーションの展開
新たな観光資源の発掘と交流の創出	ツーリズム&地域発信型観光・交流の推進

注¹³ 「目的地への連絡」「接続の手段」という意味。

【保健・医療・福祉】

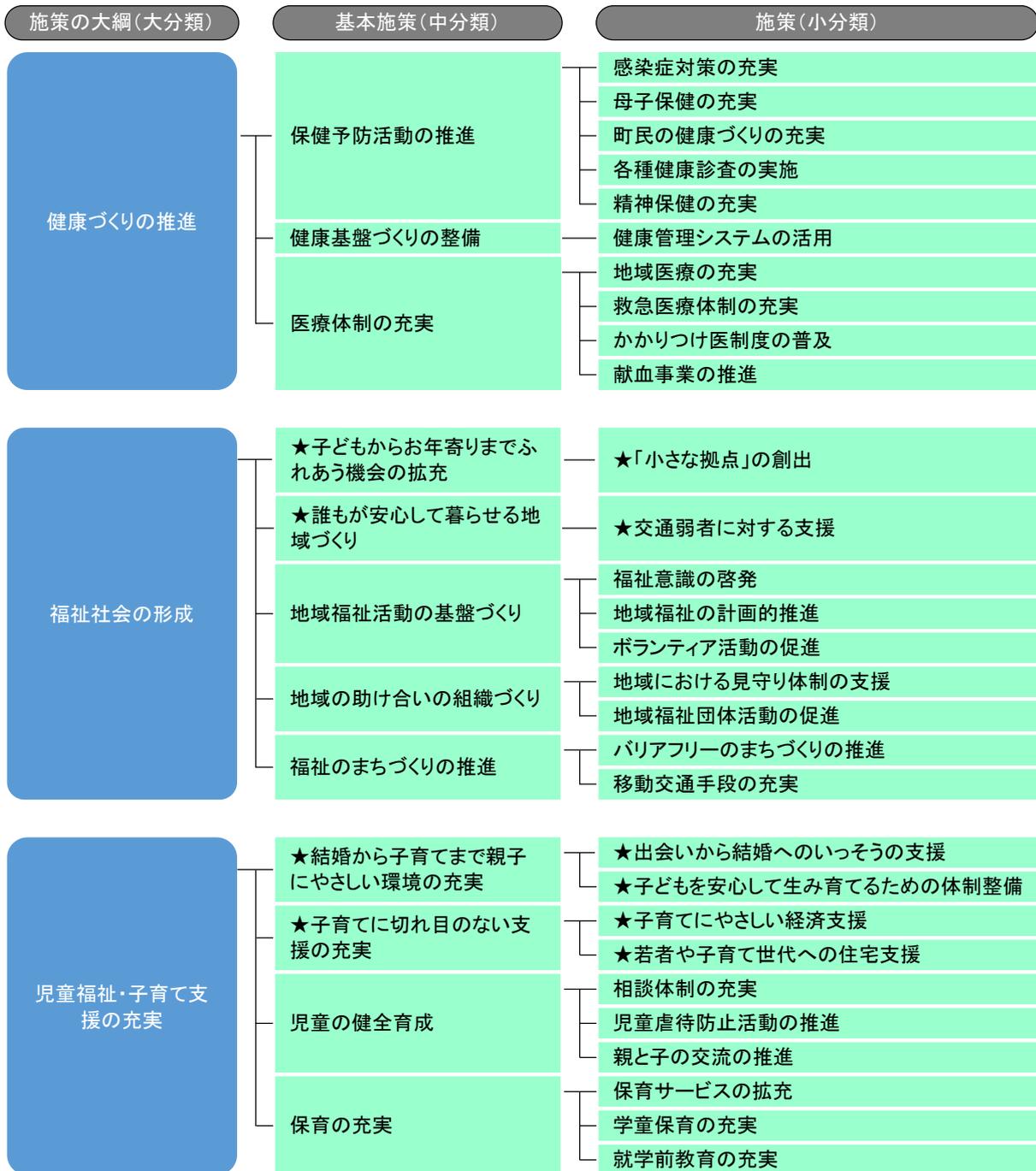
第1章

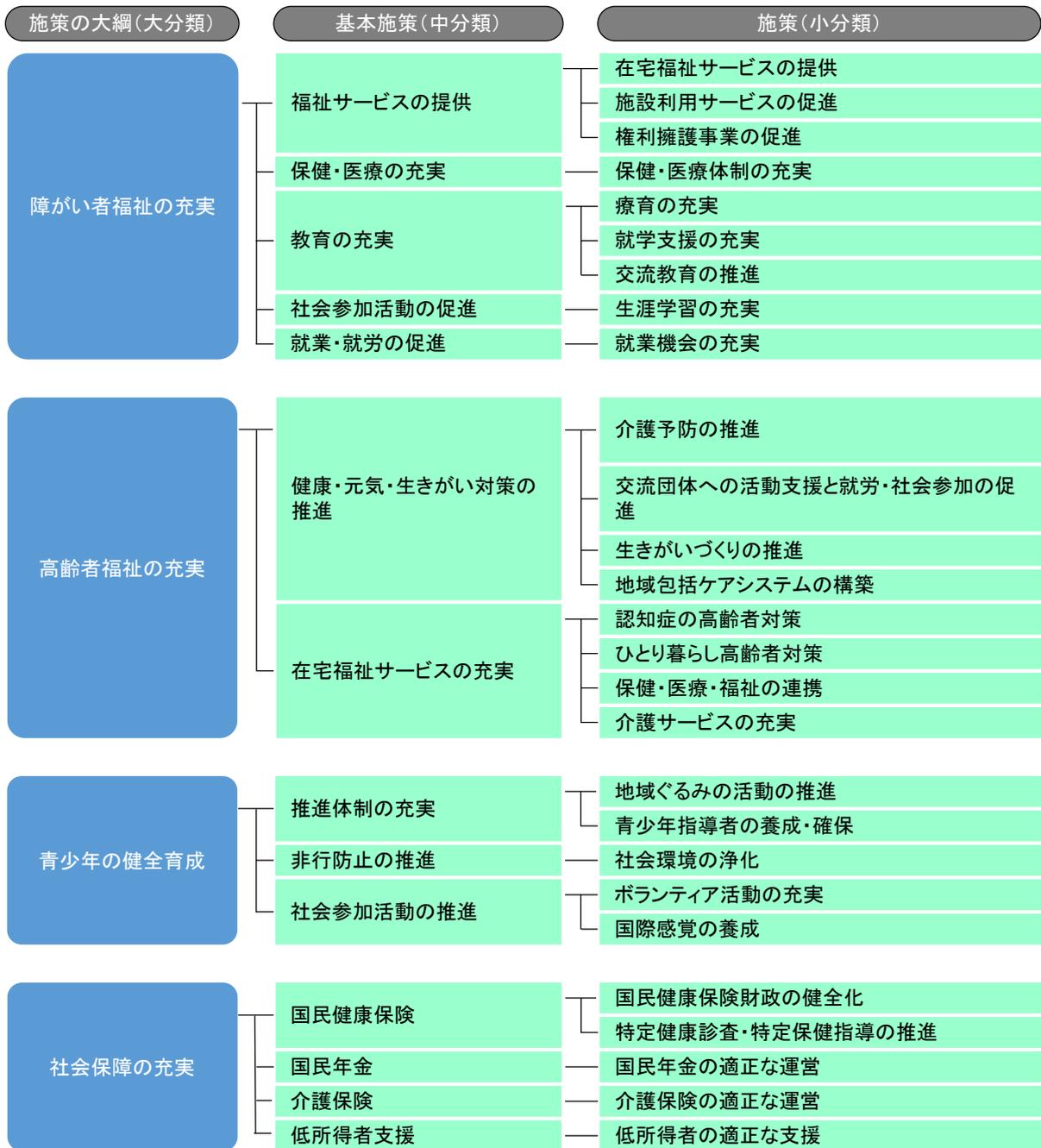
一人ひとりが安心して

元気に暮らせるまちづくり



施策体系





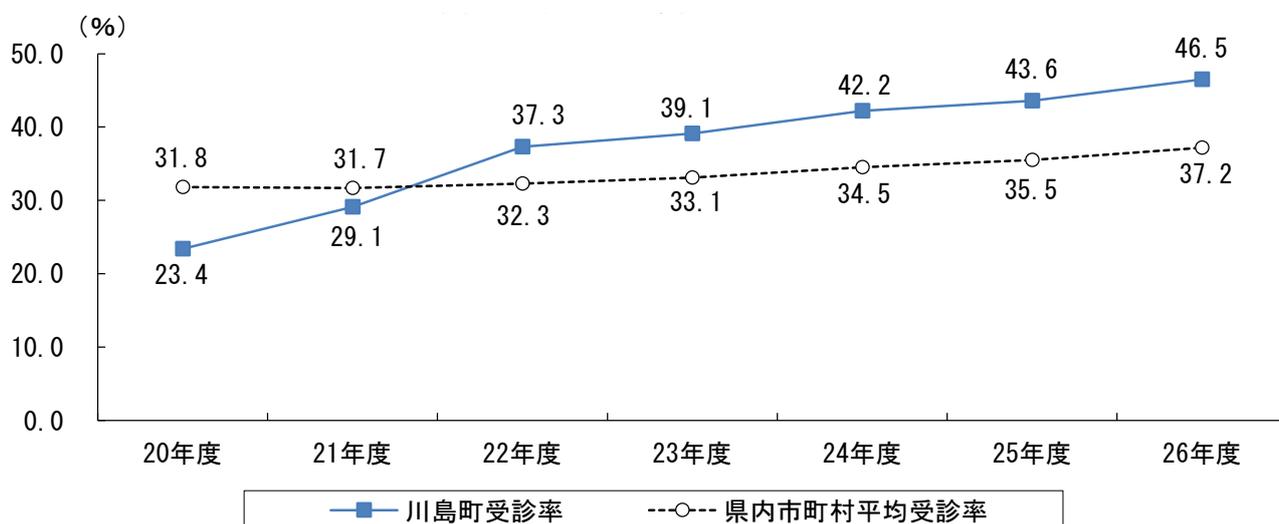
★は、リーディングプロジェクト（川島町まち・ひと・しごと創生総合戦略）に掲げる取り組みを示しています。

第1節 健康づくりの推進

◆ 現状と課題

- 急速な高齢化が進む中、いつまでも健康でいきいきと暮らすことができるよう、健康維持や介護予防のための健康づくりが重要となっています。町民が継続的に健康づくりを進められるよう支援し、健康寿命を延ばします。
- 特定健診及び各種がん検診の受診率は年々向上がみられ、県平均を大きく上回っており、健康意識が向上しています。今後も健康意識の向上による受診率を伸ばすことが必要です。
- 医療体制の面では、町民に身近な地域医療の充実をはじめ、比企地区や川越地区との連携を図っています。救急医療の確保では、小児救急、休日救急、2次救急を円滑にするため、医師会、市町村が連携して取り組んでいます。今後も、町民が安心できる医療体制を構築する必要があります。

[特定健診受診率の推移]



[予防接種率の推移]

(単位：%)

年度	種目	BCG	生ポリオ	不活化ポリオ	3種混合	4種混合	ヒブ	小児用肺炎球菌	水痘	麻しん (H17)	風しん (H17)	日本脳炎	二種混合	高齢者インフルエンザ	高齢者肺炎球菌	子宮頸がん
										麻しん風しん混合						
H17		89.0	67.8	-	68.9	-	-	-	-	95.6	75.5	23.5	85.9	51.5	-	-
H18		93.0	60.9	-	71.5	-	-	-	-	-	-	0.0	80.6	49.1	-	-
H19		93.9	70.7	-	74.5	-	-	-	-	-	-	0.3	93.6	52.2	-	-
H20		92.0	80.3	-	70.0	-	-	-	-	-	-	3.5	91.8	55.3	-	-
H21		98.4	79.3	-	80.9	-	-	-	-	-	-	21.4	81.3	48.8	-	-
H22		99.2	71.6	-	68.3	-	-	-	-	92.2	-	53.7	98.6	54.2	-	-
H23		88.7	57.3	-	82.9	-	69.4	70.9	-	93.7	-	56.1	87.0	49.8	-	56.9
H24		100.0	45.0	58.0	97.4	25.6	63.2	64.3	-	91.2	-	59.3	92.9	49.9	4.0	66.5
H25		92.2	-	83.5	57.4	89.0	91.8	91.1	-	92.5	-	67.1	89.1	50.8	4.6	27.7
H26		84.0	-	73.8	81.7	83.5	92.8	92.7	37.5	93.5	-	69.4	90.6	48.9	44.6	4.0

資料：健康福祉課

◆ 基本方針

すべての町民が、心も身体も健康に生活できるよう、健診や相談体制の充実、健康維持のための環境づくりを推進します。また、町民一人ひとりの健康づくりに対する意識を高め、主体的な健康づくりを推進します。

◆ 基本施策の展開

基本施策 1 保健予防活動の推進	
施策	内容
感染症対策の充実	<p>○感染症の発生・まん延を防ぐため、乳幼児や児童・生徒、高齢者などを対象にした予防接種を推進します。</p> <p>★予防接種のスケジュール管理や母子の健診及び子育て情報を発信するアプリ「かわみん子育て応援ナビ」を通して最新の情報提供をすることで、安心して子育てができる環境づくりに努めます。</p> <p><総合戦略掲載事業></p> <ul style="list-style-type: none"> ・予防接種情報提供サービス事業
母子保健の充実	<p>○母性や乳幼児の健康の保持増進を積極的に推進するために、妊婦健診や乳幼児の健診、発育・発達などの相談や指導を充実します。</p>
町民の健康づくりの充実	<p>○「自分の健康は自分で守る」という意識を高め、健康に関する正しい知識の普及を図ります。町民一人ひとりの健康増進に資するため、健康教育を充実します。</p> <p>★一人ひとりの体力や身体の状態に応じた個別プログラムによる、筋力アップトレーニングと栄養サポートを行う教室を実施し、健康づくりを支援します。</p> <p><総合戦略掲載事業></p> <ul style="list-style-type: none"> ・健幸筋力アップ教室
各種健康診査の実施	<p>○生活習慣病などの早期発見・治療を目的に健康診査を実施し、生活改善指導や精密検査受診勧奨などを行います。</p> <p>○療養上の保健指導が必要な人やその家族に対して個別相談や指導を行います。</p> <p>○糖尿病・脳血管疾患や心疾患など生活習慣病を起因として、障がいが発生するケースが壮年期以降に多くなることから、特定健康診査や各種検診を充実します。</p>
精神保健の充実	<p>○精神障がいに関する正しい知識や心の健康づくりの普及啓発を図るとともに、個別に応じた相談体制を充実します。</p>

基本施策 2 健康基盤づくりの整備	
施策	内容
健康管理システムの活用	<p>○個人の健診受診情報や医療・福祉サービスの利用情報などを一元的に把握し、的確な保健指導ができるよう健康管理システムを活用します。</p>

基本施策 3 医療体制の充実

施策	内容
地域医療の充実	○慢性疾患や心身の障がいなどから長期療養を要する町民ができるかぎり住み慣れた家庭や地域社会の中で生活できるよう、保健・医療・福祉の関係者の連携による在宅医療の提供体制を充実します。
救急医療体制の充実	○救急医療施設の機能の充実や救急医療情報システムの機能強化など、町民が緊急時においても必要な医療が受けられるよう、地域医療機関や消防署など関係機関と連携を図るとともに、救急医療体制を充実します。
かかりつけ医制度の普及	○乳幼児・児童期から青年期・老年期に至るまで、気軽に診察を受け、健康相談や介護・医療の相談ができる「かかりつけ医」を持つことを推進します。
献血事業の促進	○少子高齢社会の到来により、輸血を必要とする年代が増えてくるため、献血推進協議会などを中心にして献血事業を行います。

◆ 町民一人ひとりの活動

- 予防接種や健康診断を定期的を受診する
- 生活習慣を見直し、健康管理に努める
- 地域ぐるみで健康づくりに自主的に取り組む

◆ まちづくり指標

指標名	現状値	後期目標 (H32)
健康づくりの推進に対する満足度	23.4%	50.0%
がん検診率	30.0%	50.0%
特定健診受診率	46.5%	70.0%

◆ 総合戦略重要業績評価指標 (KPI) (注¹⁴)

指標名	現状値	目標 (H31)
健幸筋力アップ教室参加者数 (延べ人数)	—	625 人
子育て応援アプリ登録者数	—	350 人

注¹⁴ Key Performance Indicator の略称。施策ごとの進捗状況を検証するために設定する指標。

第2節 福祉社会の形成

◆ 現状と課題

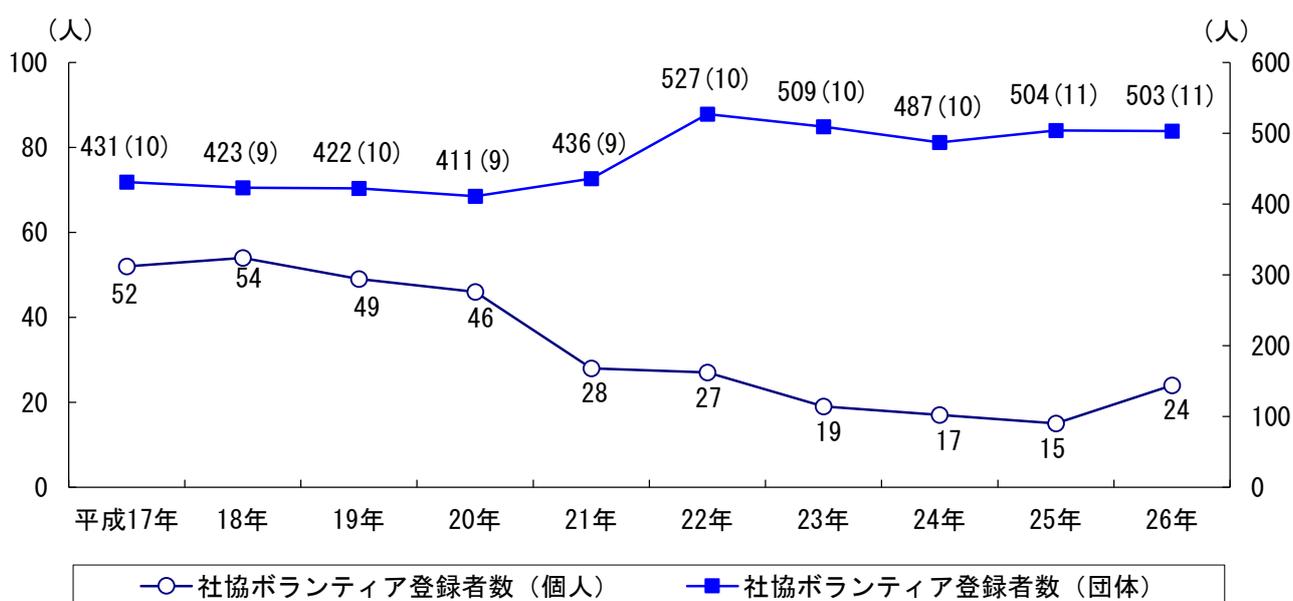
○福祉サービスが身近な地域で確保され、町民が適切かつ円滑にサービスを利用できるように、また、生活課題の解消にあたり「自助・共助・公助」による取り組みを進めていくため、地域福祉計画に基づき、計画的に推進することが求められます。

○町民の福祉意識を高めるため、社会福祉協議会を通じた福祉教育を推進するとともに、ボランティアセンターを設置し、町民の自主的な活動を支援しています。今後の地域福祉の推進のためには、福祉の担い手となる人材の育成のほか、ボランティアに参加しやすい体制づくり、ボランティア活動の拠点づくりなどが必要となります。

○民生委員・児童委員を中心とした地域の見守り活動のほか、町民主体の地域助け合いの組織づくりが必要となっています。

○すべての人が暮らしやすいまちにするため、民間や公共を問わず、道路や建築物のバリアフリー化に向けた取り組みが求められています。

[社協ボランティア登録者数の推移]



() 内は団体数

資料：健康福祉課

◆ 基本方針

地域の住民が積極的に身近な福祉問題に取り組み、誰もが住み慣れた地域で安心して生活することができるよう、ともに支え合う地域福祉社会の形成を進めます。さらに、誰もが気軽に外出できるよう、バリアフリーのまちづくりを進めるとともに、移動手段の充実を図ります。

◆ 基本施策の展開

基本施策 1 ★子どもからお年寄りまでふれあう機会の拡充

施策	内容
★「小さな拠点」の創出	<p>○町民同士のふれあいによる地域コミュニティの活性化に向けて、町民と協力して各地区に多くの世代が一緒になって笑い、遊び、汗を流すような「小さな拠点」を整備します。</p> <p>＜総合戦略掲載事業＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の集まりの場（サロン）の整備

基本施策 2 ★誰もが安心して暮らせる地域づくり

施策	内容
★交通弱者に対する支援	<p>○新たな公共交通システムを導入し、生活基盤の利便性向上を図ります。</p> <p>○町内業者と連携し、外出が困難な高齢者などに対して、見守り活動を兼ねた買い物支援を行います。</p> <p>＜総合戦略掲載事業＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たな交通システムの導入 ・買い物支援事業

基本施策 3 地域福祉活動の基盤づくり

施策	内容
福祉意識の啓発	<p>○福祉への関心を高めることにより、心のバリアフリー化を推進します。</p> <p>○困った人に手をさしのべられる人材を育成するため、学校教育、社会教育（生涯学習）やボランティア活動及び福祉に関する学習の推進に努めるとともに、福祉全般に対する意識を高めます。</p> <p>○広報紙などを通じて福祉に触れる機会を増やします。</p>
地域福祉の計画的推進	<p>○福祉サービスが身近な地域で確保され、町民が適切かつ円滑にサービスを利用できるようにするため、社会福祉を目的とする事業や町民その他の者が行う社会福祉活動が総合的かつ効率的に行われるように、地域福祉計画に基づき、計画的に行います。</p>
ボランティア活動の促進	<p>○ボランティア活動の活性化を図るため、コーディネーター（注¹⁵）を配置するなどボランティアセンターを充実します。</p> <p>○全国社会福祉協議会を中心に実施しているボランティア情報ネットワークを活用します。</p> <p>○障がい者や高齢者の社会参加を促進するため、手話や朗読、外出ボランティアなど多様なボランティア活動を促進するとともに、ボランティアを育成します。</p>

注¹⁵ 様々なことを調整する人。

基本施策 4 地域の助け合いの組織づくり

施策	内容
地域における見守り体制の支援	○社会連帯の精神に基づき、地域における見守り体制の充実・強化を図るため、民生委員・児童委員などを中心とした近隣住民などが参加するふれあい活動推進チームを活用し、情報交換と見守り活動の組織づくりを促進します。
地域福祉団体活動の促進	○社会福祉協議会をはじめとした地域福祉団体の福祉活動や町民相互の支え合い、助け合い活動を支援し、福祉社会づくりを促進します。 ○地域福祉団体相互間の連携を促進し、地域ぐるみでの福祉ネットワークづくりを推進します。

基本施策 5 福祉のまちづくりの推進

施策	内容
バリアフリーのまちづくりの推進	○すべての人が社会参加できる環境づくりのため、バリアフリーのまちづくりを推進します。 ○公共施設や道路において、段差の解消など高齢者や障がい者が安心して外出できるようにします。 ○民間施設であっても公益性の高いものについては、埼玉県福祉のまちづくり条例に基づいたバリアフリーの施設整備を促進します。
移動交通手段の充実	○高齢者や障がい者の社会参加を支援するため、福祉有償運送や福祉タクシーの利用促進を図ります。 ○外出支援の充実を図るため、自動車運転免許取得助成制度の利用を促進します。

◆ 町民一人ひとりの活動

- 地域の見守り・あいさつ活動に参加する
- ボランティア活動に参加する
- 困りごとや不安を抱え込まないで、民生委員・児童委員や身近な相談機関などに気軽に相談する

◆ まちづくり指標

指標名	現状値	後期目標（H32）
福祉ボランティアの人数	個人 24 人 団体 11（503 人）	個人 35 人 団体 13（530 人）

◆ 総合戦略重要業績評価指標（KPI）

指標名	現状値	目標（H31）
地域の集まりの場（サロン）の整備数	—	3 か所

第3節 児童福祉・子育て支援の充実

◆ 現状と課題

- 地域と学校の連携による児童の健全育成については、地域子ども教室などにおける協力体制が整いつつありますが、今後はコーディネーターやクラブリーダーなど、活動に協力する人材の育成を図る必要があります。
- 現在、子育て支援課や保健センターにおいて、子どもに関する相談を随時受け付けていますが、今後は子どもに関する相談への対応力を強化する観点から、さらなる職員の専門性の向上に努めるとともに、地域子育て支援センターや関連機関との連携の強化が求められます。
- 児童虐待については、虐待の発生予防や早期発見ができるよう、町民の意識啓発に努め、地域と連携を密にし、「要保護児童対策地域協議会」を中心として関係機関の連携を強化する必要があります。
- 保護者が安心して働くことができるよう、保育サービスの充実に努めるとともに、子育てに携わる人材の育成や子育てサークルの支援を推進する必要があります。
- 若い世代が魅力を感じるまちとなるように、結婚から妊娠・出産・子育てまでの切れ目のないライフステージに応じた一貫した支援を推進する必要があります。

[地域子育て支援センター利用者数（延べ）の推移]



資料：子育て支援課

◆ 基本方針

結婚から妊娠・出産・子育てまでの切れ目のないライフステージに応じて一貫した支援を行う新たな子育て支援拠点と体制の構築、子どもの遊び場の整備、保育環境の充実、子育て世帯への経済支援の拡充、若い世代が定住を選ぶための住宅支援を推進します。

◆ 基本施策の展開

基本施策 1 ★結婚から子育てまで親子にやさしい環境の充実	
施策	内容
★出会いから結婚へのいっそうの支援	<p>○未婚化や晩婚化に歯止めをかけるため、結婚を希望する方が結婚に希望を抱き、結婚できる支援体制の充実を図ります。</p> <p>＜総合戦略掲載事業＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・結婚支援事業 ・オリジナル婚姻届・オリジナル出生届の活用
★子どもを安心して生み育てるための体制整備	<p>○子どもを安心して生み育てることができるよう、地域や社会で子育てを支える環境の向上を図ります。</p> <p>＜総合戦略掲載事業＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子育て支援拠点施設整備・川島版ネウボラ（注¹⁶）の実施 ・産前産後子育て支援ヘルパーの整備 ・予防接種情報提供サービス事業 ・子どもの遊び場整備事業 ・放課後児童クラブ学習環境整備事業 ・不妊治療費助成事業

基本施策 2 ★子育てに切れ目のない支援の充実	
施策	内容
★子育てにやさしい経済支援	<p>★20～30歳代の定住（転入）促進の重要な要件である子育ての経済的負担に対する積極的な支援とともに教育資金に対する援助をします。</p> <p>＜総合戦略掲載事業＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・川島町第3子以降私立幼稚園保育料無料化事業 ・入園祝い金事業 ・新たな奨学金制度の創設 <p>○子育て家庭の経済的負担を軽減し、必要な医療が適切に受けられるよう、窓口払不要の医療機関の地域拡大など、医療費助成制度を充実します。</p> <p>○ひとり親家庭などに対して、医療費の助成や教育費負担の軽減などの経済的援助を充実します。</p>

注¹⁶ フィンランド語で「助言の場」の意味で、フィンランドの出産・子育て支援策を指し、妊娠から子どもが就学するまでの相談や支援を切れ目なく支援する制度のこと。

施 策	内 容
★若者や子育て世代への住宅支援	<p>○近隣へ転出した町民を呼び戻すとともに、若者や子育て世代の町内定住への新しい流れをつくりだすため、規制緩和や経済支援、課税免除によって質の高い住環境の確保を進め、地域活性化と定住促進を図ります。</p> <p>＜総合戦略掲載事業＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調整区域の開発基準の見直し ・子育て世帯への住宅リフォーム補助事業 ・固定資産税の課税免除

基本施策 3 児童の健全育成

施 策	内 容
相談体制の充実	○子育てに関する悩みが解決されるよう、地域子育て支援センターやボランティアによる相談業務、子育てサークルの支援を充実します。
児童虐待防止活動の推進	<p>○要保護児童対策地域協議会の機能をさらに充実させ、児童相談所などの関係機関との連携を充実します。</p> <p>○虐待を受けたと思われる子どもを発見したときは、町、児童相談所などへ通報するよう周知します。</p> <p>○乳児家庭全戸訪問事業などにより、虐待のリスクのある家庭などの把握や必要な支援を行います。</p>
親と子の交流の推進	○子育てが家庭が子育てに喜びを感じ、親子の心の交流がさらにできるよう、親子による様々な体験活動や、地域の人と接する機会を創出します。

基本施策 4 保育の充実

施 策	内 容
保育サービスの拡充	<p>○多様な保育ニーズに対応できるよう、保育士の研修を行い資質の向上をめざします。</p> <p>○子どもの心身の発達という観点から各種情報提供に努めるとともに、子どもたちがスムーズに集団生活に入れるよう、幼稚園や小学校との連携を強化します。</p>
学童保育の充実	○放課後児童の健全育成のため、全小学校区の学童保育施設の充実を図ります。
就学前教育の充実	○保育園の4・5歳園児に、小学校就学前教育を実施します。

◆ 町民一人ひとりの活動

- 子育てに対する理解を深め、適切な協力や支援を行う
- 地域全体で子育て支援に取り組む
- 子育て仲間と一緒に子育てを楽しんだり、子育ての悩みを相談し合う

◆ まちづくり指標

指標名	現状値	後期目標（H32）
保育サービスや子育て支援の充実に対する満足度	11.4%	20.0%
放課後児童クラブ利用者数（延べ人数）	132人／年	215人／年

◆ 総合戦略重要業績評価指標（KPI）

指標名	現状値	目標（H31）
婚姻件数	228件	10%増加
子育て支援拠点利用者数	—	年間15,000人
産前産後子育て支援ヘルパー利用登録者数	—	50人
子育て応援アプリ登録者数	—	350人
児童遊園地整備	—	全地域
不妊治療費助成件数	—	年間10件
第3子以降の出生数	20人	10%増加
子育て世帯の住宅リフォーム補助事業利用件数	—	20件（累計）
固定資産税の課税免除件数	56件	300件（累計）



第4節 障がい者福祉の充実

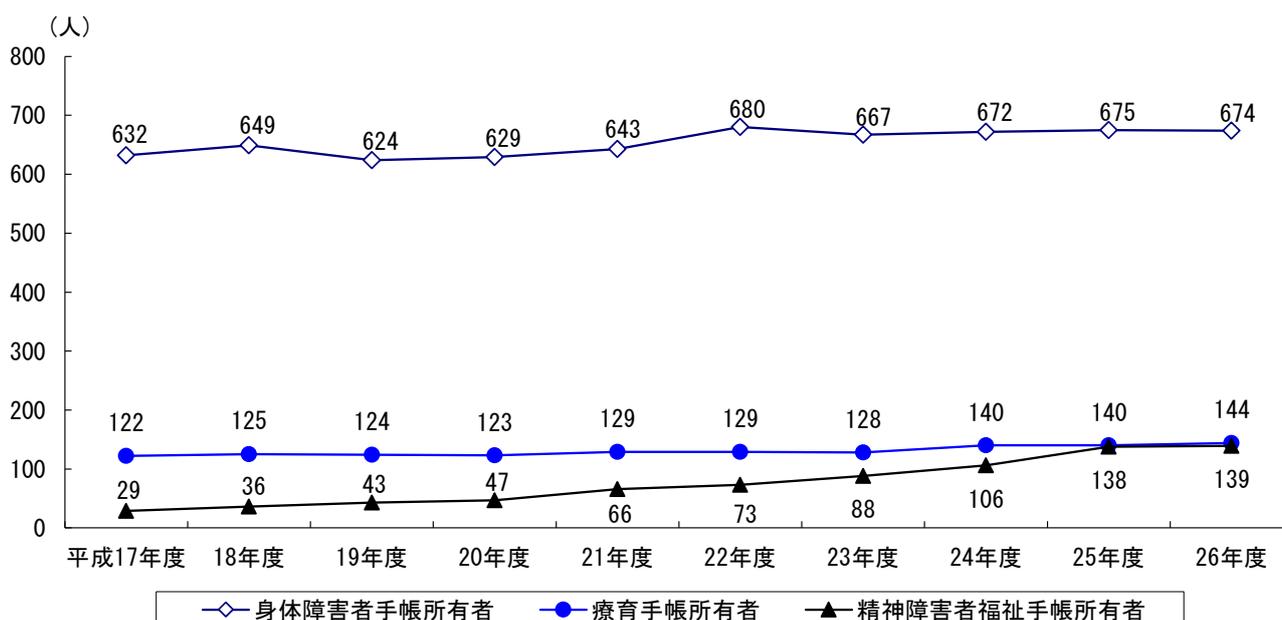
◆ 現状と課題

○障がい者が住み慣れた地域で自分らしく生活できるよう、障害者総合支援法に基づくサービスをはじめ、在宅生活を支える福祉サービスを提供しています。今後も制度の変更に合わせて、サービスの提供体制を整えていく必要があります。また、障がい者の権利を擁護するため、権利擁護事業を推進する必要があります。

○療育支援を必要とする乳幼児を早期に発見し、早期対応を行うため、乳幼児健診や発達相談を実施しています。また、近年では発達障がい、精神障がいや高次脳機能障がい（注¹⁷）など医療との密な連携を必要とするケースにも対応していく必要があることから、保健・医療・福祉の連携を強化し、包括的に支援する体制を整備することが必要です。

○障がい児の教育については、今後も個性や特性に適した教育が受けられるよう、就学相談や就学支援体制の充実を図る必要があります。また、学校を卒業した後も、自立した生活を送ることができるよう、公共職業安定所（ハローワーク）や町内企業などと連携し、障がい者の就労を支援するとともに、社会への参加を積極的に促進するため、生涯学習などに関する情報提供や利用しやすい施設の環境整備を進める必要があります。

[障がい者数の推移]



資料：健康福祉課

◆ 基本方針

障がい者が住み慣れた地域で自立して生活し続けられるよう、福祉サービスの充実を図るとともに、自己実現に向けた就労や社会活動参加を支援します。また、障がいのある人となし人との交流機会を充実させ、ノーマライゼーションの理念の浸透を図ります。

注¹⁷ 交通事故による脳血管疾患などで、脳に損傷が生じて起こる障がい。

◆ 基本施策の展開

基本施策 1 福祉サービスの提供

施策	内容
在宅福祉サービスの提供	○障がい者が住み慣れた家庭や地域でいきいきと安心して生活できるよう、それぞれの状況に応じた介助のための各種サービスを提供します。
施設利用サービスの促進	○日常生活に必要な能力の向上や身体機能の向上を目的とした、機能訓練サービス利用を促進します。 ○施設などにおいて日常生活上の支援などを受ける生活介護サービスの利用を促進します。
権利擁護事業の促進	○成年後見制度（注 ¹⁸ ）の周知と利用を促進します。

基本施策 2 保健・医療の充実

施策	内容
保健・医療体制の充実	○障がいを軽減し、自立した生活を促進するため、医療費の助成や保健サービスの充実に努めるとともに、難病患者、高次脳機能障がい者の個々に対する支援に取り組みます。 ○精神障がい者に対する社会復帰支援や生活支援をするために、関係機関と連携を図り、個別に相談を行うとともに、社会復帰支援事業を推進します。

基本施策 3 教育の充実

施策	内容
療育の充実	○乳幼児健診や乳幼児訪問指導など、障がいの早期発見と療育への早期対応を行います。 ○保健師などの専門職による療育相談や発達相談などの療育体制を強化します。
就学支援の充実	○障がい児が、その個性や特性に適した教育を受けられるよう、就学前や就学後の相談・支援体制を充実します。
交流教育の推進	○統合保育や学校教育における交流を推進することにより、障がいのある児童とない児童がお互いに学び合い、理解を深め、それぞれの人間性を尊重し合えるよう成長と発達を促します。

基本施策 4 社会参加活動の促進

施策	内容
生涯学習の充実	○障がい者の生活を豊かで潤いのあるものにするため、生涯学習、文化活動やスポーツ・レクリエーションなど、障がいのある人もない人もともに楽しむことができる機会の充実に努めます。

注¹⁸ 認知症高齢者や知的、精神障がい者などの財産管理や契約行為などの法律行為について保護し、支援する制度。

基本施策 5 就業・就労の促進

施策	内容
就業機会の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○公共職業安定所（ハローワーク）と連携を強化し、障がい者の雇用の促進や就業機会を確保するとともに、事業所の法定雇用率の達成など雇用啓発運動を強化します。 ○就労に向けた訓練や就労の場となる福祉施設の利用を促進します。

◆ 町民一人ひとりの活動

- ノーマライゼーションの理念を理解する
- 障がい者に対する支援や協力に取り組む
- 障がい者や障がい、疾病などに関する正しい理解を深める
- 企業などは、障がいのある人を積極的に雇用し、持っている能力を活用する

◆ まちづくり指標

指標名	現状値	後期目標（H32）
障がい者の就労系サービス年間利用者数（実人数） （就労移行支援・就労継続支援A型・就労継続支援B型）	28人	33人

第5節 高齢者福祉の充実

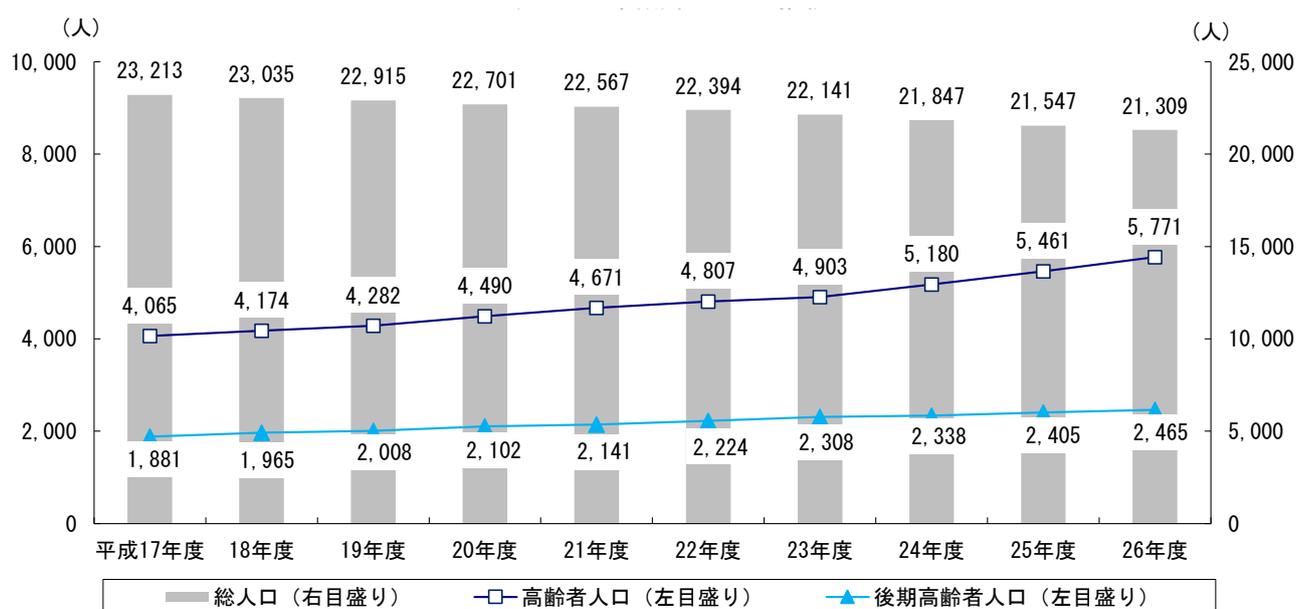
◆ 現状と課題

○高齢者の在宅での生活を支援するため、介護保険制度に基づくサービスを充実させるほか、低所得者に対する利用料補助などを行っています。介護保険サービスの利用者及び給付費は今後も増加する見通しとなっています。健康寿命を延ばすためにも、介護予防を推進することが必要となっています。

○高齢化の進行に伴い、認知症の方やひとり暮らしの方が増加していることから、認知症高齢者を抱える家族交流や認知症対応講座の開催、民生委員などを通じた地域の見守り体制を強化するなど、地域で支援が必要な高齢者やその家族を支える体制を整備する必要があります。

○高齢者の生きがいづくりや社会参加を支援するため、子どもと高齢者の世代間交流やさわやかクラブ（老人クラブ）など各種サークル活動への支援、就業機会の確保・拡大に努めています。しかし、さわやかクラブ（老人クラブ）の新規加入者は減少する傾向にあるため、魅力あるさわやかクラブ（老人クラブ）のあり方を検討するとともに、生涯学習や健康づくりを切り口として、地域参加や介護予防に結びつける仕組みを検討する必要があります。

〔総人口と高齢者人口の推移〕



資料：住民基本台帳（各年10月1日）

◆ 基本方針

高齢者がいつまでも元気でいられるよう、介護予防の施策や、地域の役割、生きがいを見つける支援を進めます。また、支援が必要になった場合でもいつまでも住み慣れた場所に住み続けられるよう、在宅福祉の充実と介護サービスの円滑な運営を進めます。

◆ 基本施策の展開

基本施策 1 健康・元気・生きがい対策の推進	
施策	内容
介護予防の推進	○高齢者の健康づくりを支援するため、ハッピー体操や認知症予防教室など、様々な介護予防教室を推進するとともに、情報提供を充実します。
交流団体への活動支援と就労・社会参加の促進	○さわやかクラブ（老人クラブ）や各種サークル活動は、自らの老後を健全で豊かなものにするための自主的な組織であるため、クラブが行う地域活動などに対し支援を行い、高齢者の生きがいづくりを促進します。 ○シルバー人材センターについては、働く意欲のある会員の拡大と会員の就業機会の確保・拡大に努め、高齢者が生きがいを持って地域社会に貢献できるように支援します。
生きがいづくりの推進	★子どもからお年寄りまでが気軽に集まれる小さな拠点（サロン）を整備し、世代間の交流を充実します。 ○高齢者の生きがい対策として、多様なニーズに対応した生涯学習活動を推進するとともに、生涯学習活動を地域づくりへ発展させ、高齢者の社会参加活動を支援します。 ＜総合戦略掲載事業＞ ・地域の集まりの場（サロン）の整備
地域包括ケアシステムの構築	○ボランティアによる生活支援や地域での組織づくりとして、その中核を担う地域包括支援センターを設置し、高齢者を支える地域の仕組みづくりである地域包括ケアシステムの構築を行います。

基本施策 2 在宅福祉サービスの充実	
施策	内容
認知症の高齢者対策	○認知症の予防対策として、認知症簡易診断を実施するとともに、認知症予備群に対し、認知症予防教室を実施し、認知症予防に努めます。 ○地域全体で認知症を支える仕組みをつくるため、認知症サポーター養成講座の実施や、認知症に関する知識の普及啓発に努めます。 ○閉じこもりなど、地域の中での孤立予防と認知症の重症化防止に取り組みます。
ひとり暮らし高齢者対策	○ひとり暮らしや虚弱な高齢者が安心して生活が送れるよう、民生委員や地域住民グループなどと連携を図り、見守り活動を通して、閉じこもりなどを予防することを目的とした、いきいきサロン活動などを推進します。 ★買い物支援対策や、緊急通報システムの設置などを充実します。 ＜総合戦略掲載事業＞ ・買い物支援事業

施策	内容
保健・医療・福祉の連携	<ul style="list-style-type: none"> ○高齢者が安心して元気に暮らしていくために、保健、医療、福祉サービスを包括的に受けられる体制づくりを充実します。 ○介護予防の点においても関係機関が連携をとりながら一体的に情報を共有していくことが必要であるため、医師会、歯科医師会などとの連携強化に努めます。
介護サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> ○介護保険制度を適切に運営するため、高齢者などに制度の普及啓発など理解を広めるとともに、介護サービスを充実します。 ○高齢者が安心して元気に暮らせるように、保健、医療、福祉サービスを包括的に受けられる体制づくりを行います。 ○医師会、歯科医師会などとの連携を強化します。

◆ 町民一人ひとりの活動

- 元気な高齢者の力を活かすため、地域で支え合い活動をする場づくりに取り組む
- ひとり暮らしや高齢者のみの世帯の高齢者が閉じこもりにならないよう地域などで支え合う
- 介護予防のための自発的な活動を行う

◆ まちづくり指標

指標名	現状値	後期目標（H32）
高齢者でも安心して生活できる環境の満足度	7.0%	22.0%
認知症サポーターの人数	450人	1,000人

◆ 総合戦略重要業績評価指標（KPI）

指標名	現状値	目標（H31）
地域の集まりの場（サロン）の整備数	—	3か所

第6節 青少年の健全育成

◆ 現状と課題

- 青少年の健全育成については、地区ごとに非行防止パトロールを実施しており、多くの青少年関係者が参加しています。今後、関係者だけでなく、町民一人ひとりが関心を持ち、地域全体で青少年健全育成に取り組めるよう、町民に周知・啓発を進める必要があります。
- 青少年問題協議会をはじめとした各団体が健全育成にかかる活動を行っていますが、団体の活動にとどまることなく、他団体と一体となった地域ぐるみの活動を展開するとともに、青少年育成推進員や青少年相談員の資質向上を図るため、積極的に研修に参加するよう促進する必要があります。
- 青少年の社会性を育むため、社会福祉協議会主催で中学生の福祉施設や保育園などでのボランティア活動の充実が求められています。

◆ 基本方針

まちの子どもたちが心身ともに健やかに育つよう、地域ぐるみでの指導を行うとともに、見識を広めるため、社会活動への参加を促進します。



◆ 基本施策の展開

基本施策 1 推進体制の充実

施策	内容
地域ぐるみの活動の推進	○青少年の健全育成を図るため、家庭や学校、地域社会が一体となった活動を推進します。
青少年指導者の養成・確保	○青少年活動を支える青少年指導者を養成するとともに、青少年育成推進員協議会や青少年相談員協議会の活動を支援します。

基本施策 2 非行防止の推進

施策	内容
社会環境の浄化	○青少年の非行を防止するとともに犯罪への関与を防止するため、街頭での巡視活動を推進します。

基本施策 3 社会参加活動の推進

施策	内容
ボランティア活動の充実	○青少年が地域社会とのかかわりを持つようにするため、中学生や高校生がボランティアを体験できる機会を充実します。
国際感覚の養成	○次代を担う人材を育成するため、各種交流事業を充実します。

◆ 町民一人ひとりの活動

- 様々な人に出会う交流の機会や多様な体験活動に積極的に参加する
- 地域の子どもは地域で守り育てる意識を持つ
- 青少年を取り巻く環境の浄化に努め、非行防止やいじめなどの問題に取り組む

◆ まちづくり指標

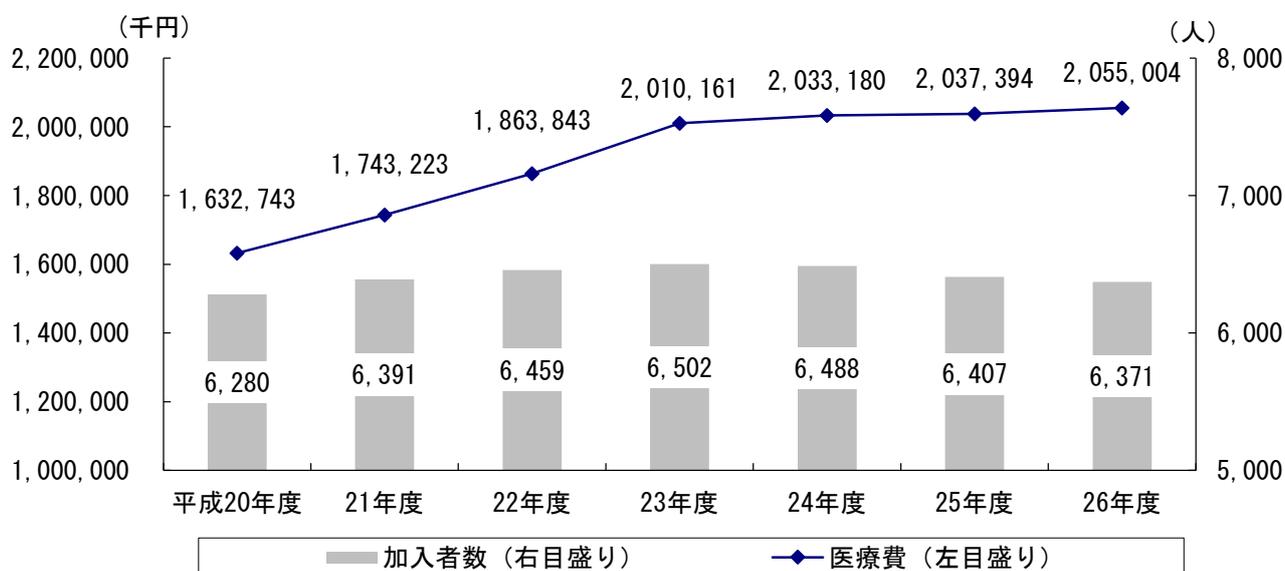
指標名	現状値	後期目標（H32）
青少年指導者の人数 (青少年相談員・子ども会・地域子ども教室クラブリーダー)	26人	40人

第7節 社会保障の充実

◆ 現状と課題

- 国民健康保険は、被保険者の高齢化及び医療技術の高度化などにより、毎年医療費が増大しています。制度の持続可能な運営を図るため、国や県の動向を踏まえ、今後も、特定健康診査や特定保健指導を実施し、疾病の早期発見と早期対応を充実させ、将来の医療費の増加を抑制する必要があります。
- 国民年金は、町民が年金受給権を得られないことがないよう、制度の周知を行うとともに、未加入者の加入を促進する必要があります。
- 介護保険制度は、3年を1期とする事業計画を策定し、計画的な運営を行っています。また、相談、情報提供や高齢者の拠点である「地域包括支援センター」を設置していますが、同センターが積極的に利用されるよう、周知を図り、在宅介護者への支援の強化を図る必要があります。
- 低所得者支援として、必要な世帯に生活保護や生活福祉資金貸付制度などの利用を進めていますが、今後、経済の低迷や高齢者世帯の増加などにより、対象世帯が増加することが予測されるため、民生委員・児童委員やケースワーカー（注¹⁹）による調査、相談や指導の充実に努める必要があります。

[国民健康保険の医療費の推移]



資料：健康福祉課

◆ 基本方針

町民の誰もがいざという時に社会保障を利用できるよう、未納者対策を充実させるとともに、制度の持続可能な運営に向けた取り組みを推進します。

注¹⁹ 社会福祉援助者として、悩みを抱えている人に対して専門的な支援・援助を通して助言を与えたり、解決に導く人。

◆ 基本施策の展開

基本施策 1 国民健康保険

施策	内容
国民健康保険財政の健全化	○国民健康保険財政の健全な運営を図るため、県への移行を踏まえ、保険税の適正な賦課徴収、収納率向上対策の強化、制度の積極的な広報などを行います。
特定健康診査・特定保健指導の推進	○特定健康診査の受診率向上を図るため、健診の周知及び受診勧奨を充実します。 ○健診の結果説明会を実施し、特定保健指導への利用につなげ、利用率を向上し、医療費の抑制に努めます。

基本施策 2 国民年金

施策	内容
国民年金の適正な運営	○国民年金制度の理解を広め、未加入者の加入勧奨を充実します。 ○国民年金保険料については、納付の奨励、口座振替・前納制度の推進、積極的な広報活動に努めます。 ○国民年金制度については、受給説明会などを開催し、制度の適正な運用に努めます。

基本施策 3 介護保険

施策	内容
介護保険の適正な運営	○介護保険制度の周知を図るため、積極的な広報活動を推進します。 ○介護保険事業計画の定期的な見直しや保険事業の進行管理を徹底し、制度の充実に努めます。 ○介護保険サービス提供事業者との連携を図り、高齢者の多様化するニーズに対し、必要なサービスが提供できる体制を構築します。 ○介護保険及び介護保険サービスについての相談に応じるとともに適切な情報を提供するため、地域包括支援センターの機能と行政窓口を充実します。

基本施策 4 低所得者支援

施策	内容
低所得者の適正な支援	○民生委員・児童委員による調査・相談、自立相談支援センター及び県福祉事務所のケースワーカーによる調査・相談・指導を充実します。 ○「生活困窮者自立支援法」と「生活保護法」に基づく支援を一体的に実施します。 ○生活困窮家庭の生活の安定を図るため、生活福祉資金貸付制度、彩の国あんしんセーフティネットなどの活用を促進します。

◆ 町民一人ひとりの活動

- 健康に対する関心を持ち、病気の早期発見、予防を心がける
- 行政から提供された広報などの啓発資料などには必ず目を通し、制度の趣旨を理解する
- 介護保険サービスの適正な利用に努める

◆ まちづくり指標

指標名	現状値	後期目標（H32）
国民健康保険の年間医療費	2,055,044 千円	2,160,000 千円

【自然環境・生活環境】

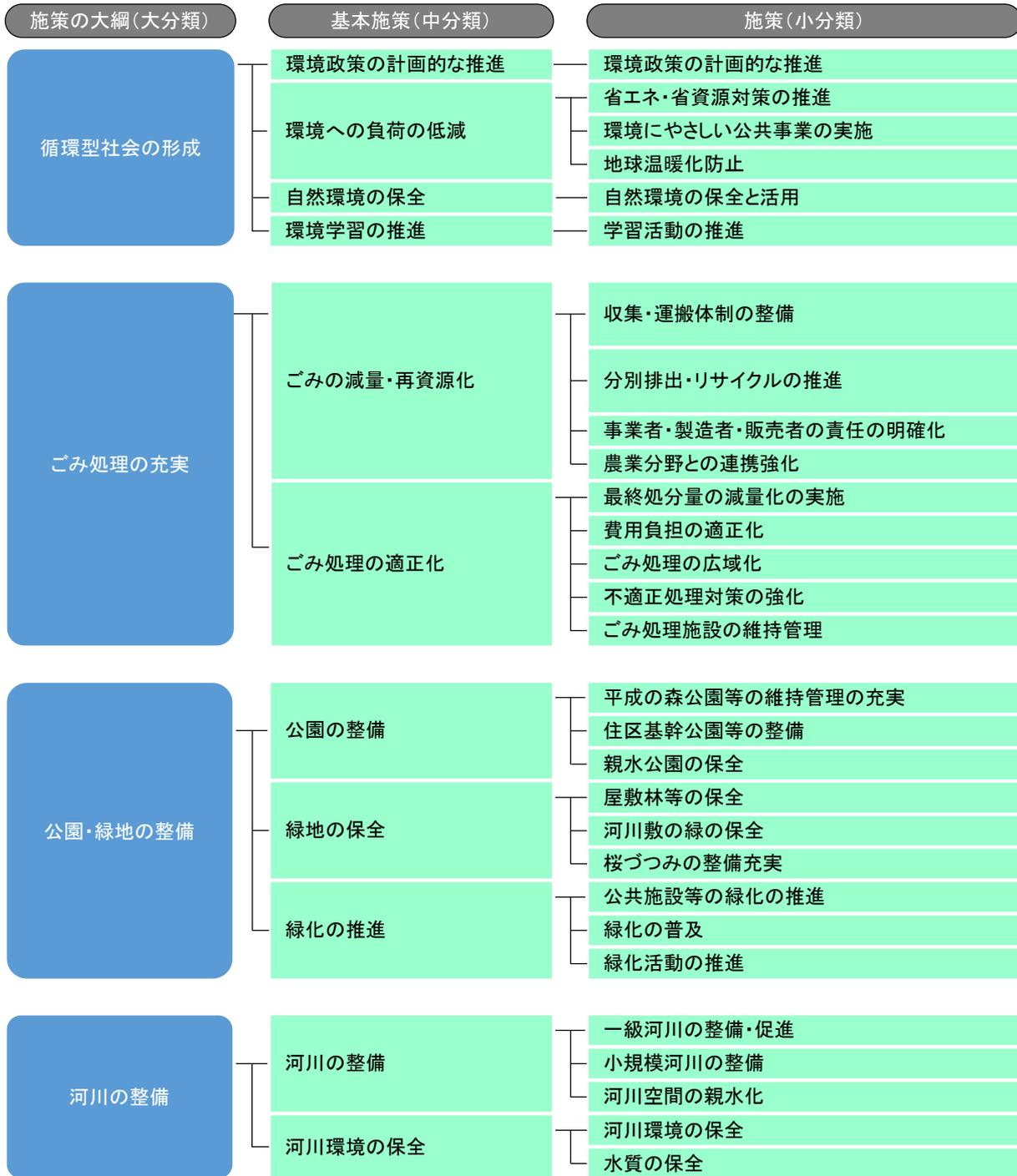
第2章

美しい景観・自然が

守られるまちづくり



施策体系



第1節 循環型社会の形成

◆ 現状と課題

- 町では、環境保全条例を制定し、環境基本計画を策定し、本町の環境政策を計画的かつ総合的に推進しているところです。今後も、循環型社会の形成に向けた取り組みを推進する必要があります。
- 環境への負荷を低減するため、公共事業を実施する際には再生品を積極的に利用するなどの取り組みを進めています。今後は、環境に配慮した公共事業をいっそう進めるため、町民と一体となった全町的な省エネルギー・省資源対策を進める必要があります。
- 自然環境保全の一環として、河川に淡水魚などの保護の看板を設置し、水産資源の保護に取り組んでいます。今後は豊かな自然環境を保全するとともに、次代に残していくことが求められることから、環境に関心を持つ人材を育成するために学校教育や社会教育と連携した環境学習を推進する必要があります。

◆ 基本方針

持続可能な環境配慮型まちづくりを進めるため、環境に負荷をかけない活動を広めていきます。また、学校や生涯学習の場で環境に対する意識啓発を行い、環境に関心の高い人材を育成します。

◆ 基本施策の展開

基本施策 1 環境政策の計画的な推進

施策	内容
環境政策の計画的な推進	○「川島町環境基本計画」における①自然環境、②生活環境、③快適環境、④環境保全活動の4つの分野における望ましい環境像の実現に向けて各種の取り組みを推進し、町域における良好な環境の保全・創出をめざします。

基本施策 2 環境への負荷の低減

施策	内容
省エネ・省資源対策の推進	○現状の環境を維持するため、町民の生活行動や社会経済活動での環境への負荷を再生可能な範囲とするよう、省エネルギー・省資源対策を推進します。 ○物品の調達にあたってはグリーン購入（注 ²⁰ ）を推進します。
環境にやさしい公共事業の実施	○生態系への配慮をはじめとした環境にやさしい公共事業を行います。
地球温暖化防止	○町の事務事業からの温室効果ガスの排出削減に努めます。 ○町民や事業者の意識向上の啓発を行い、自発的な取り組みを推進します。

注²⁰ 環境に配慮した製品を優先的に選んで購入すること。

基本施策 3 自然環境の保全

施策	内容
自然環境の保全と活用	<ul style="list-style-type: none"> ○本町の豊かな自然環境を保全・創造していくため、自然環境全般にわたる保全対策を計画的に行います。 ○多自然型川づくりや親水公園の整備など、人と自然にやさしい水と緑のネットワークづくりを推進します。

基本施策 4 環境学習の推進

施策	内容
学習活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○環境問題への関心を高めるため、学校教育や社会教育活動と連携した環境教育を行います。 ○環境学習のメニューの充実を図り、意識の高揚を図ります。

◆ 町民一人ひとりの活動

- 環境問題や環境学習に関心を持ち、身近なところから行動を起こす
- 各種環境イベントなどに積極的に参加し、日常的に環境負荷低減につながる取り組みを行う
- 緑豊かな自然を大切にし、環境保全に努める

◆ まちづくり指標

指標名	現状値	後期目標（H32）
温暖化対策に対する満足度	7.4%	30.0%

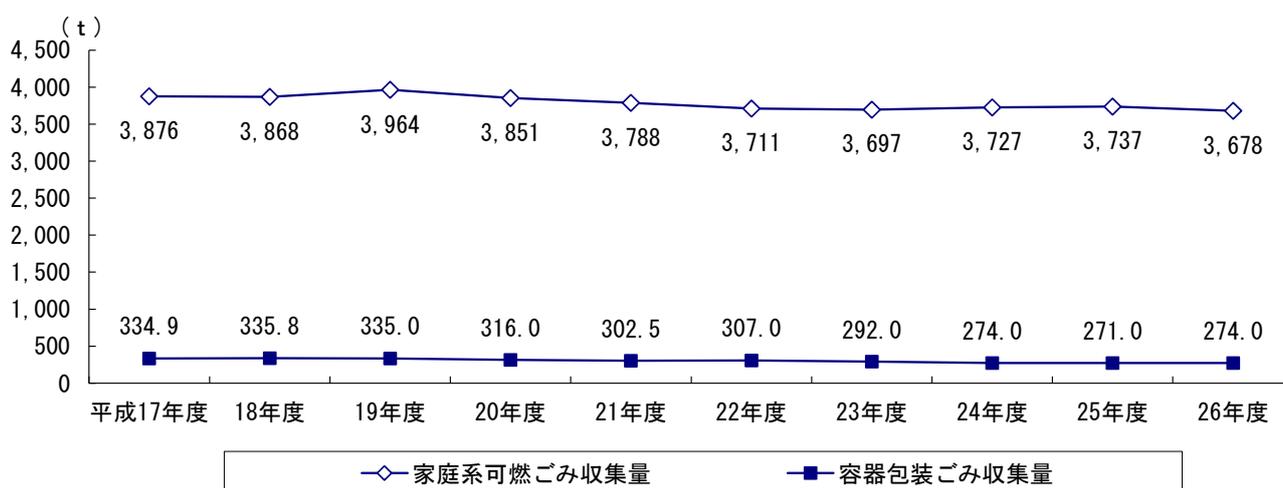


第2節 ごみ処理の充実

◆ 現状と課題

- ごみの再資源化を進めるため、14種類による分別収集を実施しています。これまでも分別収集の説明会を開催し、町民の間にも分別収集が徹底されつつあります。さらに分別収集が徹底されるよう、引き続き説明会の開催や広報かわじま・町ホームページを通じた周知・啓発活動を行う必要があります。
- リデュース（資源の消費の抑制）、リユース（再利用）、リサイクル（再資源化）の3R運動を推進することにより、再資源化及び最終処分量の減少に取り組む必要があります。
- 埼玉中部資源循環組合に加入し、新たなごみ処理施設を建設することになりました。建設されるまでの間、ごみ処理施設の適正な維持管理、処理能力の低下防止、施設の延命化に努める必要があります。
- ごみ収集の有料化について、ごみの減量化、再資源化、社会情勢や景気の動向を見極めながら導入を検討する必要があります。

[ごみ収集量の推移]



資料：町民生活課

◆ 基本方針

町民全体でごみの発生を抑制するとともに、発生するごみについても分別収集やリサイクルを推進し、ごみの減量化を図ります。また、ごみ処理施設の適正な維持管理を進めます。

◆ 基本施策の展開

基本施策 1 ごみの減量・再資源化

施策	内容
収集・運搬体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○収集の効率と分別の種類との整合を図るとともに、利用者による集積所の管理を推進します。 ○粗大ごみの戸別収集を充実します。 ○自力でごみを出すことができない世帯に対し、世帯の安否なども確認できる、ふれあい戸別収集を充実します。

施 策	内 容
分別排出・リサイクルの推進	<p>○ごみの減量化を進めるため、3R運動の推進を図るとともに、ごみの発生の抑制に努めます。</p> <p>○再利用や再資源化を図るため、ごみの分別排出の徹底と各家庭での生ごみの資源化を含めたリサイクル活動を促進します。</p> <p>○資源の有効な利用の促進に関する法律などによるごみの分別徹底を行います。</p>
事業者・製造者・販売者の責任の明確化	<p>○事業者、製造者、販売者それぞれの責任を明確にすることにより、リサイクルを推進します。</p>
農業分野との連携強化	<p>○農業用廃ビニールなどの適正処理の指導を進めます。特に、塩化ビニールは野焼きなどによって、毒性が強く、環境ホルモンの問題も指摘されているダイオキシン類が発生することから、監視指導を強化します。</p>

基本施策 2 ごみ処理の適正化

施 策	内 容
最終処分量の減量化の実施	<p>○3R運動やごみの発生の抑制に努め、ごみの減量化を図るとともに適正なごみ処理を行い、最終処分量の減量化を図ります。</p>
費用負担の適正化	<p>○ごみ収集の有料化（排出者の負担）を検討します。</p>
ごみ処理の広域化	<p>○近隣市町村と連携を図り、ごみ処理業務の広域化を実施します。</p>
不適正処理対策の強化	<p>○不法投棄やごみの野焼きなど、ごみの不適正な処理を防止するため、関係機関と連携を密にして監視・指導を強化します。</p>
ごみ処理施設の維持管理	<p>○環境センターの焼却施設、不燃物処理施設、容器包装処理施設の適正な維持管理を進めます。</p>

◆ 町民一人ひとりの活動

- ごみを減らすための3R運動に積極的に取り組む
- 買い物には買い物袋（マイバック）を持参する

◆ まちづくり指標

指標名	現状値	後期目標（H32）
ごみ分別収集に対する満足度	37.3%	54.0%
ごみ不法投棄防止など環境保全に対する満足度	10.0%	17.0%
家庭系可燃ごみ収集量	3,678 t	3,157 t

第3節 公園・緑地の整備

◆ 現状と課題

- 町内にある公園は、季節に即した草木の管理を行うことにより、町民に親しまれる場として活用されています。今後も、公園が町民の活動の場や憩いの場の中心としての役割を持つよう、町民との協働による花いっぱい運動や緑地の保全活動の推進、遊具などの老朽化に伴う設備更新を計画的に行う必要があります。
- 子どもの遊び場として集落内の公園の整備が望まれていることから、計画的な公園遊具の更新が必要となっています。さらに、農業用貯水池や安藤川周辺の桜を活用した散策路としての緑地整備を計画的に行い、新たなまちの観光資源とすることも必要となっています。
- 緑地の保全については、川島インター産業団地において、屋敷林をイメージした緑地帯を整備するなど、緑の保全を進めています。しかし、宅地開発により屋敷林を伐採する傾向にあり、十分な保全対策がとられていないため、既存集落内の屋敷林を保全することが必要となっています。
- 緑化の推進にあたっては、埼玉県「ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例」や地域住民との協力により、緑化の普及に努めています。今後、町の緑化を総合的・体系的に進めるため、統一した計画やルールづくりが必要となっています。

◆ 基本方針

公園は住民の憩いの場や子どもが安心して遊べる空間です。そのため、ゆとりとにぎわいのある公園・緑地の整備を進めるとともに、住民が愛着を持ってかかわることのできる維持管理を図ります。



◆ 基本施策の展開

基本施策 1 公園の整備	
施策	内容
平成の森公園等の維持管理の充実	<p>○平成の森公園などについては、計画的な維持管理に努めるとともに、遊具などの更新を進め、利用促進を図ります。</p> <p>○「バラの小径」については、適正な管理を実施、その維持に努めます。</p> <p>★平成の森公園を拠点としたイベントの開催や、イルミネーションによる公園内の演出など、また、平成の森公園内の整備を図ります。</p> <p>＜総合戦略掲載事業＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成の森公園観光化事業
住区基幹公園（注 ²¹ ）等の整備	<p>○身近な生活圏における児童遊園地などの計画的な再生を進めます。</p> <p>○公園の適正配置を推進します。</p> <p>★地域の協力と資源を活かし、子育て環境を向上させるため、各自治会の主体的な子育て活動を支援し、地域の児童遊園地を再生します。</p> <p>＜総合戦略掲載事業＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの遊び場整備事業
親水公園の保全	<p>○本町の特色ある公園として、親水公園を保全します。</p> <p>○川の広場などの河川空間の整備を推進します。</p>

基本施策 2 緑地の保全	
施策	内容
屋敷林等の保全	<p>○屋敷林などは、本町の特徴ある農村景観を形成する要素となっているため、屋敷林、生け垣などの緑化に努めます。</p> <p>○保存樹木の保全対策を推進します。</p>
河川敷の緑の保全	<p>○四方を囲む河川を中心に、自然の生態系を保存する国土交通省による荒川太郎右衛門地区自然再生事業などの普及啓発及び促進を図り、豊かな緑の保全に努めます。</p> <p>○ごみの野焼きや不法投棄などの監視を強化し、河川環境の保全を行います。</p>
桜つつみの整備充実	<p>○既存の桜つつみの適正な維持管理を行います。</p>

注²¹ 都市計画区域内に整備される身近な公園のこと。街区公園、近隣公園、地区公園など。

基本施策 3 緑化の推進

施策	内容
公共施設等の緑化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○公共施設の整備時には、「ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例」及び町の開発指導要綱に基づき、緑化率を最大限確保します。 ○公共工事などに際しては、貴重な緑の保全に努めます。
緑化の普及	<ul style="list-style-type: none"> ○地区計画や緑地協定の普及啓発及び締結などを推進し、工場・事業所・住宅地の緑化を推進します。 ○一定規模以上の開発行為については、「ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例」や町開発指導要綱により、緑化の推進に努めます。 ○既存の地区計画区域については、適正な運用により、緑化の促進及び維持を図ります。
緑化活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○花いっぱい運動など、町民が主体的に行う緑化活動については、町有地の提供などを積極的に進めます。

◆ 町民一人ひとりの活動

- 身近な木々や草花を大切にする
- 公園などの維持管理に積極的に携わる
- 花いっぱい運動に参加する

◆ まちづくり指標

指標名	現状値	後期目標（H32）
公園・緑地等の整備に対する満足度	16.5%	30.0%
町民一人あたりの公園面積	7.60 m ² /人	8.00 m ² /人

第4節 河川の整備

◆ 現状と課題

○河川の治水対策として、市野川堤防の補強工事、入間川の堤体補強工事、越辺川の堤体補強工事、安藤川の河川改修を促進しています。本町は川に囲まれた地形であり、治水対策は重要な課題であるため、引き続き河川の整備を進める必要があります。

○河川の水質を保全するため、公共下水道（污水）の適正な維持管理に努めるとともに合併処理浄化槽の設置を推進しています。今後は、合併処理浄化槽の適切な維持管理を促進することが必要です。

◆ 基本方針

災害対策として河川の堤防強化を進めます。また、親水空間やピオトープなど住民の憩いの場となる整備を推進します。さらに、小河川の水質の保全や親水空間としての整備を図ります。

◆ 基本施策の展開

基本施策 1 河川の整備

施策	内容
一級河川の整備・促進	○本町の四方を囲む荒川、市野川、入間川、越辺川については、治水対策を重点に整備を要請します。 ○安藤川や横塚川は、主要な内水排除の河川としてその機能の強化を図るため、河川改修（上流区域）を積極的に要望していきます。
小規模河川の整備	○小規模河川については、たん水防止のための排水路として整備を推進し、住環境の改善・生産性の向上を図ります。
河川空間の親水化	○川の広場などの整備を推進し、河川空間の親水化を図ります。 ○一級河川である荒川に、荒川太郎右衛門地区自然再生事業による親水空間の整備を促進します。

基本施策 2 河川環境の保全

施策	内容
河川環境の保全	○四方を取り囲む河川の自然環境は、本町の資源であり、原風景ともなっていることから、これらの環境の保全を図ります。 ○町民と協働による水辺空間の保全に努めます。
水質の保全	○公共用水域の水質の保全のため、公共下水道への接続を促進し、下水道の水洗化率の向上を図ります。 ○公共下水道整備区域外における生活排水対策として、合併処理浄化槽の普及と維持管理の徹底を図ります。

◆ 町民一人ひとりの活動

- 合併処理浄化槽の維持管理を適切に行う
- 水路や河川の美化に努める

◆ まちづくり指標

指標名	現状値	後期目標（H32）
用排水路整備に対する満足度	10.8%	22.0%
下水道の水洗化率	96.4%	98.0%



【都市基盤・土地利用】

第3章

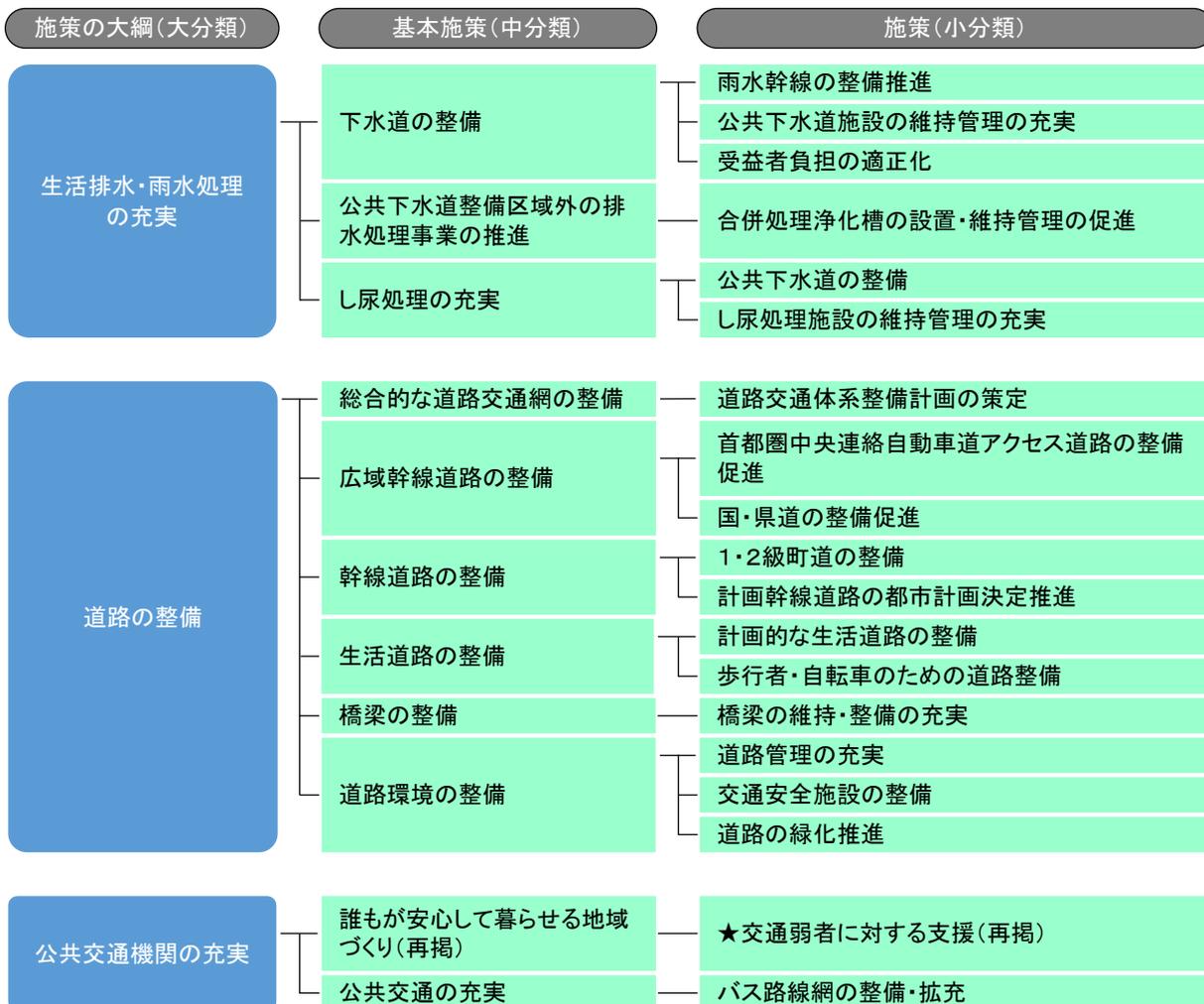
自然と調和を保ち

快適に定住できるまちづくり



施策体系





★は、リーディングプロジェクト（川島町まち・ひと・しごと創生総合戦略）に掲げる取り組みを示しています。

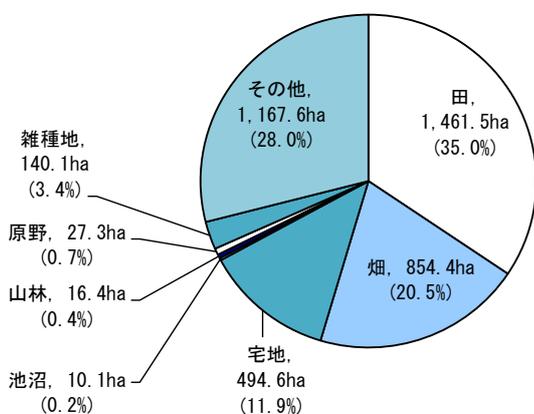
第 1 節 秩序ある土地利用

◆ 現状と課題

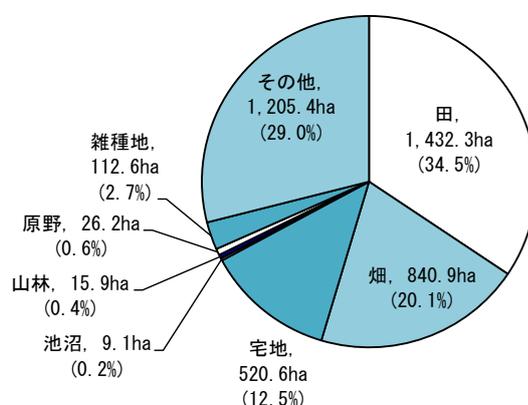
○本町では、開発などによる農地から他の用途へ転用がある場合には、総合振興計画、都市計画マスタープランや農業振興地域整備計画などの関連計画に基づき、計画的な土地利用が求められています。

○快適な住宅街を形成するため、町民参加による地区計画などの導入を図るとともに、定住の受け入れを見据えた宅地を整備する必要があります。さらに、市街化調整区域においては地域コミュニティ維持のため、住宅の計画的な整備が必要です。

[地目別土地面積（平成 20 年度）]



[地目別土地面積（平成 26 年度）]



※雑種地・・・野球場、テニスコートなど

※その他・・・墓地、境内地、運河用地、水道用地、用悪水路、ため池、堤、井溝、公衆用道路、公園など

資料：まち整備課

◆ 基本方針

地域内の均衡ある発展を図るため、無秩序な開発を抑制し、住宅地、商業地、工業地、公園、緑地など計画的な土地利用を推進します。

◆ 基本施策の展開

基本施策 1 土地利用計画の推進

施策	内容
土地利用計画の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○土地利用構想を基本とした都市計画マスタープランや農業振興地域整備計画に基づき、秩序ある土地利用を行います。 ○都市計画マスタープランによる詳細な土地利用計画を作成するとともに、町民参加による各地区の状況に応じたきめ細かい土地利用を行います。
農業振興地域整備計画に基づく土地利用	○農業振興地域整備計画については、農用地の保全という観点に立って見直しを行い、計画的な土地利用を行います。

基本施策 2 土地利用施策の推進

施策	内容
住宅地の供給・整備	<ul style="list-style-type: none"> ○良好な住宅地を形成するため、地区計画の導入、宅地開発指導要綱の運用を強化します。 ○新たな住宅地の整備にあたっては宅地需要などを見据えつつ、計画的に供給します。 ○田園居住系地域においては、地域コミュニティ維持のための住宅地の形成に努めます。 ★市街化調整区域や農業振興地域で住宅を建てるための開発基準の整備を図ります。 <p><総合戦略掲載事業></p> <ul style="list-style-type: none"> ・調整区域の開発基準の見直し

基本施策 3 長狭物調査事業の推進

施策	内容
長狭物調査事業の推進	○土地の適正な管理のため、長狭物調査事業の推進を図るとともに、国から譲与された道水路についても適切な対応を図ります。

◆ 町民一人ひとりの活動

- 用途地域や都市計画に関する住民説明会や公聴会へ積極的に参加する
- 地区計画に関心を持つ

◆ まちづくり指標

指標名	現状値	後期目標（H32）
長狭物調査事業の進捗率	80.0%	100%

第2節 市街地の整備

◆ 現状と課題

- 川島インターチェンジ周辺の土地を新市街地として有効活用することが求められます。
- 既成市街地では、未利用地の宅地化について、計画的な整備が必要となっています。
- 工業専用地域における既存工業団地は、概ね周辺住宅との間に農用地を有しており、隔絶されているといえますが、一部地域では工業専用地域と住居系地域が隣接、また、準工業地域では混在の状況がみられるため、計画的な土地利用の整序を進める必要があります。
- 公共空間については、無秩序な開発や景観を損なう開発を防止するため、建築や広告物などを整備・設置する際に指導や誘導を行う必要があります。

◆ 基本方針

川島インターチェンジ周辺の効果的な土地利用を進めるとともに、低未利用地や住工混在の土地利用の解消など、土地の有効かつ快適な環境の創出に向けた利用を推進します。また、地区計画などにより、良好な景観の保持を図ります。

◆ 基本施策の展開

基本施策 1 ★雇用創出につながる企業誘致の推進

施策	内容
★企業集積拠点の拡充	<ul style="list-style-type: none"> ○首都圏中央連絡自動車道川島インターチェンジによる立地優位性を活かし、産業振興と雇用創出の核となる企業集積の基盤として川島インター産業団地の整備・拡充をします。 ○企業誘致を積極的に推進するとともに、圏域市町村と連携を図り、地域産業全体の強化と雇用創出につなげます。 <p><総合戦略掲載事業></p> <ul style="list-style-type: none"> ・川島インターチェンジ南側地区開発事業 ・企業誘致環境整備事業 ・ふれあいパークの整備

基本施策 2 既成市街地の整備

施策	内容
良好な市街地の形成	○既存の市街化区域のうち、低未利用地については、地域の実情に即した開発・整備の推進及び検討を進め、良好な市街地を形成します。
工業地の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○工業団地は、周辺地域の土地利用との整序を図りつつ、その環境の保全を推進します。 ○工業地にありながら住工混在の土地利用となっている地区については用途鈍化を図るとともに、土地利用の整序により、良好な市街地を形成します。

施 策	内 容
快適な住環境の拡充	○住宅地としての利用が進んでいる地域においては、地区計画制度により良好な住環境を誘導し、未利用地の宅地化を促進します。 ○道路や公園などの公共公益施設の適正配置を行います。

基本施策 3 新市街地の整備

施 策	内 容
圏央道インターシティプランの推進	○首都圏中央連絡自動車道の交通利便性を活かした川島インターチェンジ周辺の整備を図ります。
国道 254 号沿道土地利用の推進	○国道 254 号沿道については、川島インターチェンジ周辺の土地利用との整合を図りつつ、都市的土地利用への転換を推進します。

基本施策 4 魅力ある公共空間の創出

施 策	内 容
良好な景観の形成	○埼玉県景観計画に基づき、それぞれの地域の特色を活かした景観の形成を推進し、魅力的な住環境を創出します。
屋外広告物の適正な設置の指導	○埼玉県屋外広告物条例に基づき、屋外広告物の適正な設置を指導・誘導し、良好な景観の形成と魅力的な住環境を創出します。

◆ 町民一人ひとりの活動

- まちづくりに対する意識を高め、良好なまち並みの保全・育成に努める
- 地区計画や建築協定などの制度を活用するなど、住民全体でまちづくりを進める

◆ まちづくり指標

指標名	現状値	後期目標 (H32)
土地区画整理事業区域面積	108ha	177ha

第3節 住宅・住環境の整備

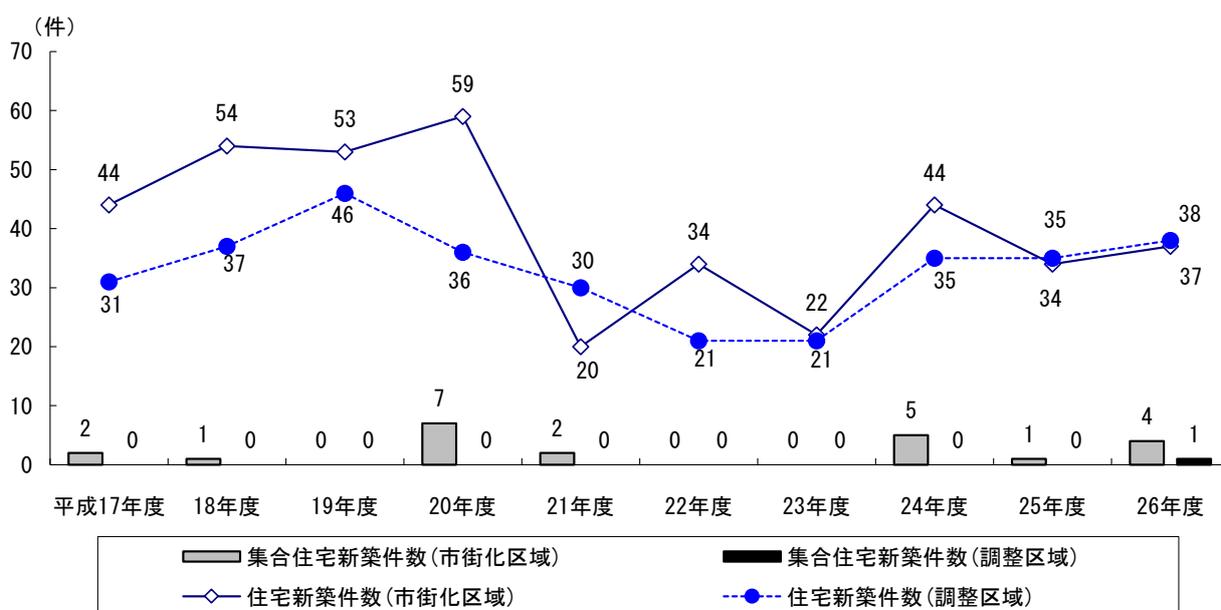
◆ 現状と課題

○町開発指導要綱や県の関係機関と協議を行い、地区に応じた最低敷地面積を設定するなど地域特性に応じた住宅の質の確保を図っています。今後も、地域にふさわしい住宅モデルの整備促進を図るため、県と連携を図りながら住宅の整備と良好な住環境の形成に努める必要があります。

○定住促進やいつまでも住み続けられる環境を形成するため、環境保護、高齢化や災害に強いまちづくりなどのニーズに応じた住宅整備を進めることが必要です。より質の高い住環境を形成するため、道路などのインフラ整備やまちの自然環境を活かした水と緑あふれる環境をつくるとともに、バリアフリー、省エネルギー、耐震対策など、これからの時代に即した住宅の整備を促進する必要があります。

○近隣へ転出した町民を呼び戻すとともに、若者や子育て世代の町内定住への新しい流れをつくりだすため、質の高い住環境の確保を進め、地域活性化と定住促進を図ることが必要です。

[新築住宅件数の推移]



資料：まち整備課

◆ 基本方針

バリアフリー、省エネルギー、耐震対策など、これからの時代に即した住宅の整備を促進するとともに、まちの景観に適した住宅や良好な住環境を促進し、誰もが住み続けたいような住宅・住環境を創出します。

◆ 基本施策の展開

基本施策 1 ★子育てに切れ目のない支援の充実

施策	内容
★若者や子育て世代への住宅支援 (再掲)	<p>○近隣へ転出した町民を呼び戻すとともに、若者や子育て世代の町内定住への新しい流れをつくりだすため、規制緩和や経済支援、課税免除によって質の高い住環境の確保を進め、地域活性化と定住促進を図ります。</p> <p>＜総合戦略掲載事業＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調整区域の開発基準の見直し ・子育て世帯への住宅リフォーム補助事業 ・固定資産税の課税免除

基本施策 2 良好な住宅の確保

施策	内容
良好な住宅の確保	<p>○高齢者や障がい者などにやさしい住宅の整備を促進し、整備への支援を行います。</p> <p>○環境にやさしい住宅の整備を促進し、県などの融資制度の普及を行います。</p> <p>○住宅の耐震化については、国、県の融資制度の普及啓発に努めるとともに、整備への支援を行います。</p>
農家住宅の空き家バンクの推進	<p>○町内への定住を促進するため、農家住宅を中心として空き家の情報を収集・管理し、町ホームページなどを通して情報提供します。</p>

基本施策 3 住環境の整備

施策	内容
水と緑豊かな住環境の整備	<p>○緑化の推進や水環境の形成、生活道路の整備などを推進し、良好な住環境の形成を図ります。</p> <p>○環境整備にあたっては、地域の特色が出せるよう、町民参加による住環境づくりを推進します。</p> <p>○水辺環境を保護するため、「清流の復活」や「安らぎとにぎわいの空間創出」をめざす水辺再生事業などを推進します。</p>

◆ 町民一人ひとりの活動

- 住民全体で良好な住環境形成に向けた話し合いを進める
- 住宅の耐震性診断を受け、災害時の被害縮減に備える

◆ まちづくり指標

指標名	現状値	後期目標（H32）
川島町無料耐震診断件数	7件	40件（累計）

◆ 総合戦略重要業績評価指標（KPI）

指標名	現状値	目標（H31）
子育て世帯の住宅リフォーム補助事業利用件数	—	20件（累計）
固定資産税の課税免除件数	56件	300件（累計）

第4節 上水道の整備・充実

◆ 現状と課題

- 上水道については、川島インター産業団地への企業進出に伴う水需要の増加に対応するため、平沼浄水場に配水池を築造し、水の安定供給に努めています。また、吹塚浄水場の基幹施設が老朽化し、耐久性・機能性の低下がみられるため、計画的に施設の更新を進めています。今後も、水の安定供給や災害時における給水体制の充実を図るため、計画的な水道施設の更新が求められます。
- 水道事業の安定した経営を維持するためには、効率的な経営を進めるとともに、水道料金の適正化について研究を進める必要があります。また、水道事業の広域化についても検討する必要があります。

[給水状況の推移]

	給水人口（人）	普及率（％）	配水量（m ³ ）	1日1人平均給水量（ℓ）
平成17年度	23,126	99.85	3,121,057	351
18年度	22,930	99.87	3,100,868	354
19年度	22,728	99.91	3,113,432	355
20年度	22,614	99.92	3,130,796	351
21年度	22,462	99.92	3,237,872	359
22年度	22,244	99.92	3,432,354	366
23年度	21,950	99.92	3,396,404	368
24年度	21,666	99.93	3,204,666	374
25年度	21,395	99.93	3,187,896	378
26年度	21,154	99.93	3,141,881	370

資料：町民生活課、上下水道課

◆ 基本方針

上水道施設整備などを計画的に進め、水の安定供給や災害時における給水体制の充実を図ります。また、経営・管理の合理化を進め、安全で強じんな上水道事業の持続を図ります。

◆ 基本施策の展開

基本施策 1 水の安定供給

施策	内容
水資源の確保	<p>○町民が安心して美味しく飲める水道水の供給をめざすとともに、いつでもどこでも安定的に生活用水を確保するために、水道施設の充実を図ります。</p> <p>○埼玉県水道用水を受水し、水資源の確保に努めます。</p> <p>○水道は自然界における水循環に依存していることから、節水などの水利用の合理化、地盤環境の保全のための表流水の利用促進に取り組みます。</p>
維持管理の充実	<p>○浄水場の施設整備を計画的に更新するとともに、幹線配水管の耐震化を進め、安心・安定した給水に努めます。</p> <p>○洗管作業を実施し、水質の確保に努めます。</p>
水道経営の安定化	<p>○経営・管理のコスト縮減を行い、施設・経済効率を図るとともに、未収金対策を強化し、水道料金の適正化に努めます。</p>
広域的水道の整備	<p>○経営基盤の強化とサービス水準の向上を図るため、各水道事業体と連携して、広域化を検討します。</p>

◆ 町民一人ひとりの活動

○水の大切さを理解し、限りある資源である水を大切に使う

◆ まちづくり指標

指標名	現状値	後期目標（H32）
水道有収率	91.1%	95.0%

第5節 生活排水・雨水処理の充実

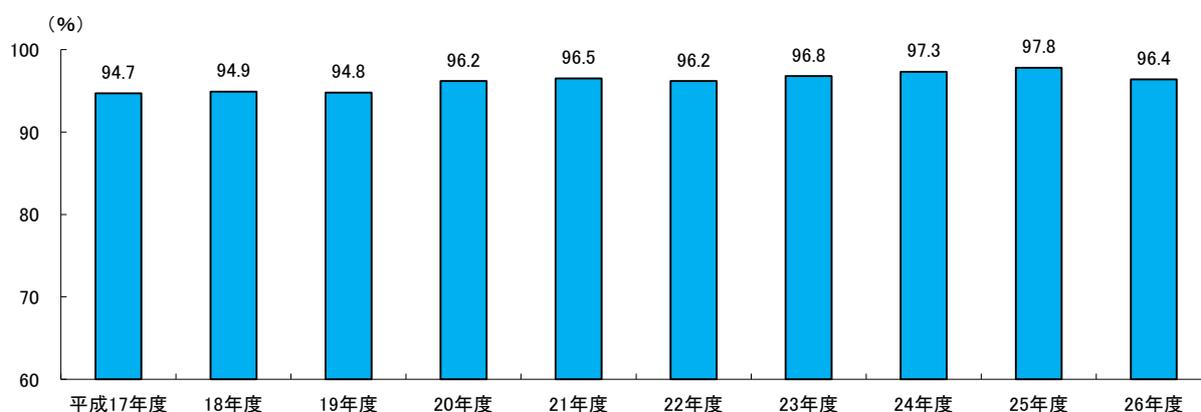
◆ 現状と課題

○市街化区域の浸水対策を図るため、主要な雨水幹線の整備を進めています。また、市街化調整区域の雨水対策として安藤川や横塚川の整備を促進する必要があります。

○公共下水道の水洗化率は平成26年度末時点で96.4%となっています。今後、水洗化率100%をめざすとともに、合併処理浄化槽の設置についても普及率の向上をめざし、さらには維持管理を徹底していく必要があります。

○し尿処理施設については、計画的な維持管理に努め、施設の延命化を図る必要があります。

[水洗化率の推移]



資料：上下水道課

◆ 基本方針

生活排水については、公共下水道（污水）の維持管理や合併処理浄化槽の設置を推進するとともに、適正な管理を徹底し、公共用水域の水質の向上に努めます。雨水処理については、安藤川、横塚川の整備を推進するとともに、公共下水道（雨水）の整備を実施します。

◆ 基本施策の展開

基本施策 1 下水道の整備

施策	内容
雨水幹線の整備推進	○公共下水道（雨水）の処理区域については、浸水対策の充実を図るため、主要な雨水幹線の整備を計画的に実施します。 ○安藤川や横塚川の整備を促進します。
公共下水道施設の維持管理の充実	○定期的・計画的に点検や調査を行うとともに、下水道施設の更新計画を策定し、適正な維持管理に努めます。
受益者負担の適正化	○下水道事業会計の健全な運営のため、使用料の適正化に努めます。

基本施策 2 公共下水道整備区域外の排水処理事業の推進

施策	内容
合併処理浄化槽の設置・維持管理の促進	○公共下水道整備区域外については、合併処理浄化槽の設置を促進するとともに、維持管理の徹底を図ります。

基本施策 3 し尿処理の充実

施策	内容
公共下水道の整備	○公共下水道（汚水）の処理区域内の下水道整備を完了させるとともに、供用区域（処理区域）の水洗化率 100%をめざします。
し尿処理施設の維持管理の充実	○し尿処理施設の良い維持管理を推進します。 ○施設管理計画による計画に沿った長期的な維持管理対策を図ります。

◆ 町民一人ひとりの活動

- 下水道が環境へ果たす役割について理解を深める
- 家庭・事業所から、有害物質などの汚れのひどい汚水を排水口に流さない
- 下水道のない地区では、合併処理浄化槽の設置と適切な維持管理を進める

◆ まちづくり指標

指標名	現状値	後期目標（H32）
汚水処理に対する満足度	18.6%	40.0%
公共下水道（雨水幹線）の整備率	62.8%	65.0%
下水道の水洗化率	96.4%	98.0%

第6節 道路の整備

◆ 現状と課題

○川島インターチェンジの開通に伴い、関越自動車道や中央自動車道へのアクセスが容易になったことや、首都圏中央連絡自動車道の側道が整備されたことにより、地域の発展や市民の利便性の向上に貢献しています。今後は、長期的かつ計画的な道路整備を進めるための方針を定めることが求められます。

○県道や側道の整備は順調に進められていますが、生活道路については、一部未改良の路線があり、地元との協議を通じて逐次改良及び舗装の整備を行うとともに、維持管理の徹底を図る必要があります。

○川島インターチェンジの開通や企業進出により交通量の増加が予想されるため、歩行者の安全を確保することが求められます。そのため、幹線道路や生活道路に歩行者が安心して通行できるスペースを確保するとともに、交通安全施設の整備を充実させることが必要です。

○道路環境の整備については、道路沿いの緑化を進めるために、花植えをするボランティアが設立されましたが、継続的な活動を行うため、ロードサポートサービス（注²²）の活用を図る必要があります。

[国・県道路整備状況（平成26年4月1日）]

路線名	道路延長 (m)	歩道延長 (m)	歩道設置率 (%)	改良延長 (m)	改良率 (%)
国道 254 号	5,352	5,352	100.0	5,352	100.0
鴻巣・川島	6,291	5,122	81.4	5,017	79.7
川越・栗橋	4,386	1,801	41.1	4,368	99.6
日高・川島	7,406	4,483	60.5	5,514	74.5
岩殿・南戸守	2,047	1,944	95.0	2,047	100.0
上伊草・坂戸	643	643	100.0	643	100.0
平沼・中老袋	7,890	5,154	65.3	7,375	93.5
国・県道合計	34,015	24,499	72.0	30,316	89.1

[都市計画道路整備状況（平成26年4月1日）]

計画決定延長(A) (m)	改良済総延長(B) (m)	概成済総延長(C) (m)	改良済率(B/A) (%)	概成済率(C/A) (%)
17,560	11,130	5,600	63.4	31.9

[町道の道路整備状況（平成26年4月1日）]

路線名	道路延長 (m)	歩道延長 (m)	歩道率 (%)	自・歩道延長 (m)	自・歩道率 (%)
1級路線	45,244	5,514.2	12.2	11,008.3	24.3
2級路線	36,470	7,317.5	20.1	2,782.3	7.6
その他の路線	506,517	5,084.5	1.0	3,034.5	0.6
計	588,231	17,916.2	3.0	16,825.1	2.9

資料：まち整備課

注²² 地域住民、企業や児童生徒などが道路沿いの清掃活動や花植えなど、道路の愛護活動に取り組むこと。

◆ 基本方針

首都圏中央連絡自動車道と国道 254 号を骨格とし、町内の道路整備を計画的に進めます。また、歩道の設置や交通安全施設の整備など、誰もが安全に通行できる道路整備を進めます。

◆ 基本施策の展開

基本施策 1 総合的な道路交通網の整備

施策	内容
道路交通体系整備計画の策定	○首都圏中央連絡自動車道（川島インターチェンジ）が開通したことに伴い、長期の道路交通体系のあり方を検討し、事業計画レベルでの計画を立案し、その実現をめざします。

基本施策 2 広域幹線道路の整備

施策	内容
首都圏中央連絡自動車道アクセス道路の整備促進	○川島インターチェンジへのアクセス道路の整備をより促進します。
国・県道の整備促進	○県道については、日高川島線の全線 2 車線化、鴻巣川島線の全線歩道整備、川越栗橋線のバイパス化、県道交差点の改良、都市計画道路の整備促進を要請します。

基本施策 3 幹線道路の整備

施策	内容
1・2 級町道の整備	○幹線町道の整備を計画的に実施するとともに、歩行者が安心して歩ける歩道付きの道路整備を進めます。
計画幹線道路の都市計画決定推進	○都市計画道路の事業化を促進するとともに、新たな都市計画道路の決定を行い、整備します。

基本施策 4 生活道路の整備

施策	内容
計画的な生活道路の整備	○町民の日常生活に重要な生活道路については、計画的な改良、舗装・修繕を行います。
歩行者・自転車のための道路整備	○公園や文化財、公共公益施設、レクリエーション拠点などを結ぶ緑道網や歩行者・自転車専用道路を整備します。

基本施策 5 橋梁の整備

施策	内容
橋梁の維持・整備の充実	○川越から桶川に通じる道路の整備を要望するとともに、併せて冠水橋の永久橋化を検討します。 ○橋梁の維持管理については、計画的に行っていきます。

基本施策 6 道路環境の整備

施策	内容
道路管理の充実	○町道の適正な維持管理を計画的に実施します。
交通安全施設の整備	○交通弱者である高齢者や児童・生徒などの安全確保を図るため、高齢者施設周辺や通学路などへの交通安全施設の整備を重点的に行います。 ○日常の暮らしに深くかかわる生活道路については、車両などの通行状況に応じ、事故防止のための整備を行います。 ○自動車交通量の多い幹線道路については、歩車道分離を関係機関に要請します。
道路の緑化推進	○道路を快適な環境とするため、街路樹や植樹帯の整備に努め、緑化に努めます。

◆ 町民一人ひとりの活動

○道路の清掃、除草などの維持管理に協力する

○効率的・効果的な道路施設の維持管理を進めるため、道路などの損傷状況についての情報を提供する

◆ まちづくり指標

指標名	現状値	後期目標（H32）
1 級町道改良済率	86.2%	88.4%
1 級町道の舗装率	97.6%	98.8%
2 級町道改良済率	82.1%	84.9%
2 級町道の舗装率	95.2%	95.8%
その他町道改良済率	41.8%	43.0%
その他町道の舗装率	48.2%	51.0%

第7節 公共交通機関の充実

◆ 現状と課題

- 本町には鉄道が通っていないため、バスが唯一の公共交通機関となっています。しかしながら、路線バスだけではカバーしきれない交通不便地域が点在しており、また、超高齢社会に対応した高齢者などの交通手段の確保が喫緊の課題となっております。
- 路線バスについては、通勤・通学手段として、運行本数の増加や運行時間の延長など輸送サービスの向上が求められています。
- 首都圏中央連絡自動車道は東名高速道路・中央自動車道・関越自動車道・東北自動車道が直結し、新たな交通ネットワークが形成され、ますます利便性が向上しております。川島インターチェンジ周辺開発に伴う高速バスターミナルの設置を検討する必要があります。
- 高齢者や障がい者の社会参加を促進し、外出に際して支援を必要とする町民が安心して外出できるよう「誰もが安心して暮らせる地域づくり」の実現に向けて、デマンド交通（注²³）など新たな公共交通システムを導入し、生活基盤の利便性向上を図ります。

◆ 基本方針

路線バスの充実を関係機関に要望するとともに、交通弱者に対応する新たな交通手段の導入を進めます。

また、首都圏中央連絡自動車道を利用した広域交通について検討します。

◆ 基本施策の展開

基本施策 1 ★誰もが安心して暮らせる地域づくり（再掲）

施策	内容
★交通弱者に対する支援（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> ○新たな公共交通システムを導入し、生活基盤の利便性向上を図ります。 ○町内業者と連携し、外出が困難な高齢者などに対して、見守り活動を兼ねた買い物支援を行います。 <p><総合戦略掲載事業></p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たな交通システムの導入 ・買い物支援事業

基本施策 2 公共交通の充実

施策	内容
バス路線網の整備・拡充	<ul style="list-style-type: none"> ○バス路線の維持、運行時間の延長などの促進を図るとともに、環境対応型バスや福祉対応型バスへの切り替えに対する要請・支援を行います。 ○バスの停留所と駐輪場の一体的な整備を推進します。

注²³ 利用者の要望で目的地を定めて運行する乗り合いの交通形態。

◆ 町民一人ひとりの活動

○公共交通を活用する

○バスが利便性の高い移動手段となるよう、路線や運行本数などを住民が一体となって考える

◆ まちづくり指標

指標名	現状値	後期目標（H32）
公共交通に対する満足度	3.7%	13.0%

◆ 総合戦略重要業績評価指標（KPI）

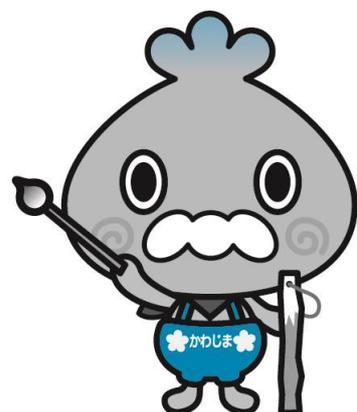
指標名	現状値	目標（H28）
新たな公共交通	—	運行開始



【農業・商業・工業・観光】

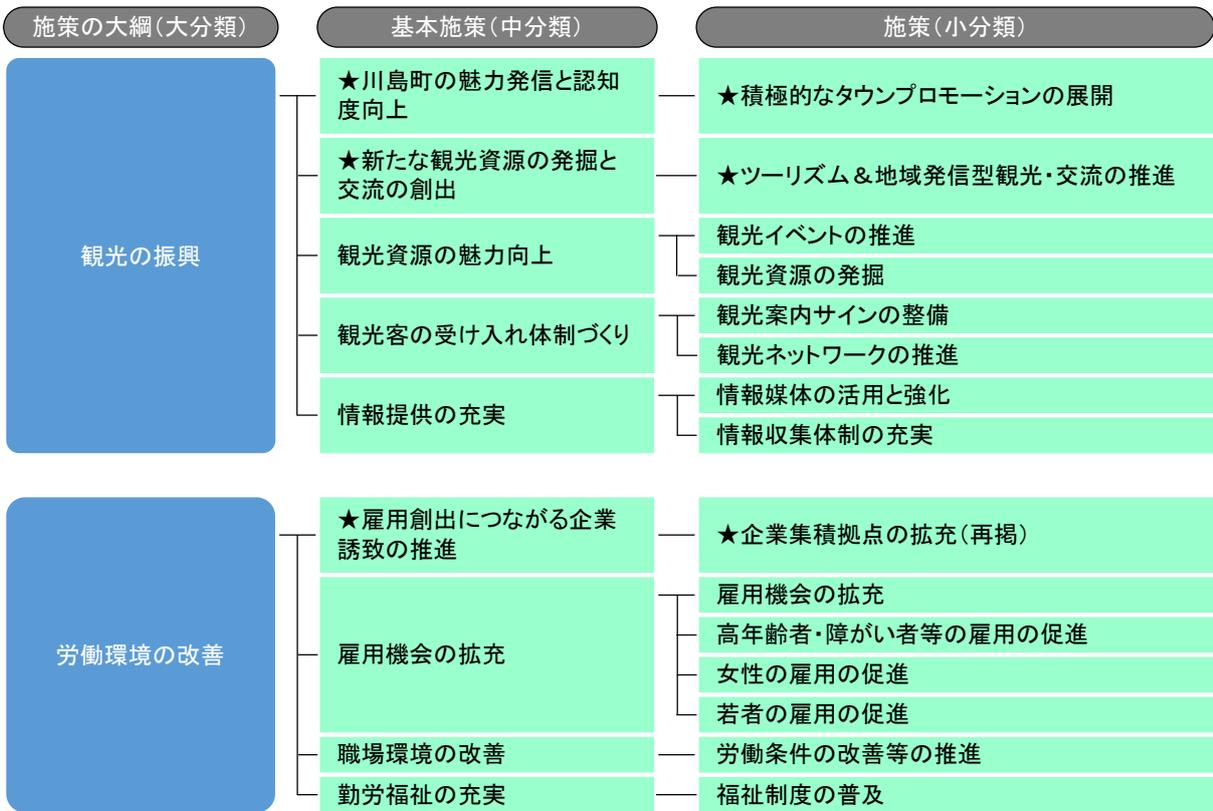
第4章

活力ある産業のまちづくり



施策体系





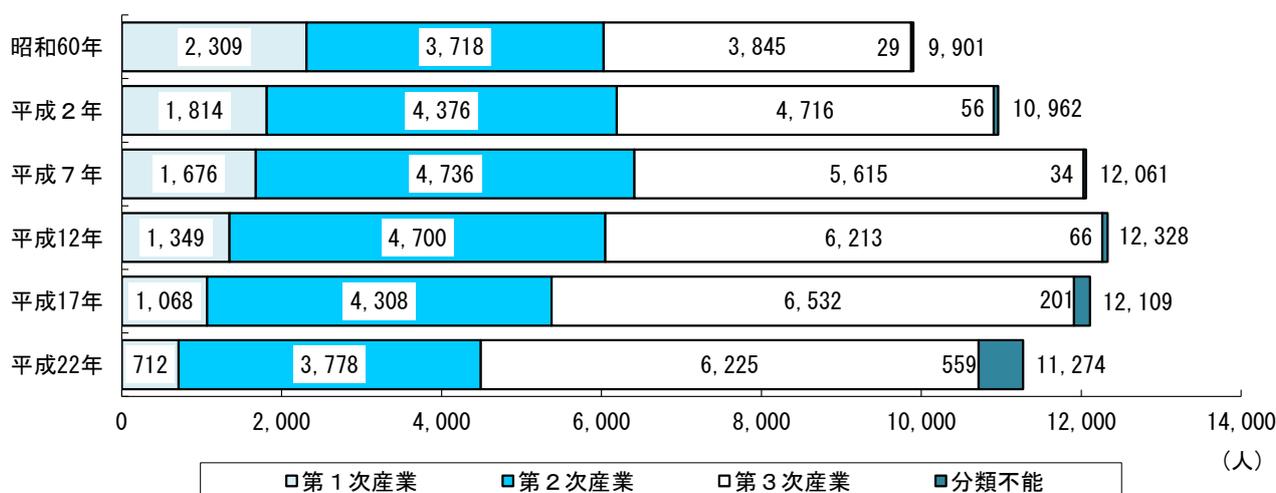
★は、リーディングプロジェクト（川島町まち・ひと・しごと創生総合戦略）に掲げる取り組みを示しています。

第1節 新しい産業の振興

◆ 現状と課題

- 産業の振興は、町民に対して雇用と所得を生み出し、また、町内の経済活動を活性化させるうえでも重要であり、産業の振興を全庁的に取り組むことが求められます。
- 新たな産業を生み出すため、首都圏中央連絡自動車道川島インターチェンジ周辺の開発を進め、雇用創出につながる企業誘致を進める必要があります。
- 町の基幹産業である農業についても、農産物の生産から販売まで一貫して行う6次産業化の推進や、農産物のブランド力向上が求められています。

[産業別就業人口の推移]



資料：国勢調査

◆ 基本方針

まちの産業を振興するため、首都圏中央連絡自動車道川島インターチェンジ周辺の開発を進めるとともに、新たな特産品・加工品の開発を進めます。



◆ 基本施策の展開

基本施策 1 ★雇用創出につながる企業誘致の推進（再掲）

施策	内容
★企業集積拠点の 拡充（再掲）	<p>○首都圏中央連絡自動車道川島インターチェンジによる立地優位性を活かし、産業振興と雇用創出の核となる企業集積の基盤として川島インター産業団地の整備・拡充をします。</p> <p>○企業誘致を積極的に推進するとともに、圏域市町村と連携を図り、地域産業全体の強化と雇用創出につなげます。</p> <p>＜総合戦略掲載事業＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・川島インターチェンジ南側地区開発事業 ・企業誘致環境整備事業 ・ふれあいパークの整備

基本施策 2 ★農業の活性化と担い手の確保

施策	内容
★特産品・農産物等の ブランド力の向上	<p>○町の農産物の生産から販売まで一貫して連携・推進する新たな体制を構築し、6次産業化を推進します。</p> <p>○米、いちご、いちじくなどの特産品を使ったレシピやご当地・B級グルメの開発、大学とのコラボレーション、「かわじま朝市」の拡充、歴史や慣習などを織り交ぜた話題性のあるPR展開などを通じて、特産品・農産物などのブランド力向上を図ります。</p> <p>＜総合戦略掲載事業＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町特産品のブランド化事業 ・「かわじま朝市」の拡充

◆ 町民一人ひとりの活動

○川島町の特徴を活かした特産品の開発と製造、販路拡大に取り組む

◆ 総合戦略重要業績評価指標（KPI）

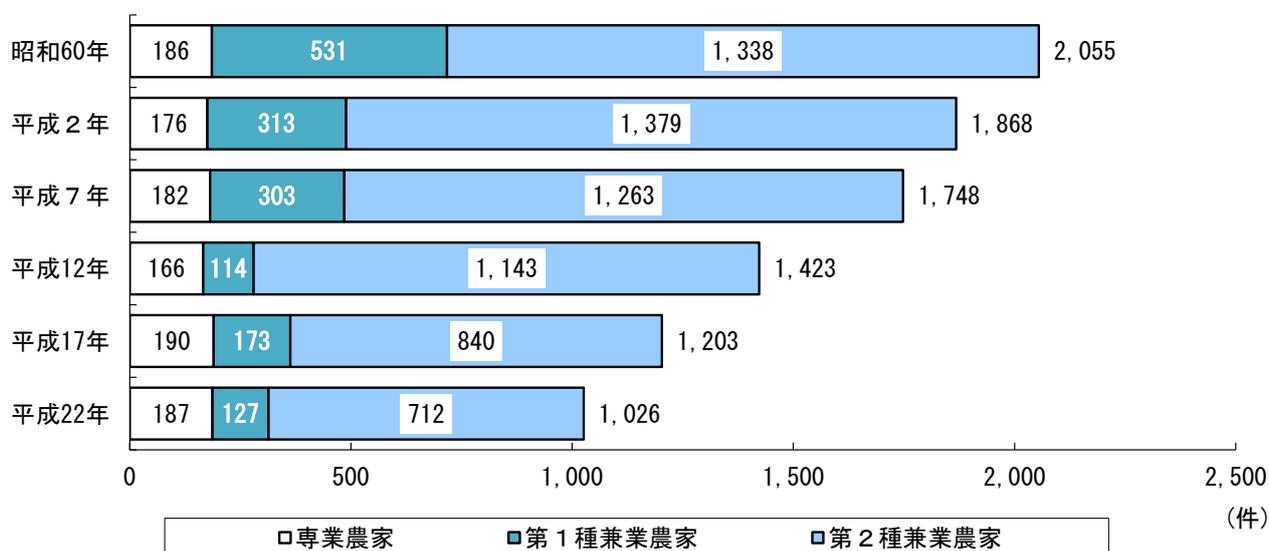
指標名	現状値	目標（H31）
企業誘致数	—	7件（累計）
新規ブランド品開発数	—	1品目
「かわじま朝市」開催回数	年間12回	年間16回

第2節 農業振興と農地保全

◆ 現状と課題

- 農用地の保全については、平成26年度より農地中間管理事業による農地集積を進めています。しかし、耕作放棄地が年々増加する傾向にあることから、これらの農地を有効に活用する手法を検討する必要があります。また、自然に配慮した農用地保全を進めるとともに、農産物の付加価値を高めるため、農薬や化学肥料に頼りすぎない農業を推進する必要があります。
- 農業経営の合理化を進めるため、自給率向上や水田の効率利用を図る観点から麦の作付けを進めています。今後は麦以外の作付けを進めるとともに、規模を確保するために団地化を推進する必要があります。農業就業者や畜産農家は年々減少し続ける傾向にあるため、安定した収入が得られるよう、地産地消を進めるとともに、特産品や加工品の開発、その情報発信などを推進し、農業を魅力ある産業に育てる必要があります。
- 農業の成長産業化に向けて、新たな体制の構築と6次産業化を中心に特産品・農産物などのブランド力向上を進めるとともに、後継者の確保が求められます。
- 今後も都会に一番近い農村として、農地を都市住民と町民の交流の場とするなど、新たな農地の活用を進める必要があります。

[農家数の推移]



資料：農業センサス、農林業センサス

◆ 基本方針

農地の集積や地産地消、流通経路の充実など、農業経営の支援を行うとともに、有機農業の推進などによる農産物の高付加価値化を支援します。また、農業の成長産業化に向けて、新たな体制の構築と6次産業化を中心に特産品・農産物などのブランド力向上を進めます。さらに、市民農園や体験農園の整備など、遊休農地の利活用を進めます。

◆ 基本施策の展開

基本施策 1 ★農業の活性化と担い手の確保

施策	内容
★特産品・農産物等の ブランド力の向上 (再掲)	<p>○町の農産物の生産から販売まで一貫して連携・推進する新たな体制を構築し、6次産業化を推進します。</p> <p>○米、いちご、いちじくなどの特産品を使ったレシピやご当地・B級グルメの開発、大学とのコラボレーション、「かわじま朝市」の拡充、歴史や慣習などを織り交ぜた話題性のあるPR展開などを通じて、特産品・農産物などのブランド力向上を図ります。</p> <p>＜総合戦略掲載事業＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町特産品のブランド化事業 ・「かわじま朝市」の拡充
★農地集積の体制構 築と若い後継者の 確保	<p>○優良農地の維持・拡大を図るため、農業の企業化や農業公社設立など、新たな農地集積の推進体制を強化します。</p> <p>○農業の継続性を高めるため、若い後継者を確保する取り組みを農家と協力して積極的に展開するとともに、農業体験などを通じて農業に親しむ機会を創出します。</p> <p>＜総合戦略掲載事業＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農地集積事業 ・新規就農者、営農者への総合支援 ・農業プロジェクト

基本施策 2 農用地の保全

施策	内容
用排水路の整備	○農用地の冠水を防ぐため、用排水路分離の考え方に基づく系統的整備を図ります。
有機農業の推進	○食生活の変化に伴い、生産性を向上させるため化学肥料や農薬が普及してきましたが、近年は生態系への影響なども懸念されつつあるため、減化学肥料・減農薬や家畜ふん尿などの堆肥を利用した有機農業を促進します。このため、フェロモントラップ（注 ²⁴ ）の設置、天敵などを利用した害虫防除を推進します。
農村集落の環境整備	○地域での農地の草刈り、水路の泥上げ、道路の路面維持などの基礎的保全活動を支援します。

注²⁴ 害虫のメスのフェロモンによりオスをおびき寄せ、補虫し、メスとの交尾をさせないことで害虫の発生を抑制し、害虫による作物への被害を少なくする。

基本施策 3 農業経営の合理化

施策	内容
地域水田農業ビジョンの推進	<ul style="list-style-type: none"> ○水田農業の振興を図るため、主要な作物である稲作において、良質な米づくりを推進します。 ○いちごをはじめとした施設園芸などの複合経営化を促進します。 ○自給率の向上と水田の効率的利用を図るため、麦・大豆などの作付けの推進と団地化を進めます。
流通機構の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○需要の動向に対応した組織的な生産出荷体制の整備を進める一方、需給対応が計画的かつ自主的に行える産地としての育成を図るため、農協を中心とした一元組織の整備と集出荷施設の効率的利用を推進します。 ○直売所との連携を図り、流通機構のネットワーク化の整備を図ります。
畜産経営環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○畜産の振興を図るため、飼育環境の整備を進めるほか、機械施設の導入を支援するとともに、飼料を安定的に確保します。 ○有機農業との連携を図り、循環型農業を確立します。
情報提供の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○農業情報の充実を図り、農家への必要に応じた情報の提供、情報発信などシステムを構築します。
地産地消の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○近年、農産物に対する安全・安心志向の高まりや、生産者の直接販売の取り組みが進む中で、消費者と生産者を結びつける地産地消への期待が高まっていることから、地場農産物の販売や学校給食での利用などを中心とした地産地消を推進します。
都市・農村交流の実施	<ul style="list-style-type: none"> ○都市近郊型農業の確立を図るため、都市住民との交流を通じた市民農園、体験型農業の推進など、都市と農村の交流を実施します。 ○地域の風土、生活文化を素材とした滞在型田園生活体験を導入します。

◆ 町民一人ひとりの活動

- 消費者と生産者の交流や「地産地消」の取り組みを行う
- 農地バンクへの情報提供や登録に協力し、農地の有効利用に努める
- 市民農園の利用や体験型農業への参加により、農業への理解を深める

◆ まちづくり指標

指標名	現状値	後期目標（H32）
農地の適正な保全に対する満足度	7.7%	21.0%
農地の集約化の面積	40.8ha	90.0ha
農地保全活動を行う活動組織数	1 組織	3 組織

◆ 総合戦略重要業績評価指標（KPI）

指標名	現状値	目標（H31）
農業公社設立	—	1社
農地集積か所（50アール以上の区画割）	1か所	30か所
人・農地プラン新規作成か所数	—	3か所
新規ブランド品開発数	—	1品目
「かわじま朝市」開催回数	年間12回	年間16回



第3節 商業の振興

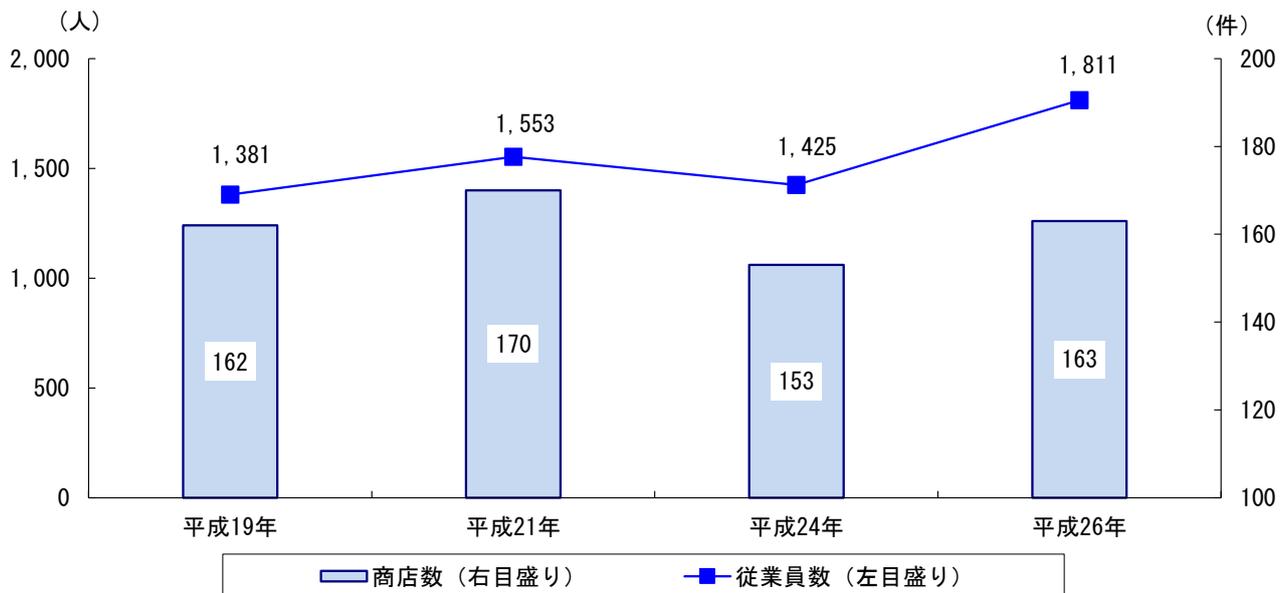
◆ 現状と課題

○平成17年に、川島インターチェンジ南側に大型商業施設が進出しました。今後も川島インターチェンジ南側の国道254号沿線東側区域への企業進出が予想されます。しかし、この区域は農用地であるため、県などの関係機関と調整を図り、企業進出の受け入れ体制を構築する必要があります。

○企業の動向や経済情報については、県などから適宜情報を収集していますが、町独自で企業情報を収集できる機会が少ないため、庁内担当課と進出希望企業との定例会議を設置するなど、企業誘致に向けた体制を適宜構築する必要があります。

○大型商業施設が進出する一方で、既存の個人経営などの小規模商店が深刻な影響を受けないよう、支援体制を強化することが求められます。また、自立した経営を促すため、まちの地域資源を活かした消費拡大策を研究することが必要です。

[商業(卸・小売)の商店数、従業員数の推移]



資料：商業統計調査、経済センサス

◆ 基本方針

川島インターチェンジ周辺を中心に国道254号沿道への企業誘致活動を推進します。また、既存の小売店舗に対する経営相談や経営支援を商工会とともに推進します。

◆ 基本施策の展開

基本施策 1 商業地の形成

施策	内容
沿道商業地の形成	○国道 254 号や主要幹線道路などの沿道に、駐車場を備えた店舗の誘致ならびに、適正業種の誘導を図ります。
★企業誘致環境整備事業	○企業が進出しやすい環境整備を推進し、企業誘致を積極的に促進します。

基本施策 2 経営面の支援

施策	内容
販売促進事業の支援	○既存の商業の振興を図るため、町独自の消費拡大策を商工会とともに推進します。
経営相談・指導体制の充実	○個別の商店に対する経営相談、経営指導の充実を図るため、商工会の活動を支援します。 ○経営の近代化などを促進するため、融資制度の利用を促進します。

◆ 町民一人ひとりの活動

- 町内産業への理解を深めるとともに、地元の商店、地域で生産された商品などを利用する
- 事業者は市場ニーズ・消費者ニーズを的確に捉え、事業を展開する

◆ まちづくり指標

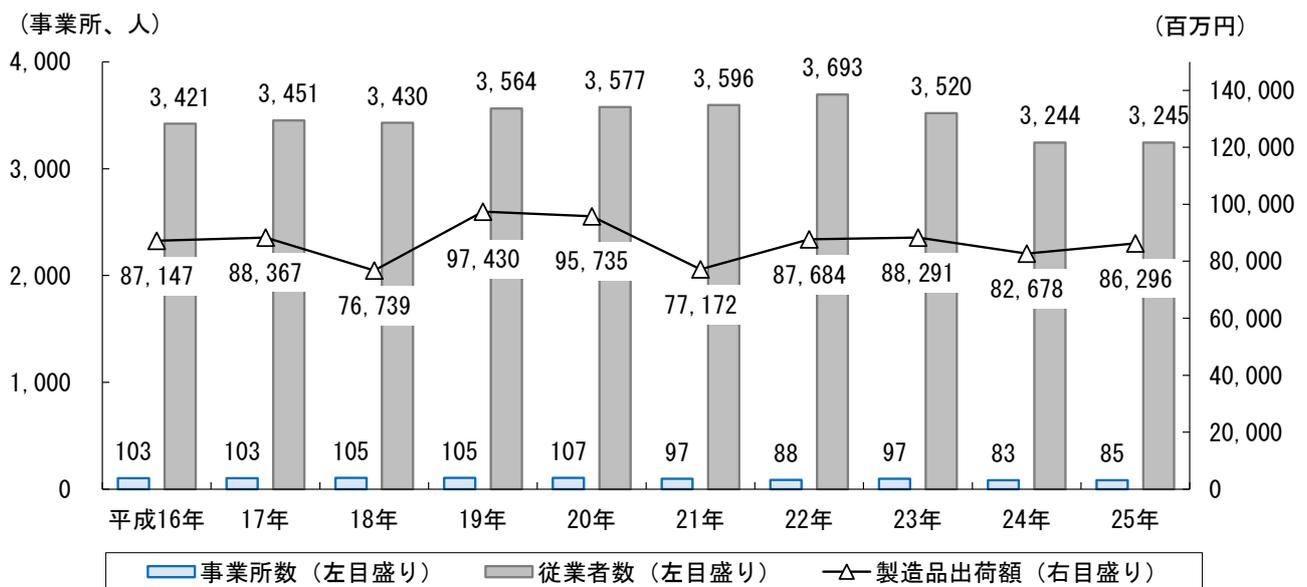
指標名	現状値	後期目標（H32）
新規進出企業の件数（商業分野）	35 件	7 件（累計）

第4節 工業の振興

◆ 現状と課題

- 工場の適正配置については、川島インターチェンジ北側に「圏央道インターシティプラン」に基づく土地区画整理事業により川島インター産業団地の整備を行い、18社の企業誘致を行いました。今後、さらなる土地利用を推進し、企業誘致を図る必要があります。
- 市街化調整区域を活性化するため、新たな産業系土地利用について、検討を進める必要があります。
- 地球にやさしい工業環境を整備するため、川島インターチェンジ北側の川島インター産業団地において、土地の緑化率を定め、緑地の確保を図っています。今後も、環境保全の観点から、進出してくる企業に対して緑地協定の締結やごみ・排水の排出量の抑制を指導するなど環境に配慮した行動を要請する必要があります。
- 商工会を中心に、まちの特産品を活かした地場産加工品の奨励・推進を図っています。今後も、さらに、経営相談・指導を強化する必要があります。

[工業の事業所数、従業者数、製造品出荷額の推移]



資料：工業統計調査

◆ 基本方針

川島インターチェンジ周辺の工業団地の整備・拡充を図ります。また、町内進出の企業に対して、環境に配慮した取り組みを要請します。また、既存の工業施設に対して、経営相談や融資制度の利用促進などを進めます。

◆ 基本施策の展開

基本施策 1 適正な工場配置

施策	内容
★企業集積拠点の拡充	<p>○首都圏中央連絡自動車道川島インターチェンジによる立地優位性を活かし、産業振興と雇用創出の核となる企業集積の基盤として川島インター産業団地の整備・拡充をします。</p> <p>○企業誘致を積極的に推進するとともに、圏域市町村と連携を図り、地域産業全体の強化と雇用創出につなげます。</p> <p>＜総合戦略掲載事業＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・川島インターチェンジ南側地区開発事業 ・企業誘致環境整備事業
市街化調整区域の活性化	○市街化調整区域を活性化するため、新たな産業系土地利用について検討を進めます。

基本施策 2 地球にやさしい工場環境の整備

施策	内容
緑化等の推進	○「ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例」に基づき、工場敷地内及び周辺の緑化を推進するとともに、条例に基づく緑地協定の普及啓発及び締結の推進を図ります。
事業系ごみ、事業排水の抑制指導	○ごみの減量化、CO ₂ 削減を推進するため、工場から排出されるごみの適正処理を指導するとともに、環境の時代を背景とした環境マネジメントシステム（注 ²⁵ ）の認証（ISO14000シリーズ）の取得の要請に努めます。

基本施策 3 経営面の支援

施策	内容
経営相談・指導体制の充実	<p>○既存工業への経営相談・経営指導の充実を図るため、商工会の活動を支援します。</p> <p>○経営の近代化などを促進するため、融資制度の利用を促進します。</p>

◆ まちづくり指標

指標名	現状値	後期目標（H32）
新規進出企業の件数（工業分野）	35件	7件（累計）

注²⁵ 企業などの団体が環境に関する方針、目標などを立て、その実現に向けて行動し、自らの活動を検証・評価し行動にフィードバックするための計画や実施体制などのこと。

ISO14000シリーズは、国際標準化機構が発行する国際規格のうち、環境マネジメントシステムに関する認証のこと。

第5節 観光の振興

◆ 現状と課題

- 平成22年度に行われた「第6回埼玉B級ご当地グルメ王決定戦」において、本町の郷土食である「すったて」が優勝したことから、観光資源として活用しています。今後は、その他の観光資源を調査・発掘し、それらを観光コースとして結びつけることが求められています。
- 観光客の回遊性を高めるため、案内板や移動手段の充実を図るとともに、首都圏中央連絡自動車道を活かし、広域による観光振興や農地を活かした体験型観光など、付加価値の高い観光メニューを創出する必要があります。
- 本町の魅力を広くアピールするため、各種メディアへの情報発信を積極的に行うとともに、広報かわじまや町ホームページを充実させるとともに、町外者に対してまちのことを紹介できる人材を育成することも必要です。
- 本町は、観光で、立地や町内の地域資源を十分に活用できていないのが現状となっています。そこで、現状を改善するため、マスコットキャラクター（かわべえ、かわみん）の活用と多様な情報発信を行い、町内外への積極的なタウンプロモーションによって川島町の魅力をPRしていくことが求められます。

◆ 基本方針

観光客をひきつけるまちの観光資源を発掘するとともに、それらを結ぶような観光ルートの整備を進めます。また、周辺市町村との連携や情報媒体を活用して、町内外への積極的なタウンプロモーションを展開し、まちの魅力をPRするとともに、観光資源を活かしたイベントによるまちの活性化について研究を進めます。

◆ 基本施策の展開

基本施策 1 ★川島町の魅力発信と認知度向上

施策	内容
★積極的なタウンプロモーションの展開	<ul style="list-style-type: none"> ○本町の魅力を町内外に積極的に発信し、ひとりでも多くの方に、本町の魅力を知り、愛着を持ってもらえることをめざして、積極的なタウンプロモーションを展開します。 ○年間を通じて本町の魅力を伝える多彩なコンテンツを開発し、インターネットを通じて国内外に情報発信する川島町公式ホームページをリニューアルします。さらに、動画配信サイトなどを活用した情報発信にも取り組んでいきます。 ○マスコットキャラクターである「かわべえ」「かわみん」を商品化するなど、本町の認知度向上に官民あげて積極的に取り組みます。 <p><総合戦略掲載事業></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホームページタウンプロモーション事業 ・公衆無線LAN「Wi-Fi」の整備事業 ・マスコットキャラクターPR事業

基本施策 2 ★新たな観光資源の発掘と交流の創出

施策	内容
★ツーリズム&地域 発信型観光・交流の 推進	<p>○新たな観光資源を調査・発掘するとともに、それらを結ぶような広域的な観光周遊ルートの形成を検討します。</p> <p>○平成の森公園を拠点としたイベントの開催や本町を訪れるサイクリストの増加を図るための環境整備を行い、町外の人々との交流の拡大をめざします。</p> <p>○新たな観光スポットとして、観光・交流の拠点となる観光農園やふれあいパークの整備などを推進します。</p> <p>＜総合戦略掲載事業＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広域観光周遊ルートの形成 ・観光マップ作成事業 ・平成の森公園観光化事業 ・観光おもてなし事業 ・観光農園推進事業 ・ふれあいパークの整備（再掲）

基本施策 3 観光資源の魅力向上

施策	内容
観光イベントの推進	<p>○景観作物、特産物などを中心にしたイベントや、町のマスコットキャラクターを活用したイベントを開催するなど、観光資源として推進します。</p> <p>○町の新たな魅力を伝えるための取り組みとして、官民一体となったイベントなどを実施します。</p>
観光資源の発掘	<p>○町に残された貴重な自然環境を大切に、観光農園の整備を推進するなど、町の新たな観光資源を発掘します。</p> <p>○観光資源の調査、発掘を進めるとともに、歴史的文化財や自然を活かした景観地などの活用方策を研究し、モデルとなる観光コースの設定と道路整備を推進します。</p>

基本施策 4 観光客の受け入れ体制づくり

施策	内容
観光案内サインの整備	<p>○町内を移動しやすくするため、サイン計画に基づく整備推進を図ります。</p> <p>○町のイメージアップを図り、観光客の誘致を推進します。</p>
観光ネットワークの推進	<p>○農業団体や商業団体との連携を推進するとともに、周辺市町村との広域観光ネットワークの充実を図ります。</p>

基本施策 5 情報提供の充実

施策	内容
情報媒体の活用と強化	○町の観光を振興するため、新聞や雑誌、テレビなどのマスメディアを積極的に活用します。 ○交通機関や旅行センターなどへの広報活動を強化します。
情報収集体制の充実	○観光関係施設や関係機関との連携を進め、情報収集体制の一元化と情報提供体制の充実を図ります。

◆ 町民一人ひとりの活動

- 歴史や文化、伝統を大切にし、積極的にイベントや交流活動に参加する
- 自ら川島の魅力を認識し、町外へPRする

◆ まちづくり指標

指標名	現状値	後期目標 (H32)
平成の森公園の来園者数 (延べ人数)	130,254 人/年	160,000 人/年

◆ 総合戦略重要業績評価指標 (KPI)

指標名	現状値	目標 (H31)
町公式ホームページアクセス数	年間約 15 万件	年間 20 万件以上
公衆無線 LAN「Wi-Fi」の整備数	—	5 か所
ゆるキャラグランプリ順位 (約 1800 位中)	900 位	100 位以内
観光農園の来園者数 (延べ人数)	—	年間 2,000 人
観光農園拠点の整備数	—	1 か所

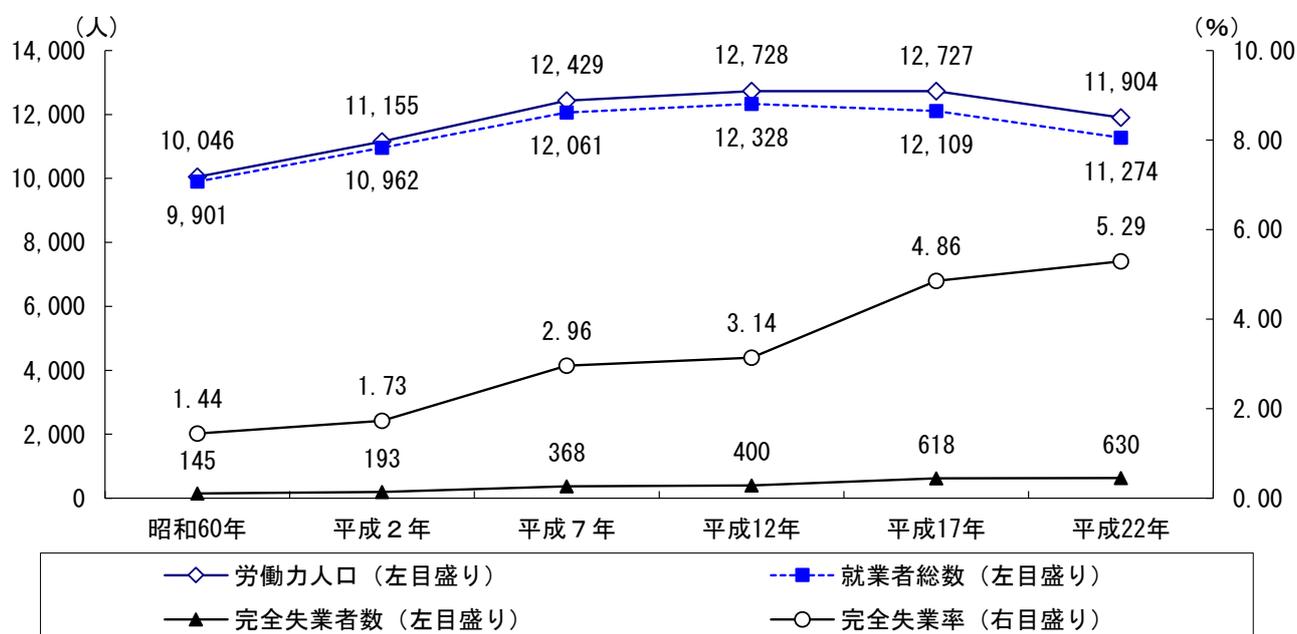


第6節 労働環境の改善

◆ 現状と課題

- 若者の町外への転出の抑制や転入者の確保を図るため、町内企業との連携による町内雇用の創出に積極的に取り組むことが必要となっています。
- 若者のニート（注²⁶）問題や高齢者、障がい者や女性の雇用を創出する必要性が高まっていることから、公共職業安定所（ハローワーク）をはじめとする関係機関との連携体制を強化し、雇用あっ旋を充実させることが求められます。
- 職場環境の改善として、商工会を中心に労働条件に関する法制度の啓発を町内企業に対して行っています。今後も引き続き普及啓発活動を行い、高齢者や障がい者、女性が働きやすい環境を整備することが必要となっています。

[就業者と失業者の推移]



資料：国勢調査

◆ 基本方針

誰もが就労に結びつくよう関係機関と連携して支援します。また、勤労者の心身の健康を守るため、企業に対する啓発や福祉制度の周知を進めます。

注²⁶ Not in Employment, Education or Training の略で、「職に就かず、教育機関にも所属せず、就労に向けた具体的な活動をしないう 15 歳から 34 歳の個人」を意味する。

◆ 基本施策の展開

基本施策 1 ★雇用創出につながる企業誘致の推進

施策	内容
★企業集積拠点の拡充（再掲）	<p>○首都圏中央連絡自動車道川島インターチェンジによる立地優位性を活かし、産業振興と雇用創出の核となる企業集積の基盤として川島インター産業団地の整備・拡充をします。</p> <p>○企業誘致を積極的に推進するとともに、圏域市町村と連携を図り、地域産業全体の強化と雇用創出につなげます。</p> <p>＜総合戦略掲載事業＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・川島インターチェンジ南側地区開発事業 ・企業誘致環境整備事業 ・ふれあいパークの整備

基本施策 2 雇用機会の拡充

施策	内容
雇用機会の拡充	<p>○企業誘致を進めるとともに、公共職業安定所（ハローワーク）など関係機関との連携を強化することによって、雇用機会の確保に努めます。</p> <p>○町内企業と連携を図り、町のホームページを使うなど、労働情報の提供を行います。</p>
高齢者、障がい者等の雇用の促進	○高齢者及び障がい者などの就業を促進するため、公共職業安定所（ハローワーク）など関係機関との連携を強化し、雇用を促進します。
女性の雇用の促進	○男女雇用機会均等法の趣旨に照らし、女性の就業の促進と安定を図るため、公共職業安定所（ハローワーク）など関係機関との連携を強化します。
若者の雇用の促進	○概ね 15 歳から 34 歳までの若年層が抱えるニート問題などに対して、ヤングキャリアセンターなどの機関と連携を強化し、支援します。

基本施策 3 職場環境の改善

施策	内容
労働条件の改善等の推進	<p>○労働条件の改善を促進するとともに、安全衛生思想の普及啓発を図ります。</p> <p>○障がい者の雇用促進のため、施設・設備の改善が必要な場合は、助成制度などの利用を促進します。</p> <p>○女性の雇用促進のため、保育サービスを充実します。</p>

基本施策 4 勤労福祉の充実

施策	内容
福祉制度の普及	○勤労者の福利厚生の実施のため、各種福祉制度の普及と利用促進を図ります。

- ◆ 町民一人ひとりの活動
 - 職業能力の向上に努める

- ◆ まちづくり指標

指標名	現状値	後期目標（H32）
町内に就業している住民の割合	39.1%	45.0%

【生涯学習・教育】

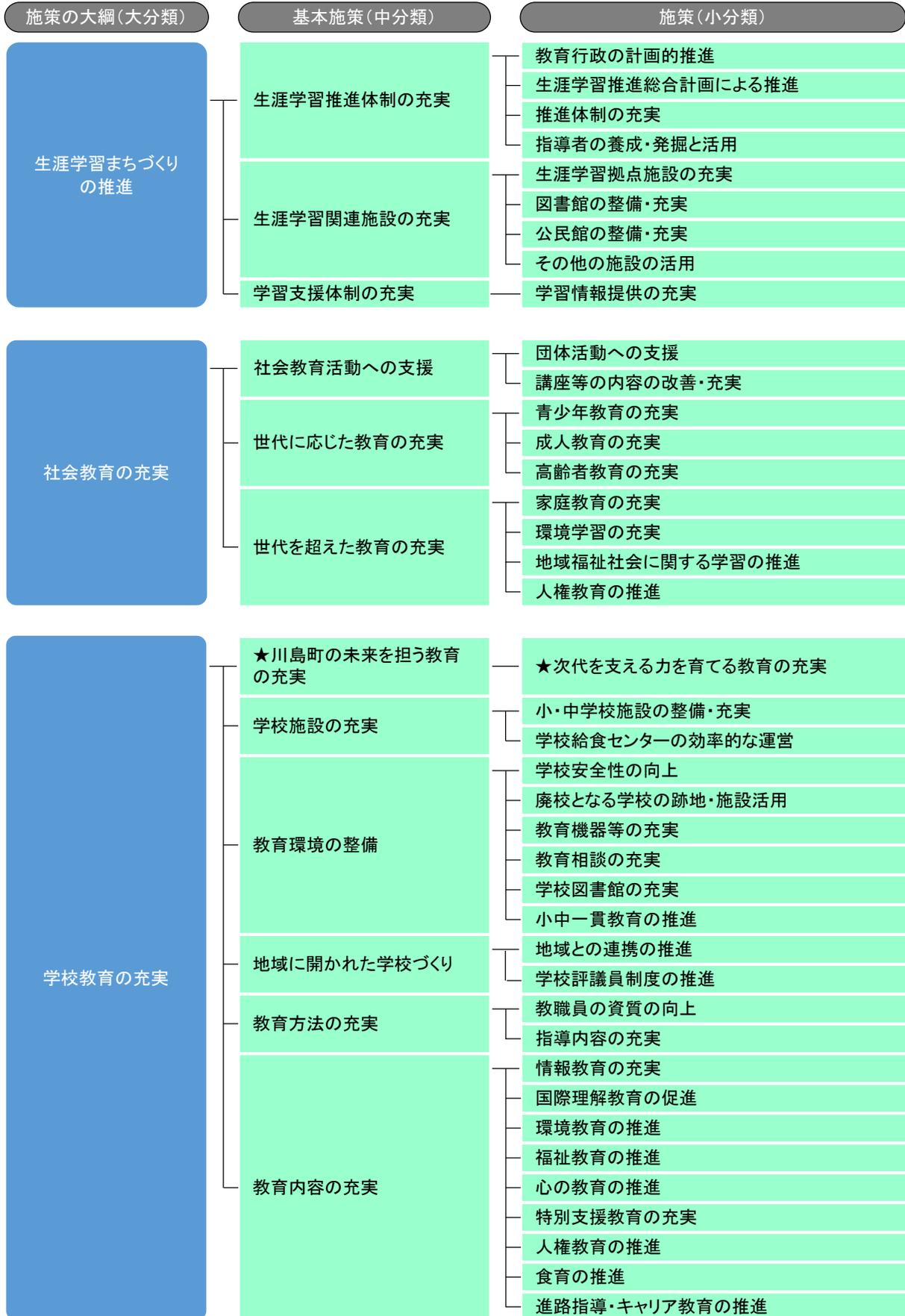
第5章

自己実現を支援する

生涯学習のまちづくり



施策体系





★は、リーディングプロジェクト（川島町まち・ひと・しごと創生総合戦略）に掲げる取り組みを示しています。

第1節 生涯学習まちづくりの推進

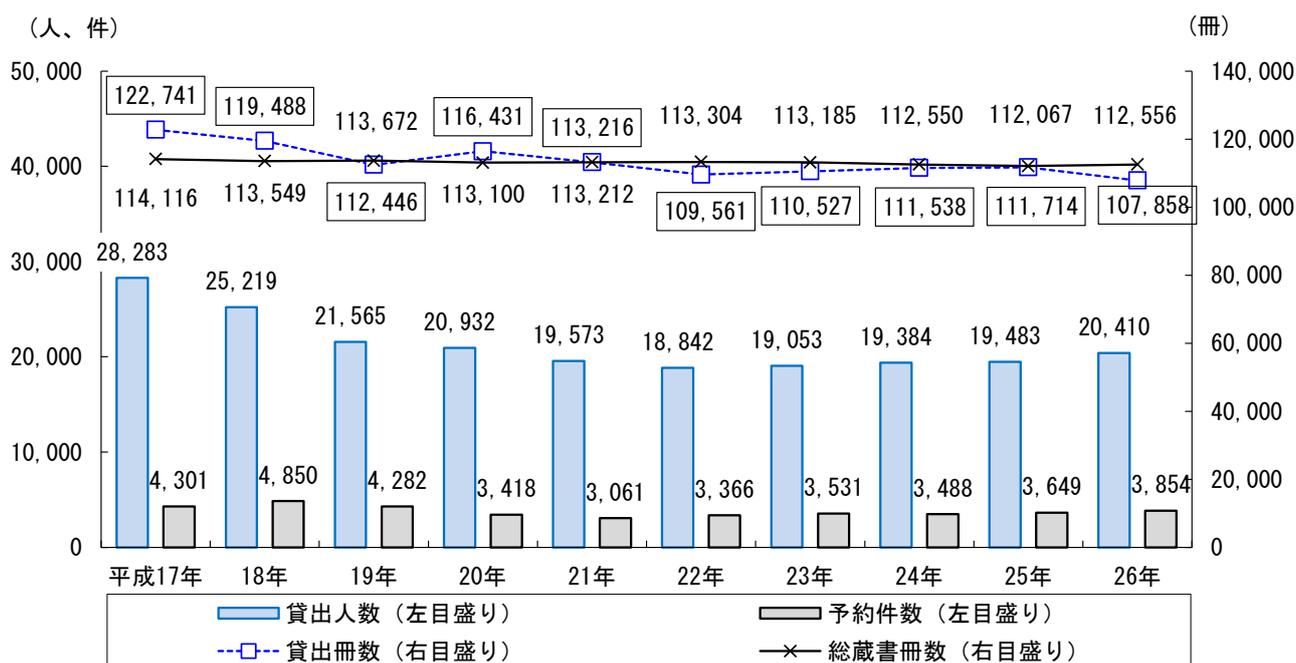
◆ 現状と課題

○本町は、平成4年に「生涯学習推進のまち」宣言を行い、「1人1学習、1人1スポーツ、1人1ボランティア」を合言葉に生涯学習を推進しています。各種の事業については、生涯学習推進総合計画に従って実施していますが、内容が多岐にわたるため、計画の推進にあたっては、町民の求める学習内容などを的確に反映させる必要があります。

○生涯学習団体は、川島町コミュニティセンター、各地区公民館やふれあいセンターフラットピア川島などで活動しています。利用できるスペース・時間は限られており、利用団体数のわりに施設が不足していることから、利用調整会議を行い、貸し出しを行っている状況です。今後も、町民の施設利用の利便性及び公平性を考慮し、各施設の適正な維持管理に努め、利用者が快適に利用できる環境整備を行う必要があります。

○団塊の世代の退職により、余暇に時間を充てられる人が増加しており、充実した生涯学習情報の提供を求める声が強くなっています。これに応えるため、既存の広報かわじまや町のホームページ、生涯学習カレンダーなどにおいて、より詳細な情報を提供することが求められます。

[図書館利用・蔵書の推移]



資料：生涯学習課

◆ 基本方針

年齢や性別にとらわれず、誰もが自ら考え、行動し、いつでも、どこでも、自由に学ぶことができるよう、生涯学習に関する情報の提供などを充実するとともに、学習の成果を活かせる機会を拡充します。

◆ 基本施策の展開

基本施策 1 生涯学習推進体制の充実

施策	内容
教育行政の計画的推進	○町の教育行政をいっそう推進するため、川島町教育行政重点施策にかかる重要な事務について外部者による点検・評価を行うとともに、その結果を議会に報告し公表します。
生涯学習推進総合計画による推進	○町民の自主的な学習活動を支援するため、生涯学習推進総合計画に基づき、全町民参加による生涯学習推進活動を展開します。
推進体制の充実	○川島町生涯学習推進会議を中心として、生涯学習推進のまちづくりを進めるため、組織をより強化します。
指導者の養成・発掘と活用	○自主的な学習活動を支える指導者やボランティアの育成を図るとともに、活動団体を支援します。 ○学習者が順次指導者として生涯学習活動を担うような仕組みづくりのため、研修の充実と人材登録制度を充実します。

基本施策 2 生涯学習関連施設の充実

施策	内容
生涯学習拠点施設の充実	○川島町コミュニティセンター及びふれあいセンターフラットピア川島を生涯学習の拠点として、必要な設備などの整備・充実を図ります。
図書館の整備・充実	○生涯学習支援施設として、図書館の施設整備と蔵書の充実を図ります。 ○利用者の学習を支援するため、レファレンスサービスの充実を図るとともに、インターネットによる検索・予約サービスを充実します。
公民館の整備・充実	○地域の生涯学習活動拠点である公民館は、利用状況に合わせた施設の整備・充実を図ります。
その他の施設の活用	○生涯学習の総合的な支援を推進するため、学校施設や町民会館、地区集会所などを積極的に活用します。 ○学校規模適正化に伴う空き教室などについては、地域の要望・実情などに配慮し、公民館や文化財の保存・展示施設など、生涯学習推進のための施設として、有効活用を図ります。

基本施策 3 学習支援体制の充実

施策	内容
学習情報提供の充実	○インターネット、広報紙、生涯学習・健康カレンダーなどを活用して積極的に学習情報を提供します。

◆ 町民一人ひとりの活動

- 興味や関心のある分野における生涯学習活動に取り組む
- 学習指導者や地域ボランティアなど、自らの学習成果を積極的に地域へ還元する
- 生涯学習施設の施設運営や町民が望む生涯学習プログラムの作成などに積極的に参加する

◆ まちづくり指標

指標名	現状値	後期目標（H32）
川島町コミュニティセンター、ふれあいセンターフ ラットピア川島の利用者数（延べ人数）	32,095 人	34,000 人



第2節 社会教育の充実

◆ 現状と課題

○社会教育の充実については、各講座・イベント情報を集約して、生涯学習情報案内「サモサッタ」を作成し、情報提供を行っています。また、広報かわじまに講座情報や実施結果を掲載するとともに、学習の相談なども随時受け付けています。しかし、生涯学習に対する要望が多岐にわたるため、既存の講座などについては内容の見直しを行い、ニーズの高い講座などに絞ったプログラム設定を行う必要があります。

○子育て、育児に関する不安・悩みなどを抱える親が増加しているため、「家庭教育」の支援策として、県が推進する学習プログラム「親の学習」事業を実施しています。事業の実施には学校・地域との連携が重要であるため、今後も、よりいっそうの連携強化を図る必要があります。

◆ 基本方針

町民の多様なニーズや社会情勢に対応するとともに、世代に応じた教育の充実を図ります。また、世代を超えた教育の充実も進め、いつも新たな発見がある学習の場を提供します。



◆ 基本施策の展開

基本施策 1 社会教育活動への支援

施策	内容
団体活動への支援	○社会教育団体の活動を支援するため、学習支援体制の整備・充実を図ります。
講座等の内容の改善・充実	○社会教育の講座や教室の充実を図るため、町民ニーズの把握に努め、内容を適宜見直します。 ○事業評価や新しい事業開発への町民参加を推進します。

基本施策 2 世代に応じた教育の充実

施策	内容
青少年教育の充実	○社会への参加意識を向上させるため、地域子ども教室や子ども会活動などを推進し、ふるさと学習の充実やボランティア意識を醸成します。 ○様々な体験ができる青少年交流事業を推進します。
成人教育の充実	○自主的な生涯学習活動を推進していくため、多様な学習講座や教室などを充実させるとともに、学習支援体制を整備します。
高齢者教育の充実	○高齢社会の進展に伴い多様化する学習ニーズに対応するため、学習講座や教室などを充実させるとともに、自主的な学習を推進するため、指導者の育成などを行います。

基本施策 3 世代を超えた教育の充実

施策	内容
家庭教育の充実	○家庭教育の充実を図るため、学校や地域と連携し、講座や研修会などを開催します。
環境学習の充実	○地球規模での環境問題への理解を深める学習や、循環型社会に対応できるような学習の充実を図ります。
地域福祉社会に関する学習の推進	○地域ぐるみの福祉を推進するため、少子高齢社会に関する認識を高めるとともにボランティア意識の啓発を行います。
人権教育の推進	○基本的人権尊重の精神を高めるための啓発や指導者の育成を図り、研修会などを通して、人権・同和問題の差別意識を解消します。

◆ 町民一人ひとりの活動

- 各種講座、セミナーや地域で開催される行事などの学習機会を積極的に活用し、自ら意欲的に学習に取り組む

◆ まちづくり指標

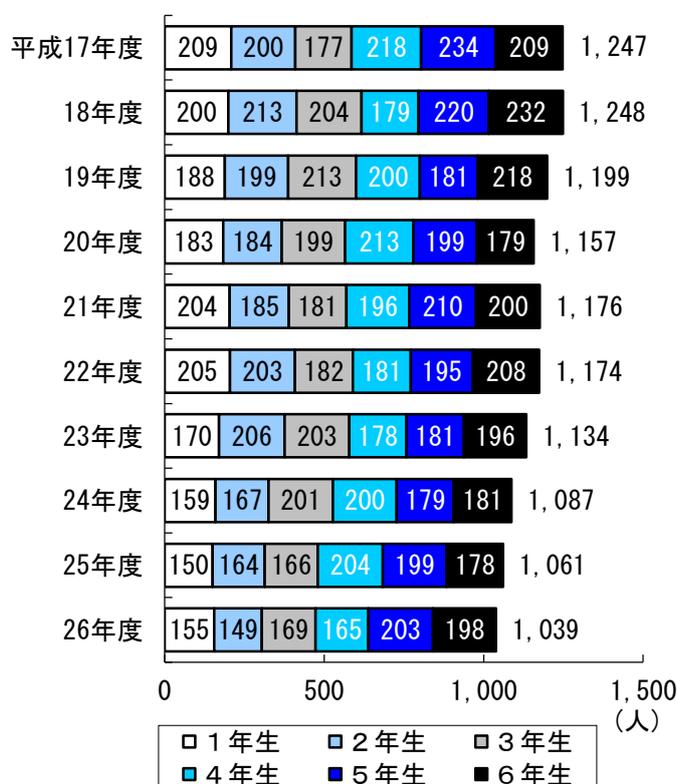
指標名	現状値	後期目標（H32）
町主催の教室・講座に対する満足度	10.9%	23.0%
地域子ども教室の参加者数（延べ人数）	240人／年	240人／年

第3節 学校教育の充実

◆ 現状と課題

- 学校教育の環境づくりのために、これまで環境教育として太陽光発電など、それぞれ各校の特色を活かした教育を進めています。今後は、環境以外にも、情報化、国際化など時代に合った教育を提供することができるよう、教職員の研修や環境整備を行うとともに、すべての子どもが無数の可能性を伸ばし、生きる力を育むことを目標に、教育内容の充実を図り、学習する権利と進路の保障に努める必要があります。
- 児童生徒の安全性を確保するため、地域の協力を得て、家庭・地域・学校が一体となった子どもの見守りや育成体制を充実させることが必要です。
- 小学校1年生に、授業中落ち着いていられない、話が聞けないなど、いわゆる「小一問題」といわれる状況がみられることから、社会性や学力の習得にも少なからず支障があると考えられます。遊びを中心とした就学前教育と、教科学習を重点においた小学校教育では、生活の仕方や教育方法は異なりますが、子どもの発達や学びは途切れるものでなく連続していることから、教員や保育士が子どもたちの育ちや学びを支えていけるよう、保育園、幼稚園、小学校が連携して、指導内容の理解を深め合い、指導方法の工夫・改善を図ることが必要です。

[児童生徒数の推移（小学校）]



[児童生徒数の推移（中学校）]



資料：教育総務課

◆ 基本方針

子どもたちの個性や創造性を伸ばし、豊かな心や生きる力を育む教育内容・教育方法の充実を図ります。

◆ 基本施策の展開

基本施策 1 ★川島町の未来を担う教育の充実

施策	内容
★次代を支える力を育てる教育の充実	<p>★未来を見据えしっかりとした教育を通じて、子どもたちの個性を伸ばし、社会生活を送るために必要な能力・資質や、町へのさらなる愛着を持つ子どもを育てます。</p> <p>★適正な教育環境に向けて、きめ細かい指導を行う教育を推進するとともに、町民の意見を十分聞きながら学校規模の適正化を推進します。</p> <p>○教育の充実を図るために家庭や保育園など関係機関との連携強化に努めます。</p> <p>＜総合戦略掲載事業＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・きめ細かい教育の推進 ・学校規模の適正化の推進 ・川島方式子ども学習システムの構築

基本施策 2 学校施設の充実

施策	内容
小・中学校施設の整備・充実	○新しい教育環境に合致した学校施設の整備充実を図ります。
学校給食センターの効率的な運営	○学校給食センターについては、委託するなど効率的に運営します。 ○施設などの管理運営の適正化に努めます。

基本施策 3 教育環境の整備

施策	内容
学校安全性の向上	○不審者などに対して、スクール・ガードリーダーや川島見守り隊、子ども110番の家協力者連絡会を中心とした、地域ぐるみの安全体制を充実します。
廃校となる学校の跡地・施設活用	○学校規模適正化に伴い廃校となる学校の跡地・施設を有効活用し、地域住民の交流を促進し、地域の活性化につながる施設整備を図ります。
教育機器等の充実	○コンピュータ機器を活用した教育の充実を図るため、基盤となるコンピュータ設備などを充実します。
教育相談の充実	○児童・生徒の悩みや不安を解消し、問題行動などの解決を図るとともに、一人ひとりにとってより望ましい成長と自己実現を支援します。 ○集団に適應できない児童・生徒の実態を把握・共通理解し、学校と家庭及びスクールカウンセラー、さわやか相談員、スクーリングサポートセンター支援員との組織的連携により、教育相談体制を充実します。
学校図書館の充実	○学校図書室の計画的な整備を行います。
小中一貫教育の推進	○小中学校の9年間を見通した中で、子どもたちをよりきめ細かく指導することにより、学力や社会性の向上などを図ることを目的に小中一貫教育を推進すべく、小学校と中学校の連携、交流、研究事業に取り組みます。

基本施策 4 地域に開かれた学校づくり

施策	内容
地域との連携の推進	○教育の充実のため、地域の人材や環境などを活用した教育を推進します。
学校評議員制度の推進	○地域社会に開かれた学校づくりの推進をめざし、学校運営について、外部の助言及び評価を行うことにより、改善します。

基本施策 5 教育方法の充実

施策	内容
教職員の資質の向上	○新しい時代に適合した教職員を育てるため、自己啓発と研修の充実を図り、資質の向上をめざします。
指導内容の充実	○学習指導要領に基づき、個性を活かす教育の推進や道徳教育の充実・推進、言語力の充実など生きる力を育成します。

基本施策 6 教育内容の充実

施策	内容
情報教育の充実	○コンピュータなどのデジタル機器を利用した学習指導の充実を図るとともに、情報活用能力の向上や情報モラルを指導します。
国際理解教育の促進	○外国語指導助手（ALT）の適切な配置を行い、外国語教育の充実を図るとともに、併せて異文化間理解を促進します。
環境教育の推進	○環境教育の充実を図るため、身近な自然を教材として活用するとともに、循環型社会の認識を高める教育とその実践を推進します。
福祉教育の推進	○社会連帯の精神の普及を図り、安心して暮らせる福祉社会づくりを進めるため、少子高齢社会に関する認識を高めるとともに、ボランティア意識を育みます。
心の教育の推進	○郷土意識の高揚や伝統文化の継承などの豊かな体験活動や命を大切に する心を育む教育の推進を図るとともに、変化する社会に適応し、他人を思いやり、一人でも生き抜く力を養う取り組みを進めます。 ○ふるさとを大切にすることを実施します。
特別支援教育の充実	○一人ひとりの特性や可能性を活かし、社会的な自立のための教育を推進するとともに、障がい児一人ひとりの要望への対応の推進を図るため、特別支援教育を充実します。
人権教育の推進	○社会教育との連携による人権・同和教育の推進を図り、差別意識を解消します。
食育の推進	○子どもたちに食育を通して生涯を通じた健全な食生活の実現、食に対する感謝、食文化の継承、健康の確保などを図り、心身の成長と人格の形成を推進します。
進路指導・キャリア教育の推進	○社会人、職業人として自立することができるよう、職業体験事業などを通して、一人ひとりの個性を伸ばします。

◆ 町民一人ひとりの活動

- 家庭、地域、学校の連携のもと、家庭や地域が果たすべき役割について、正しく認識する
- 学校教育に関心を持ち、学校公開や行事に積極的に参加する
- 子どもの健やかな成長を育み、守り育てるための様々な活動に積極的に参加する

◆ まちづくり指標

指標名	現状値	後期目標（H32）
中学2・3年生の英検3・4級取得率	—	生徒の70%

◆ 総合戦略重要業績評価指標（KPI）

指標名	現状値	目標（H31）
学力向上（埼玉県学力・学習状況調査）	—	県平均以上



第4節 スポーツ・レクリエーションの充実

◆ 現状と課題

- スポーツ施設については、埼玉県川越都市圏まちづくり協議会の構成市町間でレインボー協定を結び、公共施設を相互利用できるとともに、小・中学校などの体育館を開放することにより、スポーツ団体が活動しやすい環境を形成しています。今後も、町内の各スポーツ施設の適切な維持管理に努め、利用者が快適に利用できる環境を整える必要があります。
- 本町では年間を通して、様々なスポーツ関連行事を開催しており、参加者数も増加傾向にあります。スポーツは健康増進にも資するため、より多くの町民、より多くの年齢層の方々にも楽しんでいただけるよう、実施内容の充実を図るとともに、地域におけるスポーツ団体や指導者の育成を推進する必要があります。

◆ 基本方針

町民が自主的に個々の状況や能力に応じたスポーツやレクリエーションに親しむことができるよう、スポーツ施設の充実やスポーツ団体の育成を推進します。また、誰もが気軽に参加できるよう、スポーツ教室やスポーツ行事を開催します。

◆ 基本施策の展開

基本施策 1 スポーツ施設の整備・充実

施策	内容
スポーツ施設の整備・拡充	○スポーツ活動を支援するため、既存施設の整備・充実を推進し、使いやすさと安全性の向上を図ります。
学校体育施設の開放	○地域における生涯スポーツを促進するため、各地区学校体育施設の効果的な活用を実施します。
施設の広域利用の推進	○スポーツ施設の広域的な相互利用により、利用者に向けたサービスを向上します。

基本施策 2 スポーツ・レクリエーションの振興

施策	内容
各種行事、スポーツ教室の開催	○様々な世代が集い、交流を図れるスポーツ行事を行います。 ○生きがい対策や健康増進につながるスポーツ教室などを開催します。
地域スポーツ活動の推進	○地域生涯学習活動の拠点である公民館と連携し、各地域におけるスポーツ活動を推進します。
指導者の育成、研修の充実	○スポーツの振興を図るため、スポーツ推進委員やスポーツ少年団指導者などの資質を向上します。 ○各種スポーツ・レクリエーション団体の指導者の育成を図りつつ、指導者などの認定制度を確立します。

基本施策 3 スポーツ・レクリエーション団体の育成

施策	内容
スポーツ団体の育成	○町内のスポーツ活動を推進する中心的な組織である川島町体育協会の組織の充実、強化を図り、生涯スポーツを振興します。
スポーツ少年団の充実・強化	○スポーツ少年団活動の活性化を図るため、指導者の育成をはじめとした組織を充実、強化します。 ○スポーツ活動を通じて青少年の体力向上を図ります。
レクリエーション団体の育成	○気軽に取り組めるスポーツとして、レクリエーション活動を推進するとともに、活動団体の支援と指導者の育成などを行います。

◆ 町民一人ひとりの活動

○主体的にスポーツ・レクリエーションに親しむ

○一人ひとりのライフステージに応じて、体力づくりやスポーツ活動に取り組む

◆ まちづくり指標

指標名	現状値	後期目標（H32）
スポーツ振興の取り組みに対する満足度	8.8%	29.0%
スポーツ少年団員数	247人	250人
学校体育施設開放の利用人数（延べ人数）	21,354人	24,000人



第5節 芸術・文化の振興

◆ 現状と課題

○文化活動の振興については、例年11月3日の文化の日をはさんだ1週間を「川島町生涯学習ふれあいウィーク」として、中央文化展などの行事を開催しています。運営は川島町文化協会と加盟団体を中心に実施し、たくさんの作品の応募があり、大勢の入場者を集めています。引き続き、中央文化展のいっそうの充実を図るとともに、参加者を増やすため、積極的な情報提供や広報活動を推進する必要があります。

○文化財保護の充実については、町内には国指定文化財である廣徳寺大御堂をはじめ、現在、22の指定有形・無形文化財が点在し、その保護・保存・管理に努めています。また、各地区で継承している伝統芸能を保護・育成するため、郷土芸能祭の開催や、一部団体への補助金交付などを行っています。今後は、文化財を積極的に保護・活用していくため、保存会や後継者の育成支援が必要となっています。さらに、情報提供の推進・周知公開の場として資料館・収蔵場所の整備検討も必要となっています。

[国指定文化財の状況]

種別	種類	名称	所有者または管理者	指定年月日
重要	建造物	廣徳寺大御堂	廣徳寺	S13.7.4
重要	絵画	紙本著色三十六歌仙切(頼基)佐竹本	(公財)遠山記念館	S11.5.6
重要	工芸品	秋野蒔絵手箱	(公財)遠山記念館	S34.12.18
重要	書跡	寸松庵色紙 伝紀貫之筆	(公財)遠山記念館	S34.6.27
重要	書跡	源頼朝筆書状	(公財)遠山記念館	S34.12.18
重要	絵画	絹本著色春靄起鴉図	(公財)遠山記念館	S54.6.6
重要	絵画	紙本著色布晒舞図英一蝶筆	(公財)遠山記念館	S8.7.25

[県指定文化財の状況]

種別	種類	名称	所有者または管理者	指定年月日
有形	絵画	叔悦禅師頂相 ※1	養竹院	S39.3.27
有形	絵画	紙本着色達磨図信方印 ※1	養竹院	H11.3.19
有形	絵画	絹本着色太田資頼像 ※1	養竹院	H11.3.19
有形	古文書	道祖土家文書 ※2	個人所有	S43.3.29

[町指定文化財の状況]

種別	種類	名称	所有者または管理者	指定年月日
有形	古文書	小美濃郷検地帳	個人所有	S36.1.25
民俗	有形民俗文化財	道祖神	八幡神社	S36.1.25
有形	工芸品	鰐口	薬師堂保存会	S36.1.25
有形	彫刻	地藏菩薩立像	個人管理	S36.1.25
民俗	無形民俗文化財	伊草獅子舞	伊草獅子舞保存会	S46.3.26
有形	彫刻	薬師如来坐像	薬師堂保存会	S36.1.25
有形	考古資料	石棺	川島町	S36.1.25
有形	彫刻	木造阿弥陀如来坐像	西見寺	H元.10.26
有形	彫刻	木造聖観音坐像	正泉寺	H元.10.26
有形	彫刻	木造阿弥陀如来坐像	金剛寺	H元.10.26
有形	歴史資料	算額	光西寺	H10.9.10

※1 埼玉県立歴史と民族の博物館に寄託

※2 埼玉県立文書館に寄託

平成28年3月現在
資料：生涯学習課

◆ 基本方針

歴史的な資源である文化財の保護と活用を進め、町民に公開することで郷土愛を育みます。また、文化活動の振興を通して、町民の豊かな人間形成や潤いのある生活の実現をめざします。

◆ 基本施策の展開

基本施策 1 文化活動の振興

施策	内容
文化活動の促進	○様々な文化活動の発表の場として中央文化展などを開催し、活動意欲の増進を図るとともに、日常的な活動を支援するため、情報提供などを充実します。
文化団体の育成	○川島町文化協会の組織の充実、強化を図るとともに、その他の団体の育成に努めます。

基本施策 2 文化財保護の充実

施策	内容
文化財の保護・活用	○文化財の保護と活用を図るため、既存施設を利用した資料館の整備を進めます。 ○文化財保護意識の高揚を図り、学習者などを支援するため、文化財マップや案内板、解説資料を整備・充実します。
指定文化財の維持管理の充実	○文化財の所有者や管理者と連携を図り、貴重な文化財の適正な維持管理の充実を図ります。
文化財の調査・研究の充実	○既存の文化財の調査・研究を行い、資料として整備するとともに、新たな文化財の調査・保護に努めます。
郷土芸能の保存と団体の育成	○誇るべき郷土の伝統芸能を保存・継承するため、保存会などの育成・支援を図り、後継者を確保します。 ○後世に伝えるため、画像や資料などを保存します。
文化財保護意識の啓発	○文化財に関する講座や教室などを通して、保護意識の高揚を図ります。 ○学校教育において地域の歴史や文化、自然などのふるさと教育を推進し、歴史や文化を大切にする意識を啓発します。
民間施設との連携	○本町の重要な文化財である廣徳寺大御堂（国の重要文化財）や遠山記念館（登録指定文化財）などとの連携を進め、文化財学習を推進します。

◆ 町民一人ひとりの活動

- 地域の歴史に関心を持ち、次の世代に伝える
- 芸術・文化に親しむ習慣を持つ

◆ まちづくり指標

指標名	現状値	後期目標（H32）
公民館文化事業の参加者数（延べ人数）	5,920 人	6,000 人

第6節 国際化の推進

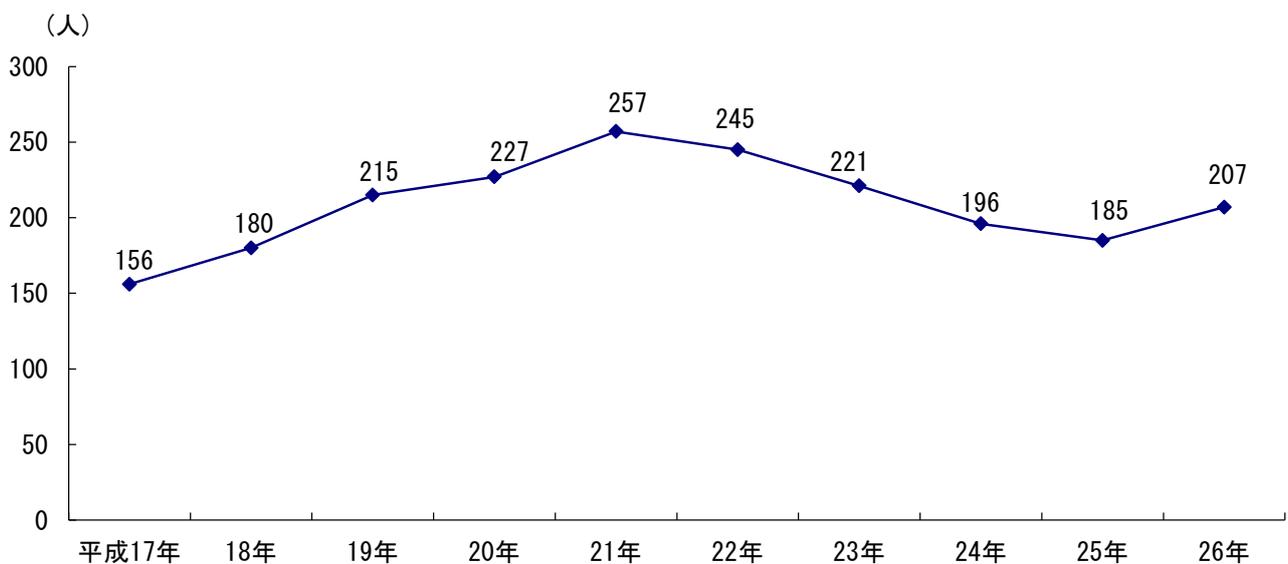
◆ 現状と課題

○国際交流の推進については、学校教育における外国語活動のみならず、道徳、特別活動、総合的な学習の時間などにおいて、世界の平和と発展に貢献できる資質の向上に努める必要があります。

○本町在住の外国人を対象にコミュニケーションガイドや生活ガイドの配布を行っています。今後は、コミュニケーション能力の基礎を育成するため、小学校における外国語活動の完全実施に向けて町全体での研修や各校における研究が必要となります。

○外国人に親しまれるまちづくりについては、現状はワンナイトステイ事業の受け入れと、国際交流クラブを中心とした交流活動を行っています。今後は、川島町コミュニティセンターやふれあいセンターフラットピア川島、各地区の公民館などにおいて、積極的に交流機会の場を設けるとともに、交流機会・イベントなどを運営するコーディネーター役を発掘・育成していく必要があります。

[外国人の人数の推移]



資料：町民生活課（各年9月末）

◆ 基本方針

次代を担う川島の子どもたちが、これからの時代にふさわしい国際感覚を養うべく、国際理解教育を推進します。また、町民の国際理解を深め、自主的な国際交流活動を促進します。

◆ 基本施策の展開

基本施策 1 国際交流の推進

施策	内容
青少年の国際交流の推進	○学校教育や社会教育などを通して、国際理解教育を推進します。
学習機会、情報の提供	○外国語講座や外国文化の紹介を進め、国際理解を推進します。 ○国際化に対応した情報提供を行います。
ボランティアの育成・確保	○国際交流の一環として行うホームステイ事業のホストファミリーの確保を進め、地域に根ざした交流活動を促進します。

基本施策 2 外国人に親しまれるまちづくり

施策	内容
交流機会の推進	○多くの国の文化を理解する場として、ワンナイトステイの受け入れなど、交流機会を充実します。 ○2020年に開催される東京オリンピック・パラリンピックを契機に、国際交流の機運をさらに高め、通訳・語学ボランティアなどの養成やホストファミリーの確保など、外国人旅行者の受け入れ体制の整備を進めます。
学習機会、情報の提供	○外国人にも住みやすいまちづくりを進めるため、日本文化を理解する機会を充実します。 ○生活に関する情報提供を図るため、身近な生活相談などを行うボランティア団体の活動を支援します。

◆ 町民一人ひとりの活動

- 様々な国際交流活動に積極的に参加し、国際的な視野、感覚などを養う
- 国際社会に対応できる青少年の健全育成に努める

◆ まちづくり指標

指標名	現状値	後期目標（H32）
ワンナイトステイ受け入れ人数（延べ人数）	4人	8人

【自治・コミュニティ】

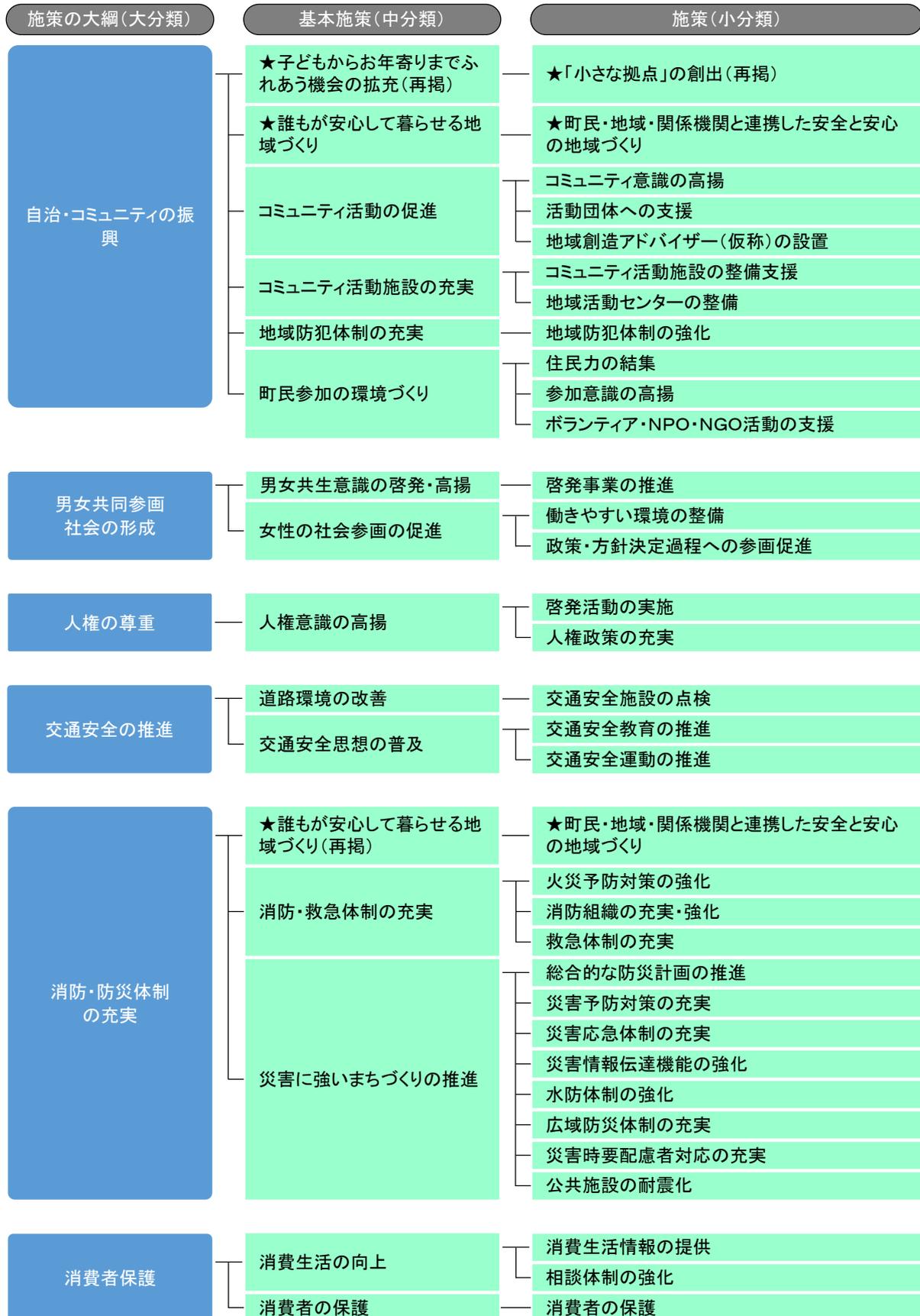
第6章

町民との協働でつくりあげる

支え合いのまちづくり



施策体系



★は、リーディングプロジェクト(川島町まち・ひと・しごと創生総合戦略)に掲げる取り組みを示しています。

第1節 自治・コミュニティの振興

◆ 現状と課題

- 地域社会の連帯感が薄らいでいる中、心のふれあう住みよい社会を築き上げることが求められます。本町では各地区に花いっぱい運動団体や防犯活動推進団体ができ、活発な活動していますが、今後もこうしたコミュニティ活動団体を育成するとともに、地域の連帯意識を醸成するような情報提供、講座、研修会などを実施していく必要があります。
- コミュニティ活動の拠点となる各地区の集会施設には、これまでも修繕などに対して補助をしており、引き続き、地域の要望に基づき、支援を図っていく必要があります。
- 町民参加の環境づくりについては、区長会活動の中で、まちづくり学習の研修を実施し、まちづくりに対する意識を高めています。また、平成19年度に「町民コメント制度」を施行し、行政施策の立案過程などに参加できる機会の拡充を図っています。今後も、町民と行政が協働して新しいまちづくりを進めていくための環境づくりを進めていくことが求められます。
- 地域の防犯体制については、平成19年に制定した「川島町防犯のまちづくり推進条例」に基づき、自らの地域は自らが守るという考えから各地区において自主防犯活動団体が結成されています。しかし、町内の犯罪発生件数は増加する傾向にあるため、地域安全運動などを推進するなど、引き続き、防犯体制の充実を図る必要があります。また、防犯組織の強化を図るため、地域防犯推進委員や、こども110番の家協力者連絡会、川島見守り隊、地域防犯パトロール隊などの防犯推進団体の充実を図るとともに、交番署員の警備体制の強化を要請していく必要があります。

◆ 基本方針

町民主体のまちづくりが行われる環境をめざし、コミュニティ意識の高揚を図るとともに、町民の参加機会を促進し、協働のまちづくりを推進します。



◆ 基本施策の展開

基本施策 1 ★子どもからお年寄りまでふれあう機会の拡充（再掲）

施策	内容
★「小さな拠点」の創出（再掲）	<p>○町民同士のふれあいによる地域コミュニティの活性化に向けて、町民と協力して各地区に多くの世代が一緒になって笑い、遊び、汗を流すような「小さな拠点」を整備します。</p> <p>＜総合戦略掲載事業＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の集まりの場（サロン）の整備

基本施策 2 ★誰もが安心して暮らせる地域づくり

施策	内容
★町民・地域・関係機関と連携した安全と安心の地域づくり	<p>○住環境の重要な要件である安全なまちづくり、特に子どもが安全に暮らせる地域づくりを、町民・地域・関係機関の連携で推進します。</p> <p>＜総合戦略掲載事業＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの通学安全確保事業

基本施策 3 コミュニティ活動の促進

施策	内容
コミュニティ意識の高揚	<p>○地域の連帯感を醸成し、コミュニティ活動の自立・活性化を図るため、意識啓発を推進します。</p> <p>○コミュニティづくりと自治意識の高揚に資するよう、コミュニティに関する情報提供や地域交流事業、講座・研修会などを開催します。</p>
活動団体への支援	<p>○コミュニティ活動の全町的な組織である川島町コミュニティ推進協議会の活動を充実します。</p> <p>○自治会活動の推進、コミュニティを単位とした花いっぱい運動などのまちづくり活動を促進します。</p>
地域創造アドバイザー（仮称）の設置	<p>○人と町、地域資源をつなぎ、地域の活性化を促進する地域創造アドバイザー（仮称）を設置します。</p>

基本施策 4 コミュニティ活動施設の充実

施策	内容
コミュニティ活動施設の整備支援	<p>○コミュニティ活動の拠点となる集会所などの修繕などについての支援を充実します。</p> <p>○コミュニティ活動の場として、公共施設をはじめとしたその他の施設の利用を促進します。</p>
地域活動センターの整備	<p>○地域の活性化を図るため、協働のまちづくりの拠点となる地域活動センターを整備します。</p>

基本施策 5 地域防犯体制の充実

施策	内容
地域防犯体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ○地域ぐるみの防犯活動を展開しながら、犯罪のないまちづくりを推進します。 ○コミュニティ単位の防犯体制を強化し、自分たちの地域は自分たちで守るという意識を醸成します。 ○防犯組織の強化を図るため、地域防犯推進委員活動やこども110番の家協力者連絡会、川島見守り隊、自主防犯活動団体をさらに充実します。 ○安全なまちづくりを推進するため、防犯灯や防犯カメラの整備充実を図るとともに、防犯標識などを設置します。

基本施策 6 町民参加の環境づくり

施策	内容
住民力の結集	○町民と協議した結果が計画に反映できるよう、政策立案過程への町民参加についての仕組みづくりを図ります。
参加意識の高揚	<ul style="list-style-type: none"> ○町民参加によるまちづくりの意識の高揚を図るため、区長会活動におけるまちづくり学習を推進します。 ○地域やネットワークによるまちづくり活動を促進します。
ボランティア・NPO・NGO活動の支援	<ul style="list-style-type: none"> ○教育、福祉、環境、防災、国際化などのボランティア、NPO、NGO活動の自主性、主体性を尊重しながら、行政とパートナーシップを確立し積極的に活動を支援します。

◆ 町民一人ひとりの活動

- 地域コミュニティなどへの関心を高め、住民活動へ参画する
- 地域の課題解決のための活動を積極的に企画し、広く参加を呼びかける
- 家庭や地域において、防犯について話し合い、情報の共有化を図る

◆ まちづくり指標

指標名	現状値	後期目標（H32）
地域におけるコミュニティ活動に対する満足度	10.0%	40.0%
地域における防犯・防災体制に対する満足度	13.0%	30.0%
コミュニティ活動推進団体の設立数	37 団体	40 団体

◆ 総合戦略重要業績評価指標（KPI）

指標名	現状値	目標（H31）
地域の集まりの場（サロン）の整備数（か所）	—	3 か所
「こども110番の家」に対する子どもたちの認識	—	100%

第2節 男女共同参画社会の形成

◆ 現状と課題

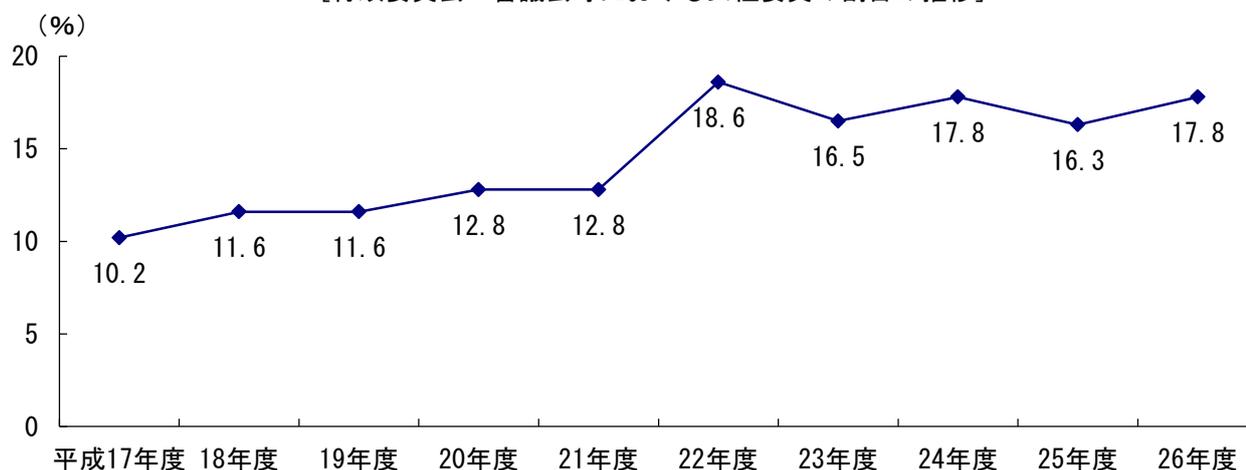
○性別による固定的役割分担意識やそれに基づく社会制度や慣行は、近年、着実に変化してきているものの、依然として根強く残っているのが現状です。男女共同参画社会の実現のためには、女性も男性もあらゆる分野において個性や能力を発揮し、お互いをパートナーとして認め合えるよう、意識と行動を変えていく必要があります。また、各教育現場では各教科や領域などを通じて、男女平等の重要性、家庭生活や働く場における男女共同参画の大切さなどを計画的・継続的に指導していますが、男女共同参画を効果的に進めるため、家庭や地域とのさらなる連携を図ることが必要です。

○女性の社会参画の促進については、女性の働きやすい環境を創出するため、男女雇用機会均等法の施行などにより、社会全体で行っていく仕組みづくりが進んでいますが、家庭生活や職業生活・地域活動との両立支援では、子育て・介護・家事労働や地域活動の多くを女性が担っている状況です。そのため、女性も男性もともに働きやすい職場環境の整備を進めていく必要があります。

○ドメスティック・バイオレンス（DV）（注²⁷）やセクシャル・ハラスメント（注²⁸）などの人権侵害が、男女共同参画社会の推進を阻むひとつの要因となっているため、意識啓発や予防を図っていく必要があります。

○行政委員会・審議会などへの女性委員の登用については、平成22年度の目標値である20%に届いていないのが現状です。あらゆる分野における女性の参画を広げていくためにも、まちづくりなどの政策・方針決定過程への女性の参画を促進していく必要があります。

〔行政委員会・審議会等における女性委員の割合の推移〕



※行政委員会・審議会等とは、地方自治法第180条の5及び第202条の3の規定に基づくもの

資料：総務課

注²⁷ 夫婦や恋人など親密な関係にある男女の間にかかる身体的、精神的、性的、経済的な暴力などをいう。

注²⁸ 相手の意に反した性的な内容の発言や性的な行動のことで、身体への不必要な接触、性的関係の強要、わいせつな写真の掲示などが含まれる。

◆ 基本方針

男女がともに人権を尊重し、責任を分かち合いながら、それぞれの個性と能力を十分に発揮できるように、男女共同参画社会の形成を進めます。

◆ 基本施策の展開

基本施策 1 男女共生意識の啓発・高揚

施策	内容
啓発事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○男女平等、男女共同参画の意識づくりを推進するため、各種啓発冊子やパンフレットを作成するとともに、講座、研修会を開催します。 ○ドメスティック・バイオレンス（DV）やセクシャル・ハラスメントなどを予防・防止するため、関係機関の連携を図るとともに、啓発活動や相談体制の充実に努めます。

基本施策 2 女性の社会参画の促進

施策	内容
働きやすい環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○男女がともに働きやすい環境づくりを進めるため、男女雇用機会均等法など各種法制度の周知・普及を行います。 ○家庭生活と職業生活・地域活動との両立の重要性を啓発していきます。
政策・方針決定過程への参画促進	<ul style="list-style-type: none"> ○各種審議会委員などへの登用や、政策・方針の決定過程においての女性の参画、管理職への登用を進めます。

◆ 町民一人ひとりの活動

- 男女共同参画意識を高める講演会や各種講座などに積極的に参加し、学習する
- 家庭・地域・職場のそれぞれにおいて、男女共同参画の意識を高める

◆ まちづくり指標

指標名	現状値	後期目標（H32）
各種研修会等への参加者数（延べ人数）	40人	80人
行政委員会・審議会等における女性委員の割合	17.8%	40.0%

第3節 人権の尊重

◆ 現状と課題

- 人権意識の高揚については、毎年、定期的に広報かわじまや啓発パンフレットの配布を行い、町民への啓発を図っていますが、依然として高齢者や障がい者、女性、外国人などへの不当な差別などの人権侵害が存在しており、よりいっそう啓発活動を進める必要があります。
- インターネットの普及により、誰もが容易に情報を発信したり、インターネット上でコミュニケーションをとることが可能になった一方で、その匿名性を悪用し、差別的な書き込みやいわれのない誹謗中傷をするなど、新たな人権問題も出てきています。このため、今後もあらゆる機会を通じ、人権問題に関する教育・啓発を進める必要があります。
- 本町では、人権政策協議会や人権教育推進協議会を組織し、人権問題の解決に向けた協議を行うとともに、人権相談などの人権擁護活動を行っています。しかし、全国的にも児童や高齢者、障がい者に対する虐待などの問題が増加傾向にあり、さらなる人権擁護の必要性が高まっていることから、人権擁護活動の推進に向けた体制の充実に努める必要があります。

◆ 基本方針

すべての町民が一人ひとりの多様性を認め合い、個人として尊重され、ともに生きる社会の実現に努めます。

◆ 基本施策の展開

基本施策 1 人権意識の高揚

施策	内容
啓発活動の実施	○人権意識の高揚を図るため、広報紙や啓発資料の配布、研修会や講演会の開催など、啓発活動を実施します。
人権政策の充実	○人権政策を推進するため、様々な差別や人権侵害を解消する体制を充実します。 ○人権啓発活動ネットワークの整備や相談体制を充実します。

◆ 町民一人ひとりの活動

- 人権意識を高める研修会や講演会などに積極的に参加し、学習する
- 人権の問題は、他人事でなく自身の問題であることを認識するよう努める
- 自分が差別する人間にならないよう、常に人権を尊重し、思いやりを持って行動する

◆ まちづくり指標

指標名	現状値	後期目標（H32）
人権教育（研修会、講習会）の推進に対する満足度	5.3%	22.0%
各種研修会等への参加者数（延べ人数）	2,020人	2,200人

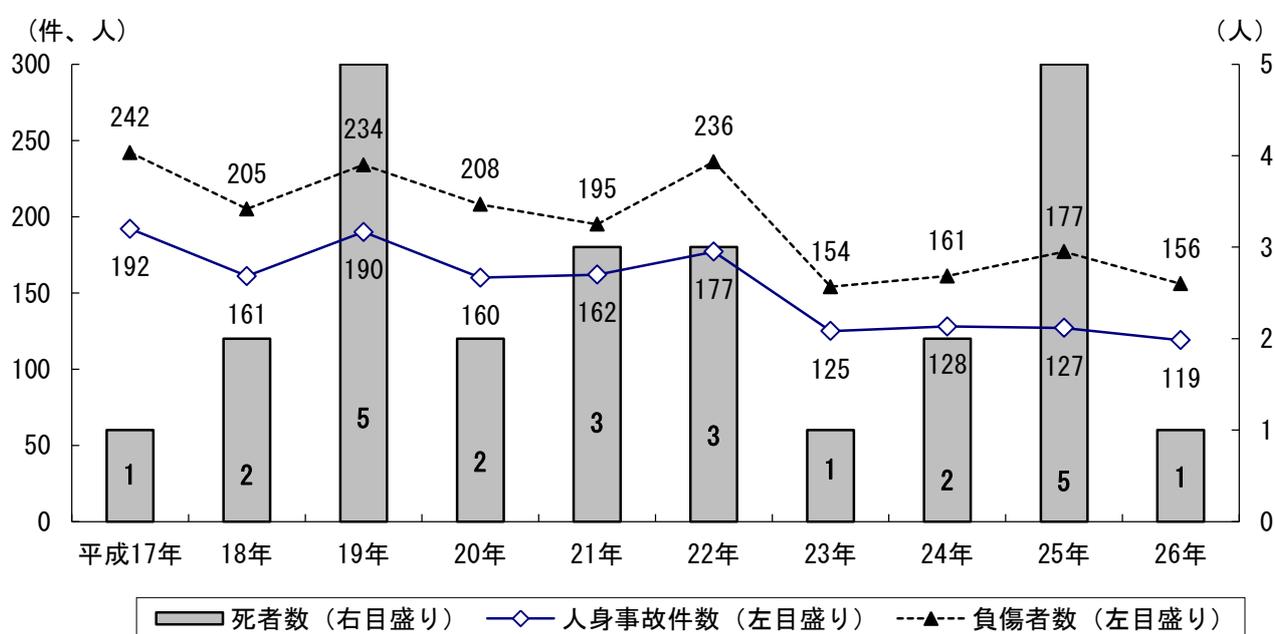
第4節 交通安全の推進

◆ 現状と課題

○道路環境整備については、川島インターチェンジ開通に伴う通過車両の増加などにより、交通事故発生危険が高まったため、思いやり運転の啓発、交通安全看板の設置や路面表示などの対応を継続して推進する必要があります。

○高齢者を対象とした交通安全講習や幼稚園児・小学生を対象とした親子交通安全教室などを開催し、交通安全教育の推進を図っています。しかし、高齢者が被害に遭う交通事故件数が増加傾向にあるため、交通安全教室を実施するとともに、交通安全運動を推進することが求められます。

[交通事故発生件数の推移]



資料：東松山警察署

◆ 基本方針

町内の交通事故を防止するため、交通安全施設の点検を推進するとともに、地域における交通安全運動を促進します。

◆ 基本施策の展開

基本施策 1 道路環境の改善

施策	内容
交通安全施設の点検	○交通弱者である高齢者や児童・生徒などの安全確保を図るため、高齢者施設周辺や通学路などへの交通安全施設の点検を重点的に行います。

基本施策 2 交通安全思想の普及

施策	内容
交通安全教育の推進	○高齢者の交通事故が多いことから、この年代を重点に交通安全教育を行います。 ○町立小中学校において、児童・生徒を対象に交通安全教育を推進します。
交通安全運動の推進	○町民総ぐるみの交通安全運動を展開するため、警察や関係機関との連携を図り、交通安全運動を推進します。

◆ 町民一人ひとりの活動

- 日頃から交通安全運動に参加し、地域の交通安全意識の向上を図る
- 交通安全教室などへ積極的に参加する
- 交通安全意識を高め、駐車違反をしないなど交通マナーを守る

◆ まちづくり指標

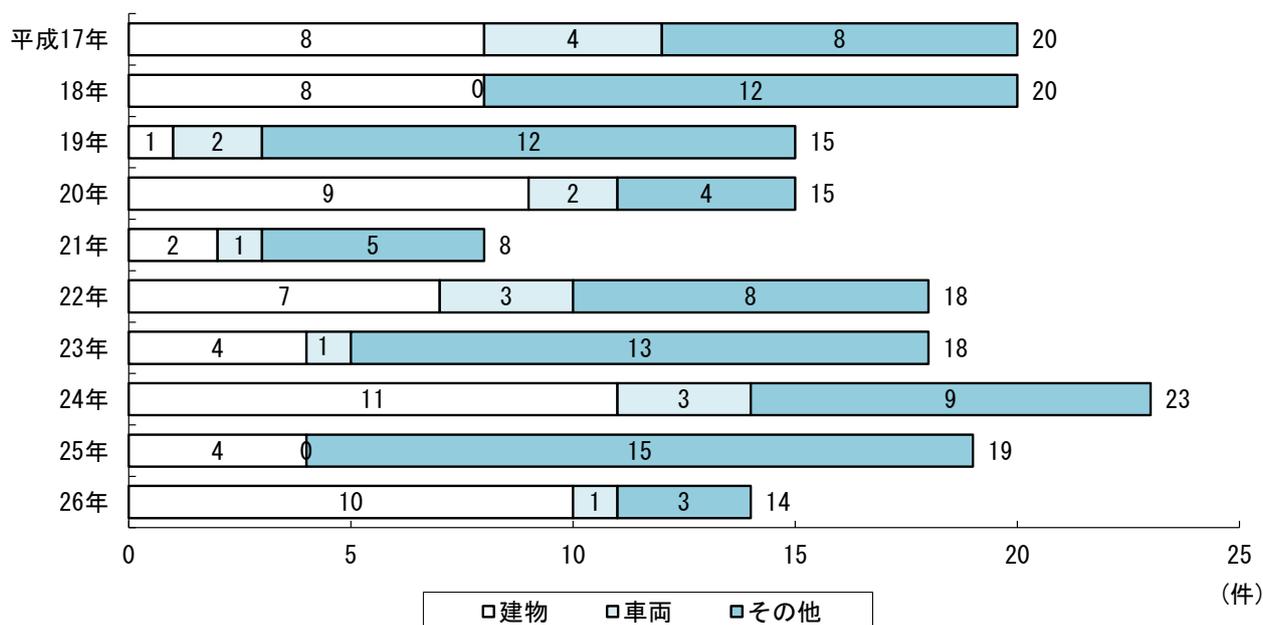
指標名	現状値	後期目標（H32）
交通安全の取り組みに対する満足度	8.6%	30.0%
交通事故発生件数	156 件	100 件

第5節 消防・防災体制の充実

◆ 現状と課題

- 自主防災については、各家庭に防火標語を配布し、火災予防の啓発を図っています。また、自主防災組織の重要性について啓発を図るとともに、運営費を補助することで組織の充実を推進しています。今後も、災害を未然に防ぐため、住民への啓発や自らの地域は自らが守るという意識のもとに、自主防災組織の充実を図る必要があります。
- 消防・救急体制については、川越市との一部事務組合を組織し、川島消防署や川島町消防団において体制の整備を図っています。今後も女性を含めた消防団員のさらなる充実と医療機関との連携を図り、速やかに搬送できる救急体制の充実が必要となっています。
- 災害に強いまちづくりについては、「防災カード」の整備を図り、児童や高齢者・障がい者などの避難行動要支援者に対する安全対策を推進しています。大規模な地震は、建物の倒壊や火災が同時・多発的に発生するため、その対策が課題であり、災害時に的確な対応がとれるよう、地域防災計画を随時、見直していく必要があります。また、防災行政無線を中心とした情報連絡体制の充実を図るとともに、災害備蓄品も計画的に整備する必要があります。

[火災発生件数の推移]



資料：川越地区消防組合

◆ 基本方針

関係機関との連携により、消防体制を強化するとともに、自らの地域は自らが守る自主防災組織の活性化を図り、災害に強い安全で安心して暮らせるまちづくりを推進します。

◆ 基本施策の展開

基本施策 1 ★誰もが安心して暮らせる地域づくり

施策	内容
★町民・地域・関係機関と連携した安全と安心の地域づくり	<p>○住環境の重要な要件である安全なまちづくり、特に子どもが安全に暮らせる地域づくりを、町民・地域・関係機関の連携で推進します。</p> <p>＜総合戦略掲載事業＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域防災力向上事業 ・災害対応力向上事業

基本施策 2 消防・救急体制の充実

施策	内容
火災予防対策の強化	○火災を未然に防止するとともに、万一発生した場合に的確な行動により初期消火などができるよう、防火意識を高揚します。
消防組織の充実・強化	<p>○常備消防として、消防庁舎の充実や消防資機材の整備、消防職員の確保・育成などを推進します。</p> <p>○非常備消防として、消防団員の確保・育成、詰め所の整備などに努めます。</p>
救急体制の充実	<p>○救急医療機関への搬送体制の充実を図るため、高規格救急車両の充実、救急隊員の資質の向上を推進します。</p> <p>○救急受入体制の充実のため、医療機関の充実を関係機関に要請します。</p>

基本施策 3 災害に強いまちづくりの推進

施策	内容
総合的な防災計画の推進	<p>○地域防災計画並びに国民保護計画を基本として、防災対策を総合的かつ計画的に行います。</p> <p>○計画の定期的な見直しを行い、災害時に的確な対応がとれるよう危機管理対策を充実します。</p> <p>○防災関係機関との連絡調整体制を整備します。</p>
災害予防対策の充実	<p>○災害時の混乱を防ぐため、公共の防災体制の整備のみでなく、自主防災組織の充実を図るなど防災意識の高揚を図ります。</p> <p>○防災業務の実務の習熟と実践的能力の醸成に努めるとともに、総合防災訓練への参加を促進します。</p> <p>○災害に直面した場合、訓練の成果が発揮できるように防災活動に関する技術の習得を図ります。</p>
災害応急体制の充実	○大規模災害に備え、防災行政無線を中心とした効率的な情報連絡体制の充実を図るとともに、緊急時の連絡・避難体制を充実させるため、地域単位の組織づくりを行います。
災害情報伝達機能の強化	○住民へ災害情報をいち早く伝達するために、防災行政無線の再整備、機能拡充を図ります。整備にあたっては、より広域的な災害に対応できる体制づくりを行い、防災力を強化します。

施策	内容
水防体制の強化	○水防対策は四方を河川に囲まれた本町の主要な課題であり、毎年度策定する水防計画に基づき、水防団、自主防災組織などを中心とした水防演習の実施や排水対策の強化、水防資機材の確保など水防体制を強化します。
広域防災体制の充実	○災害時における相互応援協定に基づいて、比企広域市町村圏組合や川越都市圏まちづくり協議会を中心とした近隣市町村との協力関係を推進するとともに、大規模災害に対応するため、平成 17 年に相互応援協定を締結した栃木県芳賀町との連携に努め、より広域的な体制を充実します。 ○災害時の避難場所相互利用に関する協定に基づいて、上尾市・北本市・桶川市との連携に努め、体制を充実します。
災害時要配慮者対応の充実	○災害時に支援を必要とする住民を「防災カード」で把握するとともに、自らの地域は自らが守るという考えに基づいた、地域で支援する仕組みを構築し、災害時要配慮者への対応を充実します。
公共施設の耐震化	○災害時などの有事に的確に対応するため、公共施設の耐震化を行います。

◆ 町民一人ひとりの活動

- 火災などの発生時には、初期消火や救護活動を行い、地域で互いに助け合う
- 防災訓練、各種講習会などに積極的に参加し、防災意識の向上を図る

◆ まちづくり指標

指標名	現状値	後期目標（H32）
災害備蓄品の充足率	72.5%	100%

◆ 総合戦略重要業績評価指標（KPI）

指標名	現状値	目標（H31）
自主防災会の設立	53 か所	58 か所（全地域）



第6節 消費者保護

◆ 現状と課題

○町民が安心して消費生活を送れるよう、啓発パンフレットなどを窓口におくなど、消費生活情報の周知・啓発を図っています。また、消費相談業務に関しては、相談案件に対し、専門的知見に基づいて適切かつ迅速に処理するため、東松山市、吉見町、滑川町、川島町の1市3町で協定を結び、東松山市に相談窓口を開設し、業務の効率化と利便性の向上に努め、各種相談に対応しています。一方で、県消費生活支援センターとの連携はできていますが、他の関係機関との連携ができていないため、幅広く消費生活の相談に対応できるよう、各関係機関との連携を構築していく必要があります。

◆ 基本方針

町民が健全な消費生活を送ることができるよう相談体制の充実を図ります。

◆ 基本施策の展開

基本施策 1 消費生活の向上

施策	内容
消費生活情報の提供	○町民が安心して消費生活を送れるよう、啓発パンフレットなどを通じて情報提供を充実します。
相談体制の強化	○1市3町で行っている消費生活相談の充実を図るため、県消費生活支援センターなどの関係機関との連携を強化します。

基本施策 2 消費者の保護

施策	内容
消費者の保護	○消費者を保護するため、消費生活セミナーを開催します。

◆ 町民一人ひとりの活動

- 各種の消費生活に関する講座に積極的に参加する
- トラブルに巻き込まれないよう、正しい消費者知識を習得する

◆ まちづくり指標

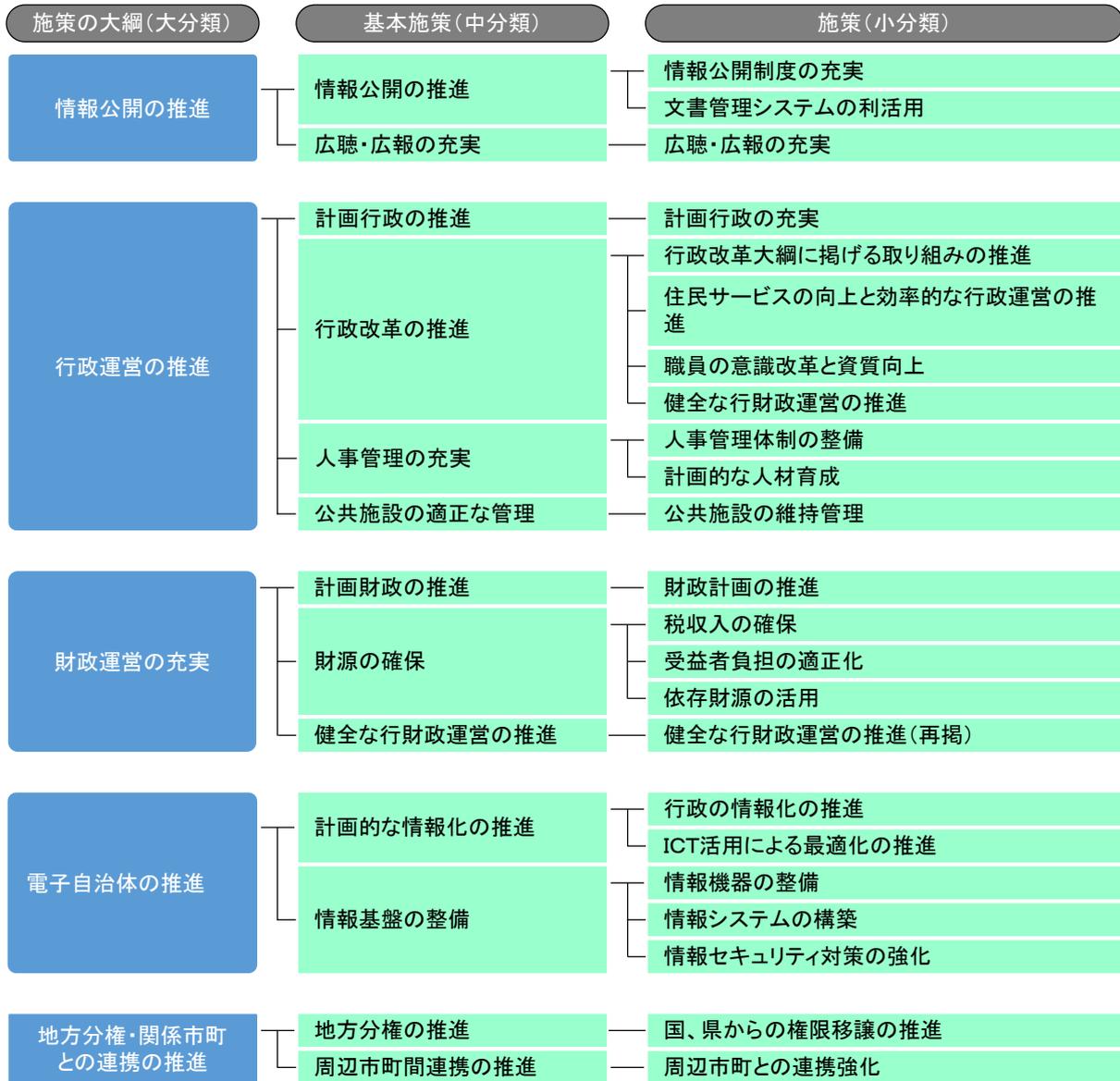
指標名	現状値	後期目標（H32）
消費者講座等の開催数	0回/年	4回/年

第 7 章

町民に開かれた計画的なまちづくり



施策体系



第1節 情報公開の推進

◆ 現状と課題

○町民のまちづくりへの参加を促すには、まちの現状を知ってもらうことが必要です。そのため、積極的に情報を提供・公表し、より多くの情報に住民が触れることができる環境づくりが必要となります。

○広聴の充実については、町民ニーズを把握し、町政を推進するための手段として、各種懇談会の開催のほかに、3か年ごとに「町民意識調査」を実施しています。引き続き町民への広聴活動を充実させるとともに、新たな広聴機能の導入を検討する必要があります。

○広報の充実については、住民に対する情報提供に関して、町ホームページを主体に検討していますが、各種の情報媒体を活用し効果的な広報機能を充実させる必要があります。

◆ 基本方針

情報公開を推進するため、広聴・広報機能を充実させるとともに、まちの情報を共有できる環境を充実します。また、広聴・広報を推進することにより、町民ニーズに的確に対応するなど、町民主体のまちづくりを推進します。

◆ 基本施策の展開

基本施策 1 情報公開の推進

施策	内容
情報公開制度の充実	○町民がまちづくりへ参加する第一歩として、また、透明で開かれた町政を推進するため、町が保有する行政情報をオープンデータとして積極的に公開することに努め、情報公開制度の充実を図ります。
文書管理システムの利活用	○文書事務は行政事務の基本であり、行政文書は町民の権利義務にも影響を与えるものであるため、ファイリングシステムの利活用を基本に、より正確で迅速な処理をめざします。

基本施策 2 広聴・広報の充実

施策	内容
広聴・広報の充実	<p>○これまで実施している各種懇談会や町ホームページのご意見箱コーナー、広聴箱によるご意見募集に加え、新たに町政サポーター制度を設けるなど、広聴活動のさらなる充実を図ります。</p> <p>○広報紙や町ホームページでの動画による紹介など、様々な情報媒体の特長を活かした活動を行い、町民が町政への理解を深められるよう広報機能を充実します。</p> <p>○行政情報の提供システムづくりの検討を進めます。</p> <p>○情報は必要としているときにそのタイミングで接することが重要であり、そのための仕組みを確立します。</p> <p>○町公式ホームページを、町民だけでなく、国内外の人がみて「訪れたい」「住みたい」と思えるようなホームページにリニューアルします。</p> <p>＜総合戦略掲載事業＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホームページタウンプロモーション事業（再掲）

◆ 町民一人ひとりの活動

- 行政情報を的確に把握し、地域活動、住民活動に積極的に参加する
- 行政運営について知識と関心を持ち、行政からの様々な情報をもとに町政に参画し、発言（提言）する

◆ まちづくり指標

指標名	現状値	後期目標（H32）
広報やホームページによる行政情報提供に対する満足度	18.2%	37.0%

◆ 総合戦略重要業績評価指標（KPI）

指標名	現状値	目標（H31）
町公式ホームページアクセス数	年間 15 万件	年間 20 万件

第2節 行政運営の推進

◆ 現状と課題

- 少子・高齢化の進行や社会経済情勢が変化する中、複雑かつ多様化する町民ニーズや行政課題に的確に対応するため、効率的かつ効果的な行政運営が求められています。総合振興計画に基づいた施策、事業の内容については、予算と整合を図った実施計画を策定し、進行管理を行っています。また、行政改革の基本方針を定めた「第4次川島町行政改革大綱」に基づき、徹底した行政改革に取り組んでいます。厳しい財政状況においても、町民や地域が必要とする行政サービスを提供するために、組織・機構の見直しや定員管理の適正化などに取り組むとともに、簡素で効率的な行政運営を進めます。
- 人事管理の充実については、職員の育成の一環として企業への研修・派遣などを行っており、県や広域で開催する研修にも派遣を行っています。今後は研修などの効果測定方法を定め、参加した職員の意識改革や効果的な人材育成を促進する必要があります。

◆ 基本方針

組織機構の簡素化や人事管理の適正化をはじめ、民間活力の利用や町民との協働の推進、管理経費の節減を進め、計画的かつ効率的な行政運営を推進します。

◆ 基本施策の展開

基本施策 1 計画行政の推進

施策	内容
計画行政の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○ 総合振興計画を中心とした各種計画に基づき、施策を推進します。 ○ 実施計画などを通して計画を具体化するとともに、実施に向けた進行管理を行います。

基本施策 2 行政改革の推進

施策	内容
行政改革大綱に掲げる取り組みの推進	○ 「第4次川島町行政改革大綱」に基づき、簡素で効率的な行財政運営を推進します。
住民サービスの向上と効率的な行政運営の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 厳しい財政状況と、限られた職員により新たな行政課題に取り組むため、PDCAサイクルによる進行管理を進め、効率的な行政運営を推進します。 ○ すべての行政サービスを町主導で実施するには限界があるため、町民や民間企業と行政が協働し、行政運営に取り組みます。
職員の意識改革と資質向上	○ 過去の慣例や前例にとらわれることなく、常に改善・改革する気持ちを持って仕事に取り組む職員を育成するとともに、主体的に行政運営ができる職員としての資質を向上します。
健全な行財政運営の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 財源の確保と支出の見直しを進め、効率的な財源配分を行い、持続可能な財政運営を推進します。 ○ 保有する公共施設を総合的に把握し、財政運営と連動させながら、管理・活用を推進します。

基本施策 3 人事管理の充実

施策	内容
人事管理体制の整備	○人事評価制度を中心に、人材確保や人材育成、人材活用を進め、総合的な人事管理体制を整備します。
計画的な人材育成	○少ない人員と財源で、より多くの専門的業務を処理し、より質の高いサービスを提供するため、人材育成基本方針に基づき計画的な人材育成を図ります。

基本施策 4 公共施設の適正な管理

施策	内容
公共施設の維持管理	○利用者の利便性の向上と管理経費削減のため、庁舎など公共施設の計画的な維持管理を推進します。 ○各種台帳整備を行い、庁舎管理システムを構築します。 ○効率的な働きやすい執務環境の整備を推進します。 ○省エネルギー・省資源施策の展開を図るとともに、公用車についても低燃費・低公害車の導入を推進します。

◆ 町民一人ひとりの活動

- 自分たちでできることと、行政でしかできないことを考える
- 行政サービスを向上させるために、行政に積極的に意見をあげる

◆ まちづくり指標

指標名	現状値	後期目標（H32）
行政改革大綱に掲げた取り組みの達成状況	—	100%

第3節 財政運営の充実

◆ 現状と課題

○歳入の根幹をなす町税は、圏央道川島インターチェンジ周辺地域などの開発による増加要因がある一方で、生産年齢人口の減少などが低下要因になっています。また、国庫補助金や地方交付税などの依存財源の削減が進められるなど、現状の財政規模を維持していくことは厳しい状況となっています。

○歳出においても、少子高齢社会への対応や公共施設をはじめ、道路、橋梁、上下水道などの社会インフラの老朽化への対応など、さらに厳しい財政運営が求められています。

○様々な行政需要と課題に対応するため、川島インターチェンジ周辺地域の開発を推進し、自主財源を拡大するとともに、義務的経費の削減に努め、弾力的な財政構造をつくりあげていく必要があります。

[財政指数の推移]

年度	財政力指数	経常収支比率 (%)	実質公債費比率 (%)	将来負担比率 (%)	地方債現在高 (千円)
平成19年度	0.714	87.8	12.4	73.7	6,503,568
平成20年度	0.757	89.5	11.5	56.9	6,301,818
平成21年度	0.767	89.0	10.9	55.7	6,256,134
平成22年度	0.752	82.4	9.6	36.1	6,197,889
平成23年度	0.719	82.8	8.5	22.5	6,055,704
平成24年度	0.712	84.0	7.2	14.1	5,958,919
平成25年度	0.723	80.8	5.7	5.2	5,950,169
平成26年度	0.736	82.9	4.3	14.8	6,229,585

資料：政策推進課

◆ 基本方針

中長期的な財政見直しを行い、計画的な財政運営を図ります。

また、財源の確保に努める一方、財源の有効活用と効果的配分を行うなど、効率的な財政運営に努めます。

◆ 基本施策の展開

基本施策 1 計画財政の推進

施策	内容
財政計画の推進	○財源の確保とその活用を図り、健全財政を維持する計画的な財政運営を進めるため、総合振興計画に基づく、中期的な財政計画を策定し、毎年度見直します。

基本施策 2 財源の確保

施策	内容
税収入の確保	○適正な課税と収納対策の強化を図るとともに、企業立地などを推進し、税収入の確保に努めます。
受益者負担の適正化	○使用料や手数料、負担金などは、負担の公平化と財源の確保を図るため定期的な見直しを行い、コストに基づく適正な料金を設定します。
依存財源の活用	○国・県などの補助制度を有効活用するとともに、地方交付税措置のある地方債を活用し、後年度の財政負担を軽減します。

基本施策 3 健全な行財政運営の推進

施策	内容
健全な行財政運営の推進（再掲）	○財源の確保と支出の見直しを進め、効率的な財源配分を行い、持続可能な財政運営を推進します。 ○保有する公共施設を総合的に把握し、財政運営と連動させながら、管理・活用を推進します。

◆ 町民一人ひとりの活動

○町の財政状況などについて関心を高める

◆ まちづくり指標

指標名	現状値	後期目標（H32）
経常収支比率	82.9%	80.0%

第4節 電子自治体の推進

◆ 現状と課題

- 町ホームページのリアルタイム（注²⁹）での情報提供については、遅れている部分があり、最新の情報を提供することが求められます。また、ICT技術を有効に活用し、効率的・効果的な行財政運営が行えるよう、職員の技術向上に取り組む必要があります。
- マイナンバー導入による効率的なシステムの導入が求められます。
- 町民の便利で快適な生活をサポートするため、ネット上での申請や届け出ができる手続きの検討及び周知を行う必要があります。
- セキュリティ対策に関しては、これまでに情報が外に漏れるなどの事例は起きていませんが、今後はさらに、電子化の推進に併せて、個人情報の取り扱いなど情報セキュリティ強化を進める必要があります。

◆ 基本方針

ICTを活用し、庁内の事務の効率化・スピード化を図るとともに、電子申請システムやマイナンバー制度などを活用し、町民サービスの向上を図ります。また、情報化の進展に伴い、職員の情報セキュリティ対策を強化します。

◆ 基本施策の展開

基本施策 1 計画的な情報化の推進

施策	内容
行政の情報化の推進	○行政情報の積極的な提供を推進するため、町ホームページを活用した情報提供や情報資産の提供に迅速に対応できるよう、情報化を進めます。
ICT活用による最適化の推進	○情報機器の高度化に伴い、共有できる情報を的確に提供できるようにするため、職員研修を実施し、事務の効率化、スピード化に努めます。

基本施策 2 情報基盤の整備

施策	内容
情報機器の整備	○既存システムの維持管理を行うとともに、より効率的なシステムの導入や経費の削減を行います。
情報システムの構築	○町民がインターネットを利用し、申請や届け出ができる電子申請システムや納税システムの導入、マイナンバー制度の活用を検討し、利便性を向上します。
情報セキュリティ対策の強化	○インターネットを用いた行政サービスを安心して受けられるよう、個人情報ははじめとする情報資産のセキュリティ強化を図るための体制や、システムの整備・運用を行います。

注²⁹ 「即時性」という意味。

◆ 町民一人ひとりの活動

- 電子申請システムを有効活用する
- マイナンバーカードの登録をする

◆ まちづくり指標

指標名	現状値	後期目標（H32）
マイナンバーカード登録件数	—	10,000 件



第5節 地方分権・関係市町との連携の推進

◆ 現状と課題

- 現在、国や県からの移譲対象事務として87事務中、54事務を受けており、移譲率62.1%の状況となっています。引き続き、移譲対象事務の対応を推進するため、職員の知識や技術習得などの能力向上を図り、行政サービスの向上や事務の効率化を実現させる必要があります。
- 周辺市町との交流に関して、埼玉県川越都市圏まちづくり協議会をはじめ、比企広域市町村圏組合、埼玉中部資源循環組合などとのつながりを活かし、連携強化を図りつつ行政サービスの向上に努めることが必要です。
- 既存の広域行政による取り組みを推進しつつ、広域行政圏域の見直しや関係市町村との連携を図りながら、新たな広域行政のあり方を研究する必要があります。

◆ 基本方針

国や県の権限移譲を推進し、まちの自立性を高めていく一方、周辺市町と連携をとり、効率的な事業の実施を推進します。また、時代の流れに応じた新たな連携のあり方について研究を進めます。

◆ 基本施策の展開

基本施策 1 地方分権の推進

施策	内容
国、県からの権限移譲の推進	○自立した自治体として町独自のまちづくりを推進するため、国や県からの権限移譲を積極的に推進します。

基本施策 2 周辺市町間連携の推進

施策	内容
周辺市町との連携強化	○周辺市町との交流を深め、連携強化を図り、積極的に事業を実施することで、行政サービスを充実するとともに、行政事務の広域処理を推進します。

◆ 町民一人ひとりの活動

- 周辺市町で行う交流イベントに参加する

◆ まちづくり指標

指標名	現状値	後期目標（H32）
移譲対象事務実施率	62.1%	80.0%

資料編

(1) 川島町総合計画審議会条例

昭和44年2月21日
条例第3号

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、川島町総合振興計画審議会の設置、組織及び運営に関する事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 町長の諮問に応じ、町の総合振興計画に関し、必要な調査及び審議を行うため、川島町総合振興計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内で組織し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 町内の公共的団体等の職にある者
- (2) 知識経験を有する者
- (3) 公募による町民

(会長及び副会長)

第4条 審議会に、会長及び副会長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は2年とし、再任されることを妨げない。

- 2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(部会)

第6条 審議会に、必要に応じ、部会を置くことができる。

- 2 委員が属する部会は、会長が指名する。

第7条 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によってこれを定める。

- 2 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 3 部会長に事故あるときは、あらかじめ部会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第8条 審議会又は部会の会議は、それぞれ会長又は部会長が招集する。

- 2 審議会又は部会は、委員の過半数が出席しなければ会議をひらくことができない。
- 3 審議会又は部会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長又は部会長の決すところによる。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、政策推進課において処理する。

(雑則)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 川島村新市町村建設審議会条例（昭和32年川島村条例第1号）は、廃止する。

附 則（昭和46年条例第21号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和52年条例第16号）

この条例は、昭和52年7月1日から施行する。

附 則（平成9年条例第9号）

この条例は、公布の日から施行し、平成9年4月1日から適用する。

附 則（平成17年条例第3号）

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成26年条例第4号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の規定は、施行の日以後に委嘱する委員について適用し、施行日前に委嘱された委員については、任期満了の日までその効力を有する。

(2) 諮問・答申

川政発第 1590号
平成28年1月27日

川島町総合振興計画審議会会長 様

川島町長 飯 島 和 夫

第5次川島町総合振興計画（基本構想一部改訂・後期基本計画）（案）について
（諮問）

このことについて、川島町総合振興計画審議会条例（昭和44年2月21日条例第3号）第2条の規定に基づき、下記のとおり諮問します。

記

- 1 第5次川島町総合振興計画（基本構想一部改訂・後期基本計画）（案）について

平成28年 2月19日

川島町長 飯 島 和 夫 様

川島町総合振興計画審議会

会 長 西 村 弥

第5次川島町総合振興計画（基本構想一部改訂・後期基本計画）（案）について（答申）

平成28年1月27日付け、川政発第1590号により諮問のありました第5次川島町総合振興計画（基本構想一部改訂・後期基本計画）（案）について、川島町総合振興計画審議会条例の規定に基づき、本審議会では慎重に検討審議を行った結果、第5次川島町総合振興計画（基本構想一部改訂・後期基本計画）として、適切なものと認められるので、答申します。本審議会における意見・要望について配慮され、将来像に掲げる「住む人に快適を 訪れる人に活力を 笑顔で人がつながるまち かわじま」の実現に向けて、町民と一体となって計画が推進されますよう、大いに期待します。

記

- 1 リーディングプロジェクトに関しては、ますます少子高齢化が進行すると予想されることから、人口減少への対応は最重要課題として取り組む必要があります。若い世代の定住と流入を図るには、子育て支援、魅力あるしごとの創出、住まいの確保など総合的に取り組み、最大限の効果に努められたい。また、従来の取り組みだけでなく、新しい試みにもチャレンジし、川島町の特徴を活かしたまちづくりを進められたい。人口減少を克服し、地方創生の実現に向けて、PDCAサイクルを確立し、効果・検証を図り、効率的な事業実施に努められたい。
- 2 子育てに関しては、保護者が安心して働くことができるよう保育サービスの充実を図るとともに、子どもが身近で気楽に遊ぶことのできる環境づくりに努められたい。

- 3 屋敷林等の保全に関しては、景観維持や緑地の保全のため必要ではあるものの、時代の変化に応じ、持続性を含めた具体的な取り組みを検討されたい。
- 4 首都圏中央連絡自動車道（圏央道）の埼玉県内全面開通の交通利便性の向上によるポテンシャルを活かし、町が活性化する施策や税収を増やす施策を進める必要がある。川島インターチェンジ周辺開発をはじめ、優良な企業の誘致に努め、町の活性化を強力で推進されたい。また、公共交通の充実については、利便性の向上について関係機関と連携し、徹底を図られたい。さらに、誰もが住み続けたいような住宅・住環境を創出するとともに、住居系用地の土地の確保についても検討されたい。
- 5 農業に関しては、農地集積や経営の合理化を図り、安定した経営が図れるよう支援するとともに、新規就農者への支援をし、担い手の確保に努められたい。観光に関しては、町の観光資源を結ぶ観光周遊ルート形成の検討や町外から人を呼び込むため観光客の受け入れ体制を充実されたい。
- 6 川島町の未来を担う子どもたちの個性が十分伸ばせるよう、きめ細かい教育の推進を図られたい。
- 7 地域の結びつきの意識向上に努め、地域で町民同士が交流する機会や場を増やす取り組みを進めるとともに、人口減少に応じた地域の交流の拠点となる公民館や集会所等のあり方について検討されたい。

(3) 第5次川島町総合振興計画審議会委員名簿

NO.	氏名	役職	備考
1	牛村節子	民生委員主任児童委員	
2	五島アツ子	校長会代表	
3	鈴木恵一	連合PTA代表	
4	関光一	川島町区長会長	副会長
5	南間奈津美	商工会代表	
6	長谷部 實	農業委員会会長	
7	今井敏義	川島町インター産業団地工業会会長 紅屋オフセット株式会社 代表取締役社長	
8	岩山義則	三井精機労働組合執行委員長	
9	大野清子	NPO キャップくれよん 男女共同参画推進委員会委員	
10	大野美寿代	教育委員会委員長職務代理者	
11	小島 一典	埼玉中央農業協同組合川島基幹支店長	
12	清水和明	元吉見町役場職員	
13	西川宏和	株式会社ジェイコム北関東川越局	
14	西村 弥	明治大学政治経済学部准教授	会長
15	松上悟史	農業従事者	
16	矢田堀実香	子育てサークル代表	
17	矢内大介	埼玉県信用金庫川島支店長	
18	国本千里	公募	
19	野原 優	公募	
20	宮崎美由紀	公募	

(敬称略)

(4) 第5次川島町総合振興計画策定経過

年	月 日	内 容
平成 27 年	5月 18日	第 1 回川島町まち・ひと・しごと創生本部会議
	6月 18日	第 1 回川島町まち・ひと・しごと創生ワーキンググループ会議
	6月 25日	第 1 回川島町総合振興計画審議会
	6月 29日	第 1 回川島町まち・ひと・しごと創生プロジェクト会議
	7月 3日	町民アンケート実施（7月3日～7月17日）
	7月 28日	川島町まち・ひと・しごと創生ワーキンググループ中間報告会
	7月 29日	第 2 回川島町まち・ひと・しごと創生プロジェクト会議
	8月 24日	第 3 回川島町まち・ひと・しごと創生プロジェクト会議
	8月 26日	川島町まち・ひと・しごと創生ワーキンググループ最終報告会
	9月 11日	第 2 回川島町総合振興計画審議会
	10月 1日	町民コメント制度実施【川島町まち・ひと・しごと創生総合戦略】 （10月1日～10月14日）
	10月 15日	第 4 回川島町まち・ひと・しごと創生プロジェクト会議
	10月 26日	第 3 回川島町総合振興計画審議会
	10月 28日	第 2 回川島町まち・ひと・しごと創生本部会議
平成 28 年	1月 8日	第 5 回川島町まち・ひと・しごと創生プロジェクト会議
	1月 15日	第 3 回川島町まち・ひと・しごと創生本部会議
	1月 27日	第 4 回川島町総合振興計画審議会
	1月 27日	町民コメント制度実施【川島町総合振興計画】 （1月27日～2月19日）
	2月 19日	第 5 回川島町総合振興計画審議会
	3月 17日	第 4 回川島町まち・ひと・しごと創生本部会議

第5次川島町総合振興計画

基本構想(一部改訂)・後期基本計画

発行：平成28年3月

編集：川島町政策推進課

〒350-0192 埼玉県比企郡川島町大字下八ツ林 870 番地 1

Tel 049 (299) 1752 Fax 049 (297) 6058

URL <http://www.town.kawajima.saitama.jp>

表紙撮影(役場庁舎) 増田彰久



川島町マスコットキャラクター かわべえ・かわみん